JILPT　調査シリーズ
No. 239
2024 年 3 月

子どものいる世帯の生活状況および保護者の就業に関する調査 2022

第 1 回（2011 年）～第 6 回（2022 年）

子育て世帯全国調査の基礎的集計

The Japan Institute for Labour Policy and Training

独立行政法人　労働政策研究・研修機構

JILPT 調査シリーズ No.239
2024 年 3 月

子どものいる世帯の生活状況および保護者の就業に関する調査 2022

第1回（2011年）～第6回（2022年）

子育て世帯全国調査の基礎的集計

独立行政法人 労働政策研究・研修機構
The Japan Institute for Labour Policy and Training

ま　え　が　き

本調査シリーズは、当機構が 2011 年から継続的に実施している「子どものいる世帯の生活状況および保護者の就業に関する調査」（略称：子育て世帯全国調査）の第 6 回調査の調査結果をまとめたものである。

「子育て世帯全国調査」は過去に 2011 年（第 1 回）、2012 年（第 2 回）、2014 年（第 3 回）、2016 年（第 4 回）、2018 年（第 5 回）に実施しており、第 6 回となる調査を 2022 年に実施した。本調査の目的は、日本全国から無作為に抽出される子育て世帯に対して、子どものいる世帯の生活状況やその保護者（主に母親）の仕事の実態や要望などを明らかにすることである。その中でも特に、社会経済的に不利な状況に陥ってしまっているひとり親世帯の状況を明らかにすることに関心がある。調査対象・標本抽出・調査時期・調査方法については、過去の一連の調査で共通しており、調査票の設問も、その多くは第 1 回調査から継続して尋ねているものであり、過去約 10 年における子育て世帯の生活と仕事の状況を把握することができる。

こうした特徴を踏まえ、本調査シリーズでは、第 1 回から第 6 回調査までを接合したデータを用いて、2011～2022 年の約 10 年間におけるシングルマザーの経済的自立に関する長期的なトレンドを記述的に確認することに焦点を当てている。記述的な分析結果からは主に以下のことが明らかになった。まず、ふたり親世帯の母親はこの 10 年間で高学歴化しているのに対して、シングルマザーでは高学歴化の傾向はみられない。ふたり親世帯の母親全体と比べて、シングルマザー本人の個人年収が極端に劣っているというわけではないが、やはり世帯という生活ユニットとしてみた場合、母子世帯の多くが困窮した生活に陥っている。その一方で、ふたり親世帯自体も相対的に豊かになっており、世帯間の格差はむしろ拡大してしまっている。シングルマザーとふたり親世帯の母親どちらもが国や自治体に対して家計負担の直接的軽減や子育てに関する支援を求めており、両者は明らかに置かれている状況が異なるものの、「母親」という立場から求められている支援には共通性がある。しかし、シングルマザーでは職業能力開発に関する支援のニーズが比較的高いという特徴もある。

今日、子どもや子育て世帯を取り巻く問題には社会的に大きな関心が寄せられているが、本調査シリーズが、少しでも関係者の方々の役に立つことができれば幸いである。

最後に、お忙しい中、本調査にご協力くださった回答者のみなさまに心より御礼を申し上げたい。

2024 年 3 月

独立行政法人 労働政策研究 ・ 研修機構
理事長　　藤　村　博　之

執筆担当者（執筆順）

氏　名	所　属	担　当
田上（たがみ）　皓大（こうた）	労働政策研究・研修機構 多様な人材部門 研究員	第１章～第３章
夏（XIA）　天（Tian）	労働政策研究・研修機構 多様な人材部門 アシスタント・フェロー	全体の執筆と付属資料の 作成に関する補助

「第６回子育て世帯全国調査プロジェクト」メンバー
（執筆者以外、五十音順、肩書は執筆時点）

阿部 彩（東京都立大学）
池田 心豪（労働政策研究・研修機構）
稲葉 昭英（慶應義塾大学）
大石 亜希子（千葉大学）
周 燕飛（日本女子大学）
余田 翔平（国立社会保障・人口問題研究所）
James Raymo（プリンストン大学）

目　次

第１章　調査の概要 ･･ 1
第１節　調査の目的 ･･ 1
第２節　調査の方法 ･･ 1
(1)　標本設計の概要 ･･ 1
(2)　層化 ･･ 3
(3)　標本数の配分と調査地点数の設定 ･･････････････････････････････････････ 4
(4)　抽出 ･･ 4
第３節　第６回調査の回収状況 ･･ 4
第４節　第６回調査の母子世帯の特徴 ･･ 6
第５節　本調査シリーズの目的 ･･ 8
第６節　本調査シリーズの集計結果の要約 ･･････････････････････････････････････ 9
(1)　世帯の基礎情報 ･･ 9
(2)　母親の職業生活 ･･ 9
(3)　世帯の家計と生活状況 ･･･ 9
(4)　母子世帯に対する政策的支援のニーズ ･･････････････････････････････････ 10
参考文献 ･･ 10
第２章　主な調査結果 ･･ 11
第１節　集計の方針 ･･ 11
第２節　世帯の基礎情報 ･･ 12
第３節　母親の職業生活 ･･ 18
(1)　「母親・女性の就労」に関する考え ･･････････････････････････････････ 18
(2)　現在の仕事の特徴 ･･･ 23
(3)　キャリアの特徴 ･･･ 31
第４節　世帯の家計と生活の状況 ･･ 35
(1)　家計の状況 ･･･ 35
(2)　生活の状況 ･･･ 39
第５節　母子世帯に対する政策的支援のニーズ ･･････････････････････････････････ 42
(1)　政策的支援の利用実態 ･･･ 42
(2)　国や自治体に求められている支援 ･･････････････････････････････････ 49
(3)　会社や職場に求められている支援 ･･････････････････････････････････ 54
参考文献 ･･ 55

第３章　まとめ ･･･ 57
第１節　集計結果の要約 ･･･ 57
(1)　世帯の基礎情報 ･･･ 57
(2)　母親の職業生活 ･･･ 57
(3)　世帯の家計と生活状況 ･･ 58
(4)　母子世帯に対する政策的支援のニーズ ･･････････････････････････････ 59
第２節　検討すべき政策的議論の方向性 ･･････････････････････････････････････ 60
参考文献 ･･･ 62

付属資料１　「第６回子育て世帯全国調査」調査票 ･････････････････････････ 63

付属資料２　「第６回子育て世帯全国調査」基礎クロス集計表 ･････････････････ 90

第 1 章　調査の概要

第 1 節　調査の目的

「子どものいる世帯の生活状況および保護者の就業に関する調査 2022（第 6 回子育て世帯全国調査）」（以下、本調査または第 6 回調査）は、子どものいる世帯の生活状況やその保護者（主に母親）の仕事の実態や要望などを継続的に調査し、子育て中の女性の仕事に対する支援策のあり方を検討する基礎資料を得ることを目的としている。特に、社会経済的に不利な状況におかれていることが多いシングルマザーなどのひとり親世帯の状況を、ふたり親世帯との比較を通して明らかにすることが目的である。

主な調査項目は「世帯員の就業状況」「家計の状況」「生活一般」「職業能力と就業支援」「ウェルビーイング」など多岐にわたっている。本調査は、過去に 2011 年に第 1 回調査が実施され、その後 2018 年までに計 5 回実施されている[1]。調査項目の大部分は第 1 回調査から今回の第 6 回調査にかけて継続的に尋ねており、労働政策研究・研修機構が有する長期的横断調査の一つである。

第 2 節　調査の方法

本調査では、「全国の末子が 18 歳未満のひとり親世帯とふたり親世帯」を母集団として、住民基本台帳から層化二段階無作為抽出によって得たサンプルに対して、訪問留め置き法によるアンケート調査を 2022 年 11 月から 12 月にかけて実施した。標本設計の詳細は以下の通りである[2]。

(1)　標本設計の概要

1. 調査対象：全国の以下の世帯
   ①　ひとり親世帯：末子が 18 歳未満のひとり親世帯（親族等との同居世帯を含む）
   ②　ふたり親世帯：末子が 18 歳未満のふたり親世帯（親族等との同居世帯を含む）
2. 標本数：合計 4,000
   ①　ひとり親世帯：2,000
   ②　ふたり親世帯：2,000
3. 調査方法：訪問留置法
4. 調査実施時期：令和 4 年（2022 年）11 月～12 月
5. 標本抽出法：住民基本台帳から、ひとり親世帯とふたり親世帯それぞれ 2,000 世帯を層化二段無作為で抽出

[1] 過去の調査については、労働政策研究・研修機構（2012; 2013; 2015; 2017; 2018）を参照されたい。
[2] ただし、実際の標本設計の細かい手順は調査会社によって異なる可能性がある。

本調査では全国的に数が少ないひとり親世帯の回答数を十分確保するために上記のように世帯類型をわけて標本抽出を行っている。言い換えれば、本調査ではひとり親世帯をオーバーサンプリングしていることになるため、基本的に世帯類型ごとに集計・分析を行う必要があることに注意されたい。

本調査における「ひとり親世帯」と「ふたり親世帯」の定義は政府の公的統計のものと比べるとやや広義である。総務省『国勢調査』では、「未婚、死別又は離別の女親／男親と、その未婚の 20 歳未満の子供のみから成る一般世帯（他の世帯員がいないもの）」が「母子／父子世帯」と定義されている。また、厚生労働省『国民生活基礎調査』では、「死別・離別・その他の理由（未婚の場合を含む）で、現に配偶者のいない 65 歳未満の女／男（配偶者が長期間生死不明の場合を含む）と 20 歳未満のその子（養子を含む）のみで構成している世帯」が「母子／父子世帯」と定義されている。さらに、後述でも本調査との比較を行う厚生労働省『全国ひとり親世帯等調査』では、「父／母のいない児童（満 20 歳未満の子どもであって、未婚のもの）がその母／父によって養育されている世帯」が「母子／父子世帯」と定義されている。

本調査においては、当初アメリカやドイツ、フランスなどの国との国際比較も考慮にいれて 18 歳未満の児童を養育する世帯に限定して設計されている。また、世帯の構成についても、祖父母と同居している場合にも子の父親／母親となる回答者の配偶者がいない場合は、ひとり親世帯と見なしている。また、子の父親／母親となる回答者の配偶者がいる場合でも、現在進行形で離婚に向けた協議を行っている場合やそうした可能性を視野にいれて別居状態になる場合などもひとり親世帯として見なしている。

本調査が厳密なひとり親世帯の定義ではなく、やや曖昧な広義の定義を用いているのには、住民基本台帳の情報のみを用いて上述の公的統計のような厳密な定義に当てはまる「ひとり親世帯」を特定することが非常に難しいという理由がある。詳しくは後述するが、本調査では、抽出時点の世帯区分も参考にしつつ、調査票の情報に基づいてすべてサンプルの世帯区分を確認・修正している。そこで一つの基準となっているのは、「調査時点において、自らが養育している 18 歳未満の子どもを共に養育する配偶者（事実婚含む）がいるか」である。ただしここでの「養育」も広義に捉えている。前述のように、法的な婚姻関係にある配偶者がいる場合でも離婚協議中や別居中の場合は、近い将来婚姻関係が解消される見込みが高いため、その時点においても自らの子どもの養育に関して配偶者からの実質的な関わりやサポートは少ないだろう[3]。一方で、単身赴任では子どもの養育に関して配偶者が関わることが少ない場合もあるが、特に直近に婚姻関係が解消されるような見込みがない場合は、生計を同一

[3] ただし、離婚協議中や別居中の場合でも必ずしも「回答者が子の養育を主として行っているか」については明確ではないため、一律にひとり親世帯としてみなすのはやや強引である。しかし、日本においては離婚夫婦の多くの場合母親が親権を持つことが多く、回答者が女性（母親）の場合に関しては、このような前提も多少は妥当かもしれない。もちろん、この点については本調査の課題の一つであり、今後改善する必要がある。

にしていたり、定期的な帰省によって単身赴任中の配偶者が子の養育を行っていることも考えられるため、「ひとり親世帯」とは見なしていない[4]。以上のように本調査における「ひとり親世帯」の定義は広義であるが、言い換えれば、「調査時点において、18 歳未満の子どもの養育に関して、十分な仕送りや子どもの面倒をみるなどの実質的な関与・サポートをする配偶者（事実婚含む）がいないもの」を「ひとり親世帯」として見なしている[5]。本調査の趣旨の一つは、そうした「配偶者の実質的な関与・サポートなしでひとりで子を養育している」状態にある「ひとり親世帯」が直面している生活や仕事の課題を明らかにすることである。

(2) 層化

以下のように、都道府県を単位として全国の市区町村を東京都区部・指定都市・その他 11 の地区に分類する。さらに、その他 11 の地区においては市郡規模（人口 20 万人以上の都市・人口 10 万人以上の都市・人口 10 万人未満の都市・町村）によって 4 分類し層化する。以上の層化により、全国を総計 65（＝1＋20＋11×4）の抽出単位地域（ブロック）に区分する。

- 東京都区部
- 20 の政令指定都市（都市ごとに分類）
- その他 11 の地区
  - 北海道地区：北海道
  - 東北地区：青森県、岩手県、宮城県、秋田県、山形県、福島県
  - 関東地区：茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県
  - 北陸地区：新潟県、富山県、石川県、福井県
  - 東山地区：山梨県、長野県、岐阜県
  - 東海地区：静岡県、愛知県、三重県
  - 近畿地区：滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、奈良県、和歌山県
  - 中国地区：鳥取県、島根県、岡山県、広島県、山口県
  - 北九州地区：福岡県、佐賀県、長崎県、大分県
  - 四国地区：愛媛県、香川県、高知県、徳島県
  - 南九州地区：熊本県、宮崎県、鹿児島県、沖縄県

---

[4] 「生計に関する援助」という点では、元配偶者から養育費の支払いを受けているケースも一見該当しうると考えられるが、日本においては養育費を受け取っているひとり親世帯も非常に少なく、受け取っていたとしてもその金額は十分ではないことも多いため、実質的に子どもの養育に関与しているとは言えないだろう。また、日々の子どもの養育に関する管理監督の責任も基本的には元配偶者は有していないため、単身赴任などのケースとは異なっていると考えられる。

[5] 日本では夫の家事育児参加が非常に低いことがよく知られているが、「ふたり親世帯」でも配偶者からの実質的な関与・サポートがない場合もあるだろう。特に近年しばしば指摘されているように「子育てのワンオペ」にあるような状態はこの定義にも含まれうる。本調査では配偶者がいると回答している限り、このようなケースであっても「ふたり親世帯」へと分類している。やや本調査の趣旨からは逸れる可能性もあるが、「子育てのワンオペ」状態にあるふたり親世帯の母親／父親が直面している課題を明らかにすることも、今後の重要な調査課題の一つであろう。

(3)　標本数の配分と調査地点数の設定

1. 2000 を各層のひとり親世帯数で各層に比例配分し、各層のひとり親世帯の標本数とする。ふたり親世帯についても同様に定める。
2. 各層のひとり親世帯数とふたり親世帯数は、令和 2 年国勢調査の結果による。
3. 1 調査地点で 20～30 程度の世帯を調査する（ひとり親世帯とふたり親世帯がおおむね半々ずつ）ことを目安に、各層の標本世帯数に応じて、各層の調査地点数を定める。各層の調査地点数の合計は 175 程度となるようにする。

(4)　抽出

1. 当該層に属する令和 2 年国勢調査の基本単位区を番号順に並べ、基本単位区ごとに、当該基本単位区までの総世帯数を累積する。
2. 次の抽出間隔を計算する。

$$\text{抽出間隔} = \frac{\text{当該層の総世帯数}}{\text{当該層について定めた調査地点数}}$$

3. 系統抽出法によって算出した該当する数字が含まれる基本単位区を調査地点とする。
4. 調査地点ごとに、調査するひとり親世帯とふたり親世帯の数を定める。1 調査地点あたり 3 世帯（ひとり親 2 世帯、ふたり親 1 世帯）の予備サンプルをつける。合計が当該層で定めたひとり親世帯とふたり親世帯の標本数となるようにする。
5. 特定した調査地点に係る住民基本台帳により、上記 4 で定めた数だけ、ひとり親世帯とふたり親世帯を抽出する。同じ基本単位区だけでは足りない場合は、同じ層内の隣接する基本単位区まで、抽出の範囲を広げる。

上述のように、住民基本台帳の情報から対象となっている世帯がひとり親世帯かふたり親世帯かを確定することはかなり難しい。つまり、実際には抽出しているのは「ひとり親世帯／ふたり親世帯であると推測される」世帯であることに注意されたい。ただし、後述のように、すべての世帯について、実査時の状況及び調査票の情報から世帯構成を確認し、世帯類型の入れ替えを行っている。

第 3 節　第 6 回調査の回収状況

本調査の世帯類型ごとの回収状況を図表 1-3-1 に示した。上述のように、実査時の状況確認及び調査票の情報の確認によって確定した、クリーニング後の世帯類型とのクロス集計で示している。青色のハイライトで示している部分が世帯類型の変更を行った件数である。表頭の回収率は抽出時の世帯区分に対するものである。

図表 1-3-1　抽出時とデータクリーニング後の回収状況の比較

抽出時	クリーニング後			計	回収率
	ふたり親世帯	ひとり親世帯	無効票		
ふたり親世帯	1150	13	0	1163	58.2%
ひとり親世帯	183	695	1	879	44.0%
計	1333	708	1	2042	

出所：第 6 回子育て世帯全国調査より筆者作成。

図表 1-3-2　世帯類型の変更理由

理由	件数	割合
単身赴任で「ひとり親→ふたり親」	97	49.5%
別居・離婚協議中で「ふたり親→ひとり親」	7	3.6%
実査時・実査後の状況確認で属性変更	92	46.9%
合計	196	

出所：第 6 回子育て世帯全国調査より筆者作成。

まず、抽出時でみてふたり親世帯が 1163 件、ひとり親世帯で 879 件の回収があり、それぞれ回収率は 58.2%、44.0%である。前回第 5 回調査の回収率と比べてそれぞれ＋4.6 ポイント、－0.5 ポイントと、昨今の社会調査に対する忌避傾向やコロナ禍の影響があったにも関わらず、前回と変わらない回収状況となっている。

上述のようにサンプルの世帯区分の確定を行うため、調査票の内容から状況確認を行った。その結果、世帯類型の判断がつかなかったため 1 件を無効票とし、図表 1-3-2 に示した理由から計 196 件で世帯類型の変更を行った。例えば、住民基本台帳からの抽出の際はひとり親世帯であると推測されたものの、その後の状況確認によって配偶者が単身赴任していたことが判明して、ふたり親世帯へと変更したケースが 97 件あった。また、反対に、抽出の際はふたり親世帯であると推測されたものの、その後の状況確認によって配偶者と現在別居中もしくは離婚協議中であり、実質的にひとり親世帯としてみなせるケースが 7 件あった。その他、明確な理由は明らかではないが、実査時の状況及び調査票の情報を確認し世帯類型を変更したケースが 92 件あった。

以上の手順で世帯類型を確定した結果、本調査における最終的な有効回答数は図表 1-3-3 の通りとなった。原則調査票は母親に回答するように依頼しているが、ふたり親世帯においては本人の時間の都合などから父親が回答しているケースがある。

図表 1-3-3　クリーニングの世帯類型の詳細

世帯類型	有効回答数
ふたり親世帯（母親回答）	1300
ふたり親世帯（父親回答）	33
母子世帯	618
父子世帯	90
計	2041

出所：第 6 回子育て世帯全国調査より筆者作成。

第 4 節　第 6 回調査の母子世帯の特徴

本調査では特にシングルマザーなどのひとり親世帯の状況に着目しているが、母子世帯（ひとり親世帯の母親回答）のサンプルの特徴について、厚生労働省の『令和 3 年全国ひとり親世帯等調査』（以下、厚労省ひとり親調査）と比較し確認する。厚労省ひとり親調査は全国の母子世帯・父子世帯・養育者世帯のすべてを母集団としており、母子世帯が「父のいない児童（満 20 歳未満の子どもであって、未婚のもの）がその母によって養育されている世帯」、父子世帯が「母のいない児童がその父によって養育されている世帯」、養育者世帯が「父母ともにいない児童が養育者（祖父母等）に養育されている世帯」と定義されている。それを考慮すると、本調査では「全国の末子が 18 歳未満のひとり親世帯とふたり親世帯」を母集団としているため、比較的小さい子どもを育てているひとり親世帯が多くなっていると考えられる。

さらに、厚労省ひとり親調査の調査設計は、「全国の母子世帯、父子世帯及び養育者世帯を対象として、平成 27 年国勢調査により設定された調査区から無作為に約 9100 調査地区を抽出し、当該調査地区内の父子世帯、養育者世帯の全てを客体とするとともに、上記 9100 調査地区のうちの 3500 調査地区内の母子世帯の全てを客体とした」[6]となっている。簡便に言い換えれば、厚労省ひとり親調査は「無作為抽出した特定の調査区内における全数調査」であり、全国のひとり親世帯の分布を考慮して層ごとに比例割当を行い無作為抽出している本調査とは標本設計が大きく異なっている。

こういった点も踏まえ、以下では本調査で特に注目している母子世帯について、世帯人数・子ども数・親との同居・年齢・末子年齢・学歴の比較を行っていく。結果は図表 1-3-4 と図表 1-3-5 に示した。両者の乖離の程度の評価について明確な基準はないが、ここではさしあたり±5%ポイント以内であれば相対的に違いは小さいと評価することにする。

[6] 厚生労働省子ども家庭局家庭福祉課（2022）『令和 3 年度 全国ひとり親世帯等調査結果報告』参照。https://www.cfa.go.jp/assets/contents/node/basic_page/field_ref_resources/f1dc19f2-79dc-49bf-a774-21607026a21d/9ff012a5/20230725_councils_shingikai_hinkon_hitorioya_6TseCaln_05.pdf、2023 年 12 月 13 日閲覧

図表 1-3-4　令和 3 年全国ひとり親世帯等調査との比較（世帯人数・子ども数・親との同居）

母子世帯の特徴		第6回 子育て世帯全国調査（2022年）	令和3年 全国ひとり親世帯等調査（2021年）	差分
	N	618	2653	
世帯人数	2人	31.7	35.4	-3.7
	3人	35.0	32.9	2.1
	4人	19.7	18.1	1.6
	5人以上	11.3	13.2	-1.9
	不明・無回答	2.3	0.4	1.9
子ども数	1人	37.5	60.2	-22.7
	2人	41.4	29.9	11.5
	3人	14.1	7.7	6.4
	4人以上	5.8	1.9	3.9
	不明・無回答	1.1	0.4	0.7
親との同居	同居していない	61.5	75.6	-14.1
	同居している	34.5	24.4	10.1
	不明・無回答	4.0	0.0	4.0

出所：厚生労働省『令和 3 年全国ひとり親世帯等調査』と第 6 回子育て世帯全国調査より筆者作成。

まず、図表 1-3-4 の結果を確認する。世帯人数については、厚労省ひとり親調査のほうが小規模な母子世帯が若干多くなっているが、いずれのカテゴリーでも±5%ポイント以内の差異となっており、それほど大きく異なっているわけではない。子ども数についてはかなり大きな違いがみられる。本調査の母子世帯は比較的子ども数が多い一方、厚労省ひとり親調査の母子世帯の約 6 割が子ども 1 人のみである[7]。同様に親との同居率についても差が大きく、本調査のほうが親と同居している母子世帯が多くなっている。

次に図表 1-3-5 の結果を確認する。母子世帯の母親の年齢については、両世帯における差異は相対的に小さく、いずれの調査においても母子世帯の母親は 40 代が多くなっている。末子年齢については、先述のように本調査では調査対象を 18 歳未満の子どもを育てている世帯に限定しているために「18・19 歳」のカテゴリーが 0 になっているが、そのほかのカテゴリーが極端に多くなっているわけではなく、当該カテゴリーを除いて末子年齢に大きな違いがあるとはいえない。学歴については両調査の違いは全くないと言ってよい。

[7] なお、平均子ども数で比較すると本調査が 1.9 人、厚労省ひとり親調査が 1.5 人となっており、相対的に差は小さく見える。それぞれの平均子ども数は過去の子育て世帯全国調査及び厚労省ひとり親調査とほとんど同じである（労働政策研究・研修機構 2019）。ちなみに、過去の子育て世帯全国調査においては平均子ども数を用いて厚労省ひとり親調査と比較をしているが、第 2 章で示すように子ども数の分布でみると過去の子育て世帯全国調査も第 6 回調査と同水準であり、やはり子育て世帯全国調査全体が子ども数が多い世帯に偏っている可能性がある。

図表 1-3-5　令和 3 年全国ひとり親世帯等調査との比較（年齢・末子年齢・学歴）

母子世帯の特徴		第6回 子育て世帯 全国調査 （2022年）	令和3年 全国ひとり親 世帯等調査 （2021年）	差分
	N	618	2653	
年齢	20歳未満	0.0	0.1	-0.1
	20～29歳	5.2	7.5	-2.3
	30～39歳	31.7	27.1	4.6
	40～49歳	50.6	50.1	0.5
	50～59歳	11.8	14.5	-2.7
	60歳以上	0.6	0.3	0.3
	不明・無回答	0.0	0.5	-0.5
末子年齢	5歳以下	17.6	16.8	0.8
	6～11歳	31.4	29.9	1.5
	12～17歳	45.5	41.8	3.7
	18･19歳	0.0	10.9	-10.9
	不明・無回答	5.5	0.6	4.9
学歴	高卒以下	51.5	50.1	1.4
	専門卒	14.6	15.7	-1.1
	短大・高専卒	16.5	18.3	-1.8
	大学卒以上	13.4	12.1	1.3
	その他	0.3	0.6	-0.3
	不明・無回答	3.7	3.2	0.5

出所：厚生労働省『令和 3 年全国ひとり親世帯等調査』と第 6 回子育て世帯全国調査より筆者作成。

まとめると、厚労省ひとり親調査と比べて本調査の母子世帯は、「子ども数が多く、親との同居率が高く、18 歳未満の子どもを育てている世帯が若干多い」という特徴がある。これらの特徴のうち最後については調査対象の限定が異なるという調査設計上の明確な違いが原因であると考えられる。しかし、それ以外の前者 2 つの特徴について明確な要因を特定することは難しく、先述のように両調査での調査・標本設計の違いが影響している可能性がある。また、こうした基本的な属性の違い以外にも、この 2 つの調査において異なる母子世帯の特徴が観察される可能性があることにも留意されたい。

第 5 節　本調査シリーズの目的

本調査シリーズの目的は、現代におけるシングルマザー（世帯・母親自身）の経済的自立の状況に関する基礎的な資料を提供することである。このテーマに関する詳細分析を行った報告書が 2024 年度に本調査シリーズの続編として公表される予定であり、本調査シリーズはその下地となる記述的な分析を行うことを目的としている。さらに、第 6 回調査が子育て世帯全国調査が開始されてから約 10 年目の節目に当たることから、過去の調査データも用いて、2011～2022 年の約 10 年間におけるシングルマザーの経済的自立に関する長期的なト

レンドを記述的に確認する。特に注目しているのは、「シングルマザーである母親自身の経済的自立の状況とその変化」及び「シングルマザー世帯（母子世帯）とふたり親世帯間の格差の状況とその変化」についてである。

第 6 節　本調査シリーズの集計結果の要約

(1)　世帯の基礎情報

過去 10 年間で全体的に世帯の小規模化が進行している。特に母子世帯は離婚が原因で「ひとり親化」[8]し、追加の子どもが生まれにくい傾向にあるため、一人っ子の割合が高い。一方で、ふたり親世帯では、伝統的な「二人っ子＋夫婦」の家族構成はあまり変わっていないが、親との同居率は低下している。また、両タイプの世帯において、母親の年齢が上昇している。さらに、ふたり親世帯の女性の高学歴化が進んでいる一方で、母子世帯では高学歴化の傾向がほとんど見られず、結果として世帯間の学歴格差が拡大している。

(2)　母親の職業生活

この 10 年間で母子世帯とふたり親世帯ともに「母親・女性の就労」に対する肯定的な意見が増加している。母親の望ましい働き方については、完全にフルタイム勤務を理想とするような極端な変化はないが、子育てをしながら何らかの形で就業を継続することを望む傾向が強まっている。ただし、子どもが 3 歳以降の理想は多様化してきており、母親が理想とする「仕事と家庭の両立」のあり方も一枚岩ではない。

母子世帯の母親は、有業率が高く正規雇用としての労働参加が多い。一方でふたり親世帯の母親では、有業率が相対的に低く非正規雇用やパートタイムの割合が高い。母子世帯の母親の個人年収は極端に低いわけではない。ただし、職域には若干違いが出ており、母子世帯の母親は比較的サービス職寄りで、ふたり親世帯の母親では専門･技術職寄りとなっている。

これまでの本人の職業キャリアについては、出産や育児での一時的な退職後の再就職が一般的であったが、特に母子世帯ではこの傾向が減少し、一貫して働き続けるパターンが増えている。一方、ふたり親世帯では学卒後の仕事を長期的に継続するパターンが多い。

(3)　世帯の家計と生活状況

その世帯年収と等価可処分所得はふたり親世帯よりも低く、母子世帯の家計は困難な状況にある。現在も母子世帯の半数が相対的貧困に陥り、経済的な余裕がほとんどない状況にあるが、長期的には貧困や貯蓄状況の改善傾向が見られる。しかし、ふたり親世帯の世帯年収の増加により、世帯間の経済格差は拡大している。この母子世帯における経済的困窮は、子

---

[8] あまり頻繁に用いられる用語ではないが、本書における「ひとり親化」は、子どもを持つ夫婦からなる世帯が離別や死別によってひとり親世帯になることを意味している。本文中でも説明しているが、日本におけるひとり親世帯の多くが結婚・出産後に起きた離婚を理由としており、そうした家族・世帯構成の変化を意味している。

どもの教育や余暇活動への支出能力の差にも影響を及ぼし、子どもの体験格差を拡大させている。さらに母子世帯の母親の主観的幸福度は低い。

(4) 母子世帯に対する政策的支援のニーズ

過去 10 年間にわたり、両立支援プログラムの認知度と利用が増加しているが、特に子の看護休暇や短時間勤務制度の利用はまだ限定的である。特に母子世帯を対象とする能力開発系の制度の認知度が低い。第 6 回（2022 年）調査では、家計負担を直接軽減する給付型支援への強いニーズが明らかになった。さらに、母子世帯では職業訓練への金銭的支援が、ふたり親世帯では子育て支援が重要視されている。職場における支援の充足度も向上しており、特に母子世帯では就業時間への配慮と復職支援が、ふたり親世帯では託児施設の利用が増加している。しかし、就業時間の調整が必要と感じている人が依然として多く、今後はさらなる働き方改革が求められている。

参考文献

労働政策研究・研修機構（2012）『子どものいる世帯の生活状況および保護者の就業に関する調査』JILPT 調査シリーズ，No.95.

労働政策研究・研修機構（2013）『子どものいる世帯の生活状況および保護者の就業に関する調査 2012（第 2 回子育て世帯全国調査）』JILPT 調査シリーズ，No.109.

労働政策研究・研修機構（2015）『子どものいる世帯の生活状況および保護者の就業に関する調査 2014（第 3 回子育て世帯全国調査）』JILPT 調査シリーズ，No.145.

労働政策研究・研修機構（2017）『子どものいる世帯の生活状況および保護者の就業に関する調査 2016（第 4 回子育て世帯全国調査）』JILPT 調査シリーズ，No.175.

労働政策研究・研修機構（2019）『子どものいる世帯の生活状況および保護者の就業に関する調査 2018（第 5 回子育て世帯全国調査）』JILPT 調査シリーズ，No.192.

第 2 章　主な調査結果

第 1 節　集計の方針

本調査シリーズでは「シングルマザーの経済的自立の状況」に関する記述的な分析として次の 4 つの側面から集計を行う。第 1 に、「世帯の基礎情報」として、上述の厚労省ひとり親調査との比較でも用いた変数である、世帯人数・子ども数・親との同居・年齢・末子年齢・学歴を集計する。第 2 に、「母親の職業生活」を描くために、a)「『母親の就労』に関する考え」を捉える項目として、就労価値観（未就学児への影響・性別役割分業・出産後の就業継続）・母親の望ましい働き方、b)「現在の仕事の特徴」を捉える項目として、有業率・雇用形態・職域（職業・産業）・労働時間・個人年収、c)「キャリアの特徴」を捉える項目として、第 1 子出産前後の就業状態・職業キャリアをそれぞれ集計する。第 3 に、「世帯の家計と生活状況」を把握するために、世帯年収（税込み・手取り）・等価可処分所得・相対的貧困率・貯蓄状況・現在の暮らし向き・子どもの「体験」への支出に対する負担・幸福度を集計する。第 4 に、「母子世帯に対する政策的支援のニーズ」を明らかにするために、政策的支援の利用実態・国や自治体に求められている支援・会社や職場に求められている支援を集計する。用いた変数の詳細についてはそれぞれの該当部分で説明する。

いずれの集計においても注目しているのは、①「母子世帯」と「ふたり親世帯（母親回答）」にどのような違いがあり、②それが時点によってどのように変化しているのか／いないのかということである。したがって、以下の分析においては第 1 回～第 6 回までの子育て世帯全国調査のデータを用いて、「母子世帯」と「ふたり親世帯（母親回答）」のサンプルごとに集計を行う。「ふたり親世帯（父親回答）」の結果は本調査の主たる関心ではないので分析から除外する。「父子世帯」の結果については「母子世帯」との比較という点においては分析に含めるべきであるが、いずれの時点においても非常にケース数が少ないため、本文中の図表には含めずウェブ上で公開しているバックデータに参考値として掲載しているので、適宜参照されたい。時点ごとの分析対象の分布を図表 2-1-1 に示した。

なお、第 1 回調査は 2011 年、第 2 回調査は 2012 年、第 3 回調査は 2014 年、第 5 回調査は 2018 年、第 6 回調査は 2022 年に実施されており、等間隔ではないことに注意されたい。また、集計する変数には後の調査において追加された新規設問も含まれるため、すべての変数で時点が揃っているわけではないことにも注意されたい。集計する変数における「無回答」はすべて欠損値として分析から除外している[1]。本章における図表の出所はすべて「第 1 回～第 6 回子育て世帯全国調査」であるため記載は省略する。

[1] ただし、集計する変数すべてにおいて欠損値があるケースを除外する完備ケース分析を行っているわけでないので、集計する変数によって N 数が異なることに注意されたい。

図表 2-1-1　分析対象

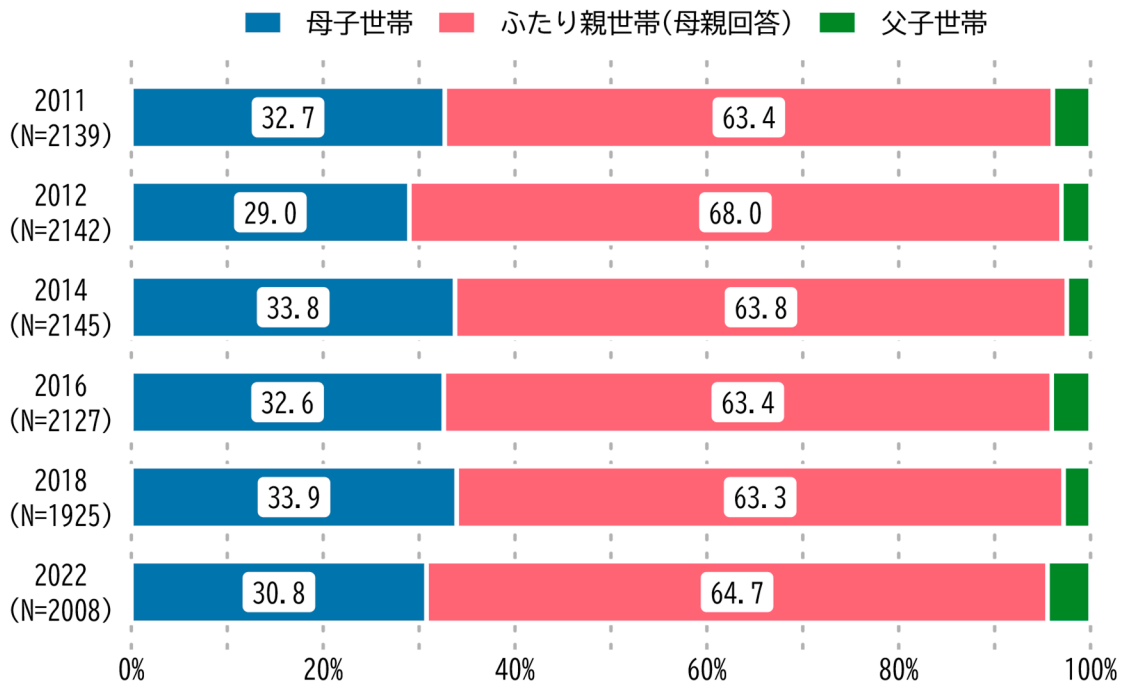

第 2 節　世帯の基礎情報

本節では、「世帯の基礎情報」として、世帯人数・子ども数・親との同居・年齢・末子年齢・学歴を集計する。

図表 2-2-1 に世帯人数の結果を示した。まず、時点によって世帯人数の定義が異なっていることに注意されたい。第 1 回～第 3 回調査においては「住居と生計をともにしている人々」、第 4 回調査以降は「生計をともにしている人々」と、第 4 回調査以降の概念定義が大きくなっており、若干世帯人数が大きく見積もられている可能性がある。

母子世帯では「2 人」や「3 人」の割合が高く、ふたり親世帯では「4 人」「5 人以上」の割合が高くなっている。当然、配偶者がいない母子世帯の方がいずれの時点においても世帯人数は相対的に小さいという特徴がある。

母子世帯では、この 10 年間で「2 人」（子どもと母親のみ）の割合が 21.9%から 32.5%へと約 10 ポイント増加しており、また「3 人」の割合も直近 2018 年から 2022 年にかけては減少しているものの、2011 年から 2018 年にかけては約 10 ポイント増加している。反対に「4 人」「5 人以上」の割合は 10 ポイント程度減少しており、母子世帯は小規模化している。ふたり親世帯においても「5 人以上」の割合は 10 ポイント程度 10 年間で減少しているが、それ以外のカテゴリーで大きな変化は起きておらず、ふたり親世帯では明確に小規模化といえるほどの傾向は観察できない。

図表 2-2-1　世帯人数

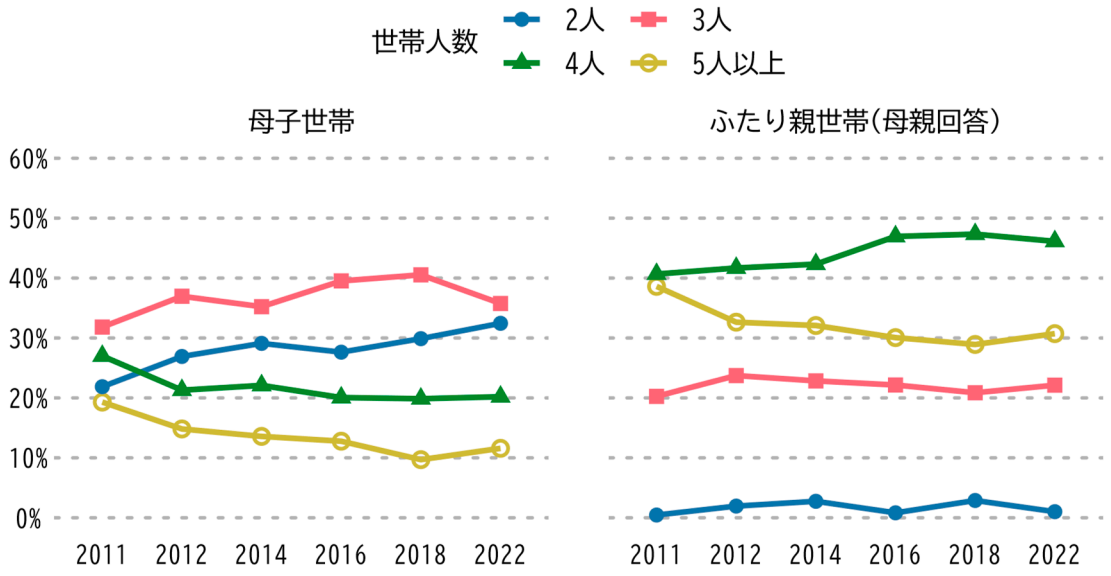

図表 2-2-2　子ども数

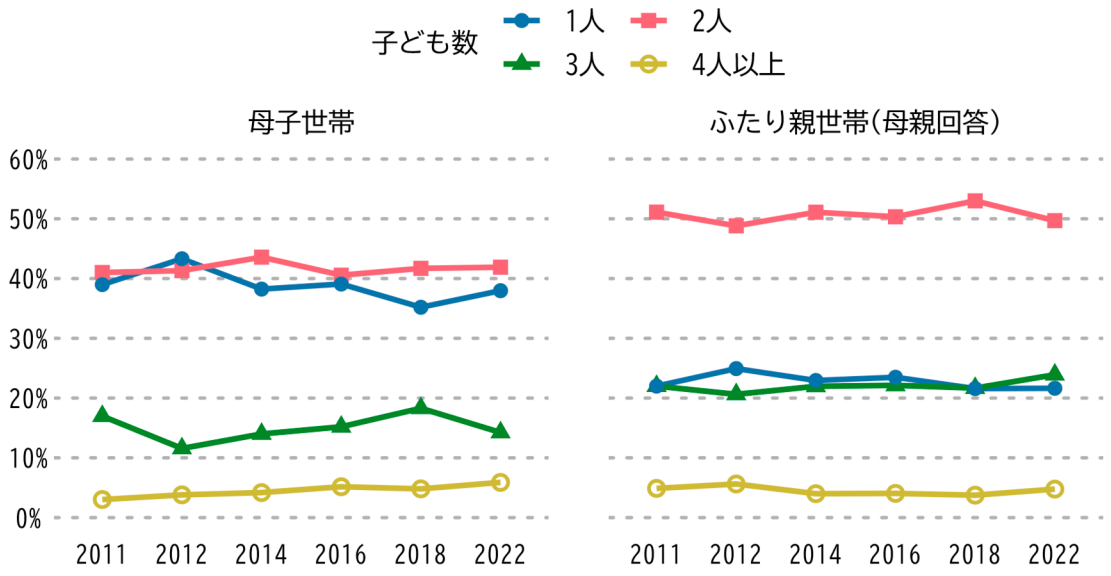

図表 2-2-2 に子ども数の結果を示した。「1 人」の割合に世帯ごとの特徴が現れている。母子世帯においてはいずれの時点でも「1 人」の割合が約 4 割であるが、ふたり親世帯においては 2 割強である。つまり、母子世帯においては「ひとりっ子」の家庭と「ふたりっ子」の家庭が同じくらいの割合であるが、ふたり親世帯においては「ひとりっ子」の家庭は少数派で「ふたりっ子」の家庭が過半数を占めている。

図表 2-2-3　親との同居

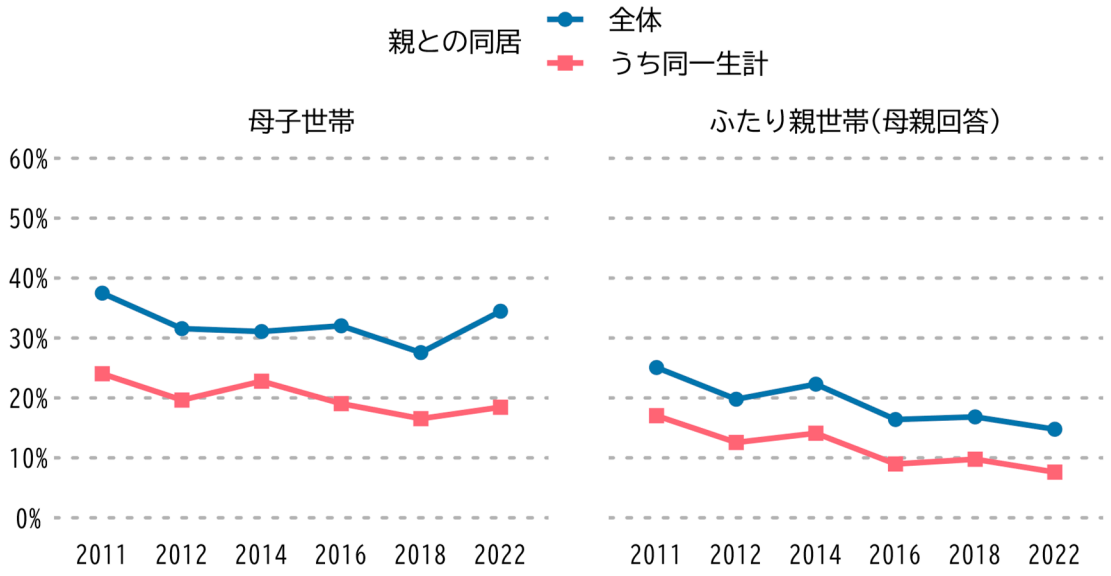

両世帯における子どもの数のトレンドはそれほど大きく変化しておらず、世帯ごとの子どもの数は安定的である。なお、母子世帯においてはこの 10 年間で「1 人」と「3 人」の割合が数ポイント増加や減少を繰り返しているが、明確なトレンドといえるほど大きな変化は起きていない。

図表 2-2-3 に親との同居の結果を示した。親との同居率は、同一世帯として同じ住居に居住している両親がいるかどうかを捉えているものであるが、さらに親と同居しておりかつ家計も共有している（同一生計）の割合も合わせて示している。どちらの指標でみても、いずれの時点でも母子世帯の方が親と同居している割合が高いという特徴がある。さらに、どちらの指標においても、基本的には両世帯ともに親との同居率は減少傾向にあり、特にふたり親世帯では核家族化が進展していることがわかる。

母子世帯においては、2011 年から 2018 年にかけて親との同居率全体は約 10 ポイント減少しており、そのうち同一生計での同居に注目すると 2011 年に 24%であったものが 2022 年には 18.4%へと減少している。ふたり親世帯においては、2011 年から 2022 年にかけてどちらの指標においても約 10 ポイント減少している。

基本的には親同居率の減少がどちらの世帯にもみられるが、2018 年から 2022 年にかけての母子世帯における親との同居率「全体」では、27.6%から 34.5%へと増加するというイレギュラーな傾向が観察されている。図をみると「うち同一生計」も微増しているが、大部分は別生計での親との同居が増えていることがわかる。記述的な分析からこの理由を明確に特定することはできないが、2018 年から 2022 年にかけてはコロナ禍が含まれており、何らかの社会経済的なショックが一時的に母子世帯における居住・家族形態に影響を与えた可能性もある。今後の研究でこのイレギュラーな変化に対する答えが明らかにされることが期待される。

図表 2-2-4　回答者の年齢

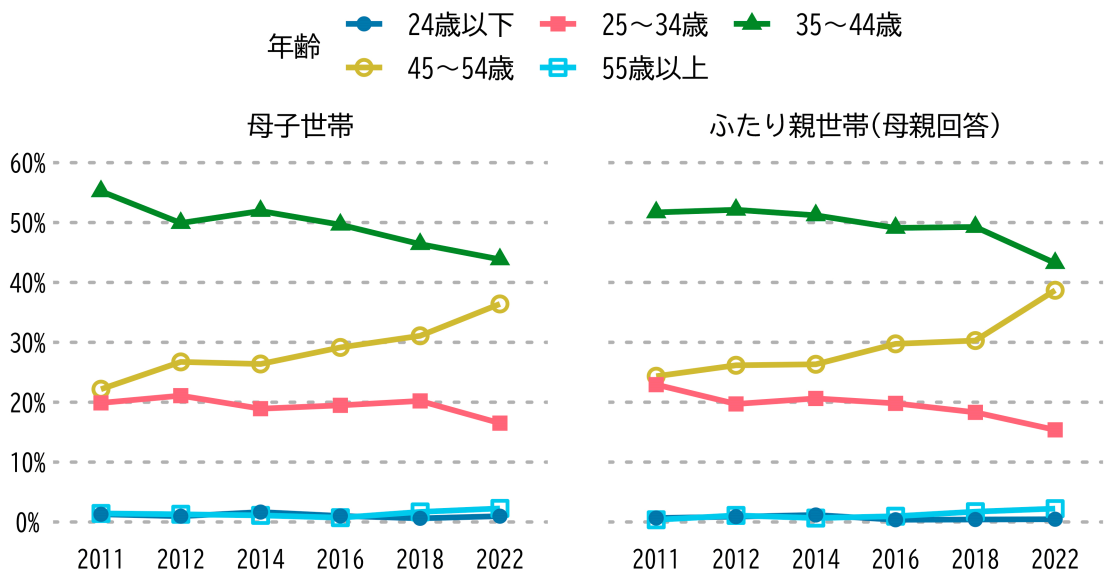

図表 2-2-4 に回答者（母親）の年齢の結果を示した。世帯間の違いはほとんどなく、母子世帯とふたり親世帯ともに「35～44 歳」の割合が最も多い。また、トレンドも両世帯で共通して、「35～44 歳」が減少し、「45～54 歳」が増加するという傾向が観察されている。この 10 年間で、母子世帯では「35～44 歳」が 55.2%から 43.9%へと減少し、「45～54 歳」が 22.2%から 36.4%へと増加しており、ふたり親世帯ではそれぞれ 51.7%から 43.2%への減少と、24.3%から 38.7%への増加が生じている。近年の晩婚化・晩産化の影響を受けて、世帯類型に関わらず、（18 歳未満の子どもを育てている）母親の高年齢化が生じている。

図表 2-2-5 に末子年齢の結果を示した。全体的にみると、母子世帯では「5 歳以下」の割合が約 2 割であるのに対して、ふたり親世帯では「5 歳以下」の割合が 3～4 割となっており、末子年齢を基準にしたときのライフステージは世帯ごとに異なっていることがわかる。小学校に入学する前の段階を積極的な養育が必要とされる「育児期」として定義すると、母子世帯の過半数以上はすでに「ポスト育児期」にあるといえる。

末子年齢でみたときのライフステージが世帯間で異なっている背景には、①日本においては母子世帯（ひとり親世帯）になる理由のほとんどが離婚であり、②その離婚の多くが末子が幼い時に生じている一方で、③ひとたび母子世帯になるとその後再婚をしない限り追加出生がほとんど起こらない、ということがある。第 1 章でも触れた厚労省ひとり親調査によると[2]、母子世帯の約 8 割が離婚によってひとり親世帯になっている。また、同調査で母子世帯になったときの末子の年齢を確認すると、「0～2 歳」が 37.4%、「3～5 歳」が 20.6%、「6～8 歳」

[2] 厚生労働省子ども家庭局家庭福祉課（2022）『令和 3 年度 全国ひとり親世帯等調査結果報告』参照。https://www.cfa.go.jp/assets/contents/node/basic_page/field_ref_resources/f1dc19f2-79dc-49bf-a774-21607026a21d/9ff012a5/20230725_councils_shingikai_hinkon_hitorioya_6TseCaln_05.pdf、2023 年 12 月 13 日閲覧。

図表 2-2-5　末子年齢

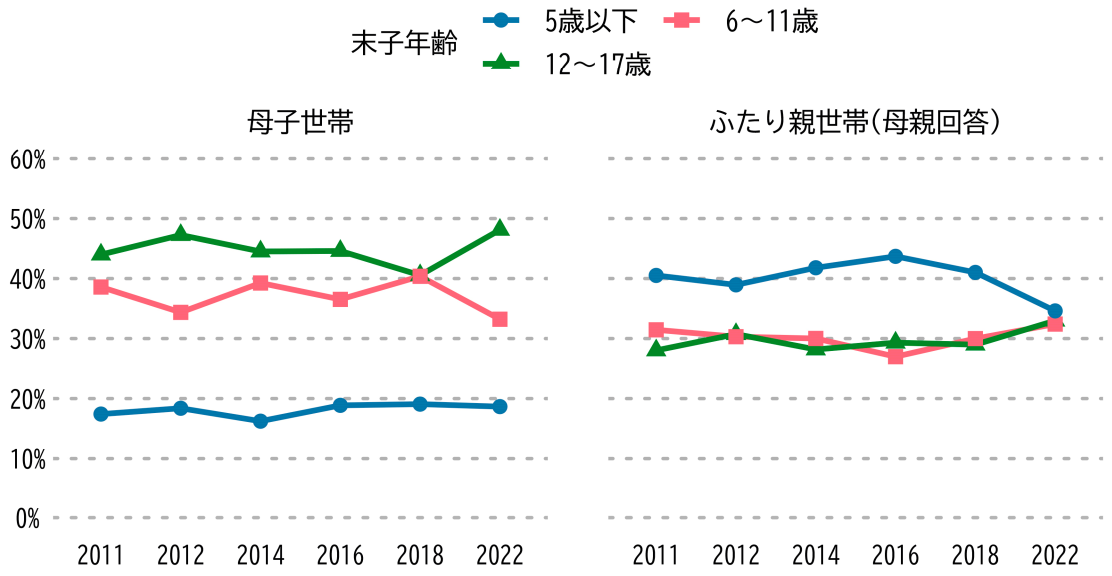

が 13.3%となっており、末子が 5 歳以下のときに母子世帯となったのが約 6 割、8 歳以下のときに母子世帯となったのが約 7 割であることがわかる。さらに、『人口統計資料集（2023）改訂版』によると、離婚後の女性（妻）の再婚率は 20 代の場合は 10%強であるものの 30 代以降は 10%を下回っており、婚外出生（嫡出でない子の出生）の割合もこの 20 年間でたった 2%強である[3]。離婚後の再婚自体が稀である母子世帯においてはひとり親になった後の追加出生がほとんど生じないのに対して、ふたり親世帯においては子どもを 2 人以上出産する世帯が多く末子年齢が更新（リセット）されるために、図表 2-2-5 のような違いが現れている。

以上のようにクロスセクショナル調査によって捉えられる母子世帯とふたり親世帯では置かれているライフステージが異なっていることに注意する必要がある。これは、言い換えれば、本調査においては、比較的小さい子どもを育てているような直近で離婚を経験した母子世帯をうまく捉えられていないという限界としても理解できる。

トレンドに注目すると、どちらの世帯においても直近においては末子年齢の高年齢化が生じている。母子世帯においては、2018 年から 2022 年にかけて「6～11 歳」が 40.4%から 33.2%へと減少し「12～17 歳」が 40.5%から 48.1%へと増加している。ふたり親世帯においては、2016 年から 2022 年にかけて「5 歳以下」が 43.7%から 34.6%へと減少し「6～11 歳」と「12～17 歳」が数ポイント増加している。未婚化の影響によって新しく子どもを出産した若い世帯（夫婦）が母集団に含まれにくくなっているために末子年齢が高年齢化しており、広い意味での少子化の影響が現れているといえる。

[3] 国立社会保障・人口問題研究所（2023）『人口統計資料集（2023）改訂版』の表 4-18 及び表 6-10 参照。

図表 2-2-6　学歴

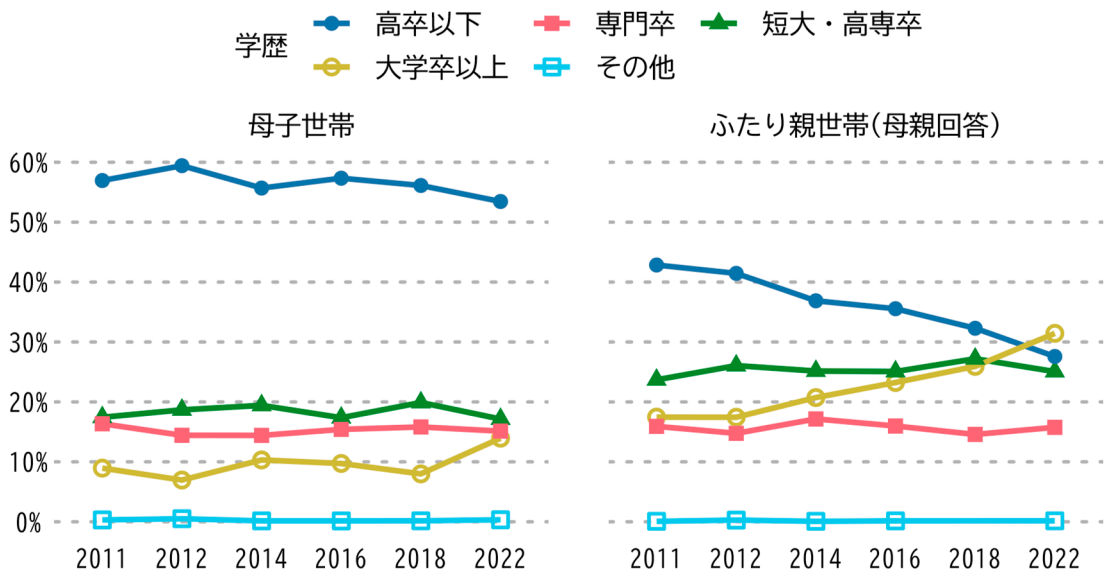

図表 2-2-6 に学歴の結果を示した。今日一般的に女性の高学歴化が指摘されているが、その傾向が当てはまるのはふたり親世帯のみである。ふたり親世帯では「高卒以下」の割合がこの 10 年間で 42.8%から 27.6%へと減少し、「大卒以上」が 17.5%から 31.4%へと増加した。その結果、第 6 回調査（2022 年）では「大卒以上」が「高卒以下」を上回っている。なお、「専門卒」と「短大・高専卒」の割合はほとんど変化していない。ただし、この高学歴化の背景には、ふたり親世帯の女性（母親）自体が高学歴化しているということだけではなく、高学歴以外の女性の家族形成が難しくなっているという理由もあると考えられる。

母子世帯ではいずれの時点でも「高卒以下」が 5 割以上を占めている。「専門卒」「短大・高専卒」「大卒以上」の割合はそれぞれ 2 割以下であり、母子世帯には低学歴出身者が圧倒的に多いことがわかる。ただし、直近の 2018 年から 2022 年にかけては、母子世帯でも「大卒以上」の割合が 8.0%から 13.9%へと増加している。ふたり親世帯の高学歴化によって世帯間の学歴の格差はより拡大している。

第 3 節　母親の職業生活

(1)　「母親・女性の就労」に関する考え

本節では、「母親の職業生活」のうち「『母親・女性の就労』に関する考え」の側面を捉える項目として、就労価値観（未就学児への影響・性別役割分業・出産後の就業継続）・母親の望ましい働き方を集計する。

就労価値観は以下の 3 つの項目によって捉えているが、いずれも当該考えに対する賛否を 4 件法で尋ねている設問である。1 つ目が「A：母親の就業は、未就学の子どもに良くない影響を与える」（未就学児に良くない影響）、2 つ目が「B：夫は外で働き、妻は家庭を守るべきだ」（性別役割分業）、3 つ目が「C：女性（母親）は子どもを出産後も仕事を続けるべきだ」（出産

図表 2-3-1　就労価値観

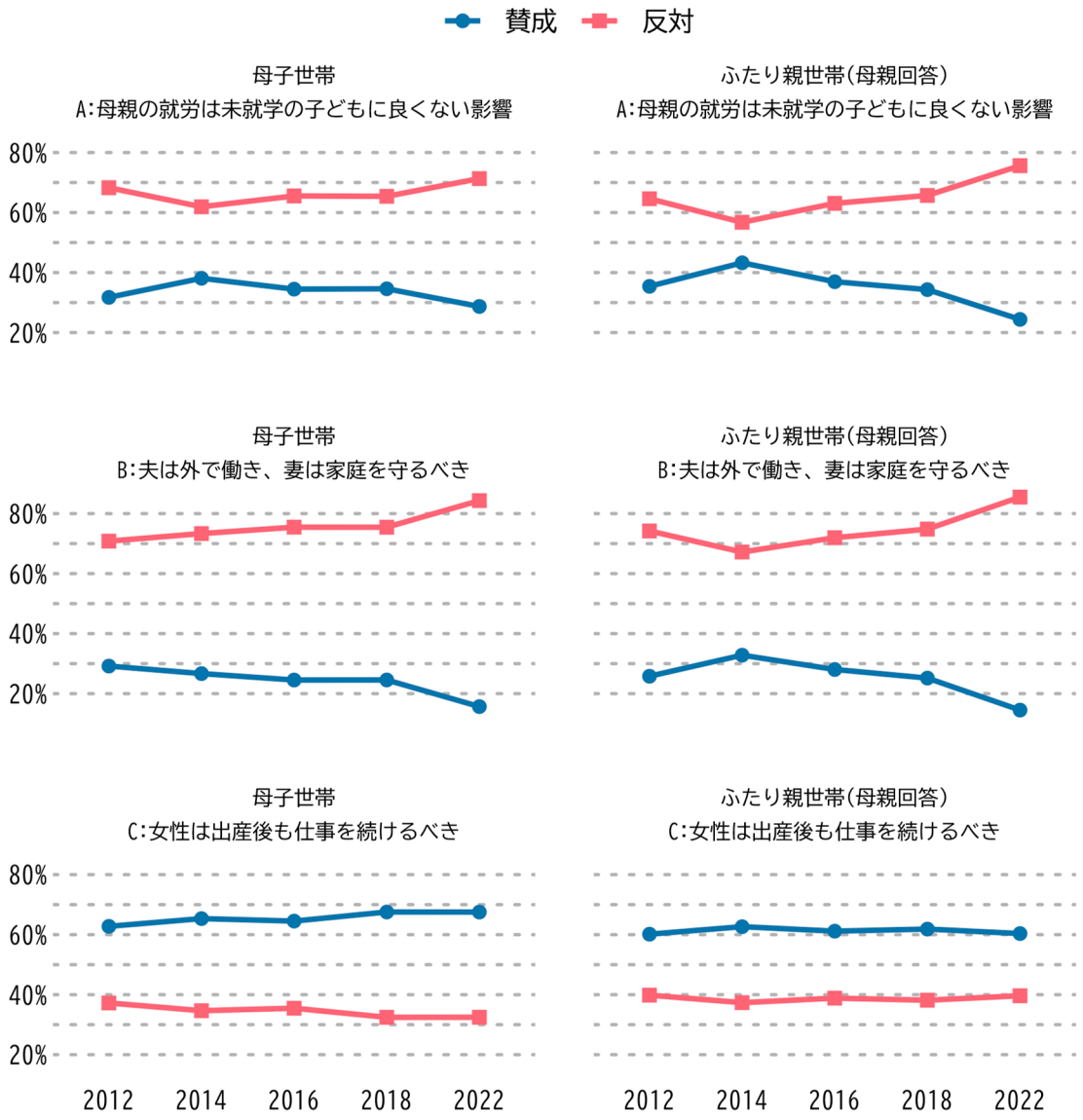

後の就業継続）である。前者 2 つに対しては反対意見、最後の 1 つに対しては賛成意見が、「母親・女性の就労」に関して肯定的な意見を持っていることになる。なお、この設問は第 2 回（2012 年）調査から追加された設問のため、2012～2022 年のトレンドを示している。

図表 2-3-1 に就労価値観の結果を示した。世帯間の違いはそれほど大きくはなく、両世帯において今日過半数以上の女性が子育て期にある母親や妻が就業すること（職場進出）を支持している。ただし、それぞれの考えによって賛否の程度には多少差があり、多くの時点で「性別役割分業（B）」については反対する意見が最も多くなっている。また、必ずしもすべての項目でそうなっているわけではないが、トレンド的には母親・女性の働き方について肯定的な意見を持つ割合が増加している。しかし、2022 年の値で比較すると、母子世帯では「未就学児に良くない影響（A）」への賛成と「出産後の就業継続（C）」への反対、ふたり親世帯では「出産後の就業継続（C）」への反対の割合が 3～4 割と相対的に高く、小さい子どもを育てる母親が働くことについて否定的な考えを持っている人も少なくない。

「未就学児に良くない影響（A）」については、この 10 年間でふたり親世帯で「反対」の割合が 64.6%から 75.6%へと増加している。ただし、2012 年から 2014 年にかけて「反対」の割合が 8 ポイント程度減少しているため、2014 年からの変化でみると 8 年間で約 20 ポイント「反対」の割合が増加している。母子世帯については 2012 年と 2022 年の比較で見るとほとんど変化していないが、ふたり親世帯と同様に 2012 年から 2014 年にかけて「反対」の割合が減少してこともあり、2014 年から 2022 年にかけては「反対」の割合が 61.9%から 71.3%へと増加している。

「性別役割分業（B）」についてはどちらの世帯においても「反対」の割合が 10 ポイント以上増加しており、2022 年では 8 割以上の女性が性別役割分業には反対の意を示している。ただし、母子世帯においては 2012 年から 2014 年にかけては単調に値が増加しているのに対して、ふたり親世帯では 2012 年から 2014 年にかけて「反対」の割合が 7 ポイントほど減少している。

「出産後の就業継続（C）」については、どちらの世帯においてもこの 10 年間を通して「賛成」の割合が 6～7 割で安定している。母子世帯についてはこの 10 年間で「賛成」の割合が 62.8%から 67.5%へと 5 ポイントほど微増している。

母子世帯における「未就学児に良くない影響（A）」及び、ふたり親世帯における「未就学児に良くない影響（A）」と「性別役割分業（B）」については、2012 年から 2014 年にかけて「反対」の割合が若干減少している。言い換えればこの間「母親・女性の就労」に関する考えはやや保守化しているわけであるが、一般的に言われているような性別役割分業意識の解消や女性の職場進出の傾向と相反する。この保守化の理由は十分に明らかになっていないが、一つの仮説としてこの時期に人々の生活が不安定化したことが原因ではないかと考えられている（永瀬・太郎丸 2014）。一方で、母子世帯における「性別役割分業（B）」などでは保守化の傾向は観察されておらず、こうした世帯による保守化の傾向の違いは今後の研究課題として重要

図表 2-3-2　子どもの年齢段階と図中のラベル

子どもの年齢段階	図中のラベル
子が1歳まで	～1歳
子が1歳半まで	～1歳半
子が3歳まで	～3歳
子が小学校就学前まで	～6歳
子が小学校3年生まで	～8歳
子が小学校卒業まで	～12歳
子が中学校卒業まで	～15歳
子が高校卒業まで	～18歳
子が短大・大学以上	19歳～

なテーマである。

次に望ましい母親の働き方についてである。この設問は、子どもの年齢段階ごとに「子を持つ母親の働き方」として望ましいと考えるものを、「フル勤務（残業可）」「フル勤務（残業不可）」「短時間勤務」「在宅勤務（部分在宅を含む）」「育児休業」「子育てに専念」から 1 つ選ぶ形式になっている。子どもの年齢段階は図表 2-3-2 に示した。紙面の都合で図中のラベルを変更している。この設問は第 3 回（2014 年）調査から追加された項目のため、2014 年から 2022 年にかけての変化に注目する。

図表 2-3-3 に母子世帯の結果、図表 2-3-4 にふたり親世帯の結果をそれぞれ示した。図においては、ライフステージに伴う就業パターンの変化がわかりやすいように、就業状態ごとに子どもの年齢段階に伴うパターン・軌跡を時点間で比較する。「どの就業状態が子どもの年齢段階のどこで多くなるか」というパターンは世帯間で大きな違いはなかったため、世帯ごとに図表を分けて示している。

世帯に関わらず、基本的には子どもが小さい段階では「育児休業」や「子育てに専念」（無業）を理想とする割合が多く、その後子どもが成長するにつれて理想の働き方は「短時間勤務」→「フル勤務（残業不可）」→「フル勤務（残業可）」という順で変化していく。また、トレンドも極端に大きく変化しているわけではないが、近年ほど完全に労働市場から退出する形よりも何らかの形で就業する／就業状態を維持する形を望ましいとする傾向が強まっている。

母子世帯では（図表 2-3-3 参照）、子が 3 歳までの段階における「子育てに専念」の割合が 2014 年と比べて 2022 年で 10 ポイント以上減少しており、「育児休業」と「短時間勤務」の割合が増加している。ただし、子が 4 歳以降の段階（「～3 歳」より後）に注目すると、母親の理想の働き方として、残業ありのフルタイム勤務への支持と、所定労働時間がフルタイムより短い短時間勤務への支持とで二極化の傾向がみられる。例えば、母子世帯では、特に「～8 歳」「～12 歳」「～15 歳」の段階では「フル勤務（残業不可）」が 10～20 ポイントほど減少している一方で、「フル勤務（残業可）」が 8～13 ポイントほど、「短時間勤務」が 8 ポイントほどそれぞれ増加している。

図表 2-3-3　望ましい母親の働き方：母子世帯

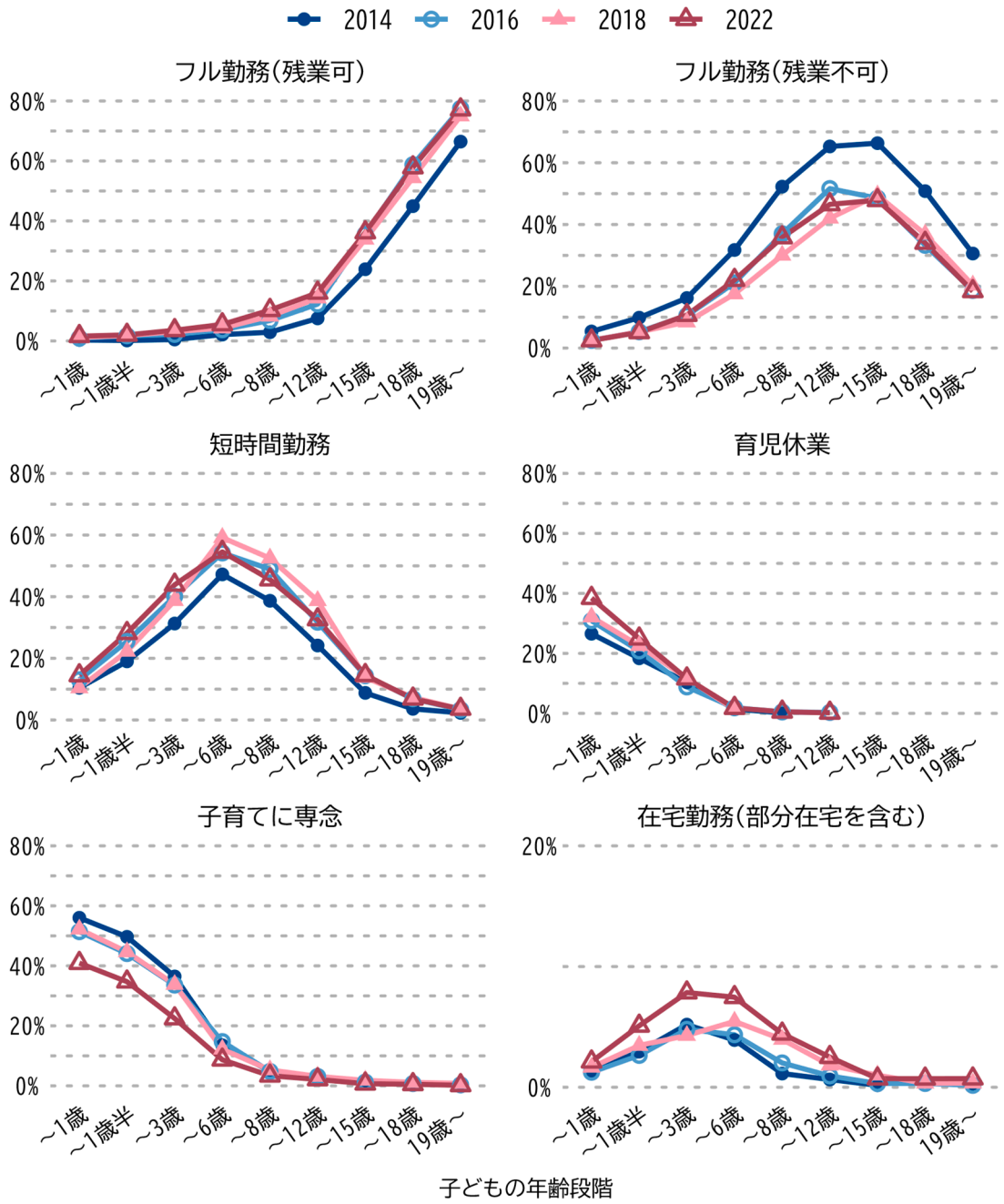

ふたり親世帯においても同様の傾向が見られている（図表 2-3-4 参照）。ふたり親世帯においては、子が 3 歳までの段階における「子育てに専念」の割合が 2014 年から 2022 年にかけて約 14 ポイントも減少している。同期間で、「育児休業」の割合が「～1 歳」の段階で 34.8%から 45%へ、「～1 歳半」の段階で 23%から 32%へと約 10 ポイント増加しており、また「短時間勤務」の割合は「～3 歳」の段階で 31.8%から 43.1%へと約 12 ポイント増加している。ふたり親世帯では子が 4 歳以降の段階の二極化傾向はそれほど強くは観察されていない。例えば、2014 年から 2022 年にかけて、「～6 歳」以降の段階では「フル勤務（残業不可）」の割

図表 2-3-4　望ましい母親の働き方：ふたり親世帯（母親回答）

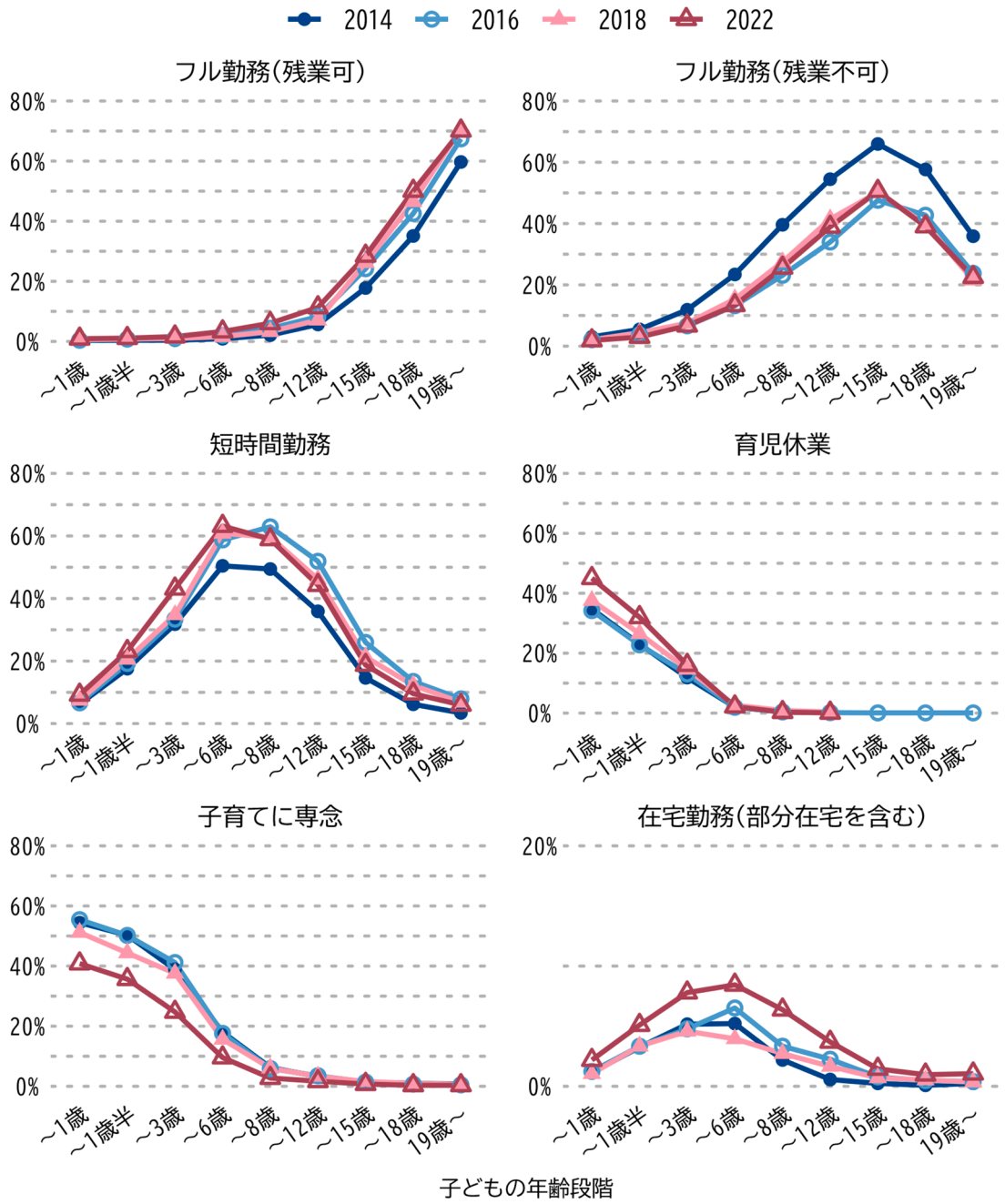

合が大きく減少しているが、「フル勤務（残業可）」の割合が 10 ポイント近く増加するのは「～15 歳」より後であり、「～6 歳」「～8 歳」「～12 歳」の段階においては「短時間勤務」の割合が 10 ポイント近く増加している。つまり、ふたり親世帯における子が 4 歳以降の母親の理想の働き方としては、所定労働時間がフルタイムより短い短時間勤務への支持が多くなっている。

また、どちらの世帯においても、割合自体は 1 割を下回っているものの、理想の働き方として「在宅勤務」が最も高くなるのは「～3 歳」と「～6 歳」の段階である。また、数値の上昇自体は微々たるものであるが、「～3 歳」と「～6 歳」の段階では「在宅勤務」の割合が近年数ポイント増加している。コロナ禍以降柔軟な働き方の一つとして注目が集まっている在宅勤務（テレワーク）は、特に小学校入学前の子どもを養育している段階での理想の働き方としてのニーズが相対的に高いといえる。

「在宅勤務」の傾向と上述の母子世帯における二極化傾向などを踏まえると、特に子が 4 歳～12 歳くらいまでの段階における母親の理想的な働き方が近年多様化している可能性がある。

(2)　現在の仕事の特徴

次に、「母親の職業生活」のうち「現在の仕事の特徴」の側面を捉える項目として、有業率・雇用形態・職域（職業・産業）・労働時間・個人年収を集計する。

図表 2-3-5 に有業率の結果を示した。いずれの時点でも母子世帯の有業率がふたり親世帯よりも 10 ポイント以上高い。ただし、ふたり親世帯における有業率は 2011 年の 61.2%から 2022 年の 80.7%へと 20 ポイント近く増加しており、近年ほど世帯間の有業率の格差は縮小傾向にある。この間母子世帯の有業率も 8 ポイントほど増加しており、世帯にかかわらず子どもを持つ女性一般の有業率が高まっていることがわかる。特に、ふたり親世帯における有業率の上昇はいわゆる専業主婦（世帯）の減少を直接的に意味しており、上述「(1)『母親・女性の就労』に関する考え」で確認できた、「子どもを育てる母親が働くこと」について肯定的な意見が増加しているという価値観の変化の通りに、実際に何らかの形で就業している母親が増加している。

図表 2-3-5　有業率

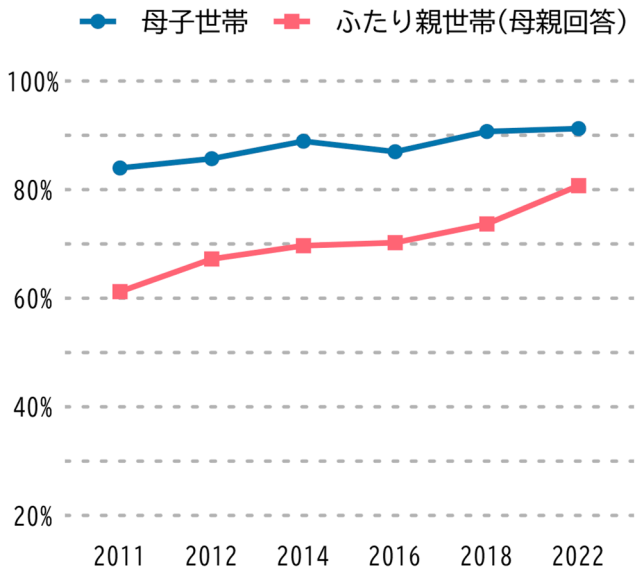

図表 2-3-6　雇用形態

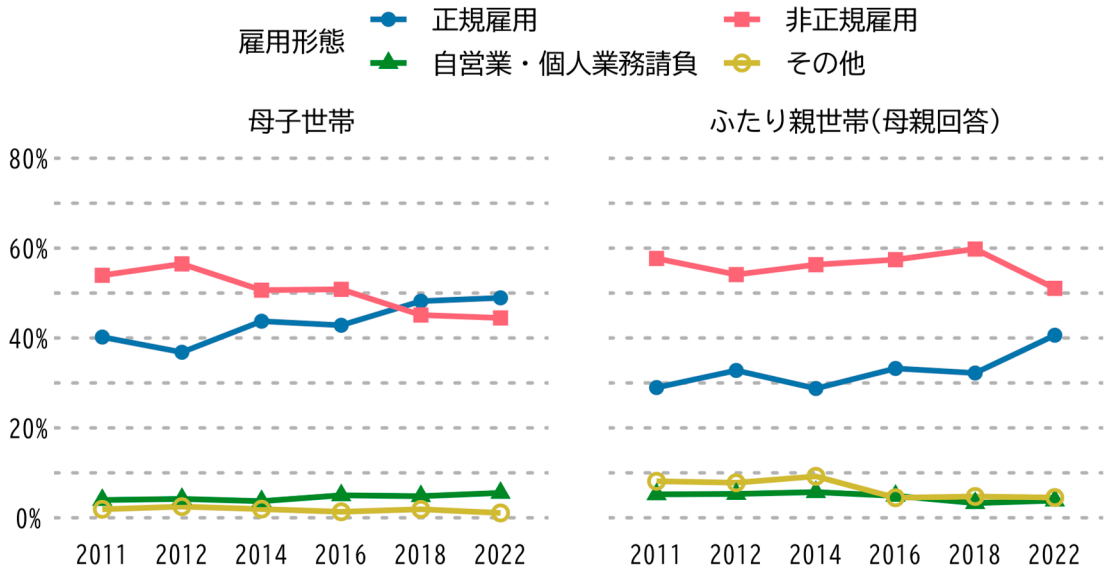

図表 2-3-6 に雇用形態の結果を示した。分析対象は調査時点で何らかの仕事をしている人（有業者）に限定している。なお、「非正規雇用」には「嘱託・契約社員」「派遣社員」「パート・アルバイト」「日雇い」、「その他」には「自営業の手伝い」「内職」が含まれている。

雇用形態も世帯間の違いが大きい。いずれの時点でも母子世帯の「正規雇用」の割合がふたり親世帯よりも高く、2012 年を除いてその差はおおよそ 10 ポイント以上である。こうした背景には図表 2-2-5 でみたように、世帯によって置かれているライフステージの分布が異なっているという理由があるかもしれない。また、どちらの世帯においてもトレンド的には「正規雇用」の割合が増加するという傾向があり、世帯にかかわらず、この間正規雇用として働く女性が増えていることがわかる。

母子世帯の「正規雇用」の割合は 2011 年では 40.2%であったが、2022 年には 48.9%へと増加した。これは 8 ポイント程度の増加にすぎないが、この間「非正規雇用」の割合が 54.0%から 44.5%へと約 10 ポイント減少しており、結果的に 2018 年以降においては「正規雇用」の割合が「非正規雇用」を上回っている。

ふたり親世帯の「正規雇用」の割合は 2011 年の 29.0%から 2022 年の 40.9%へと約 10 ポイント増加した。ふたり親世帯における「正規雇用」の増加分のほうが母子世帯よりも若干大きい。「非正規雇用」の割合も全体にみれば減少しているものの、2022 年で 51.1%と「正規雇用」を 10 ポイント上回っている。ただし、2018 年から 2022 年にかけては「正規雇用」の増加と「非正規雇用」の減少が特に大きくなっており、今後の動向次第では母子世帯と同じように「正規雇用」の割合が過半数を占めるようになるかもしれない。

「自営業・個人業務請負」と「その他」の割合はどちらの世帯及びいずれの時点においても 1 割を下回っており、トレンドもほとんど大きく変化していない。

図表 2-3-7　職業

母子世帯

	2011	2012	2014	2016	2018	2022
専門・技術	18.3	18.7	19.7	17.2	21.1	19.6
管理	1.4	0.8	1.0	1.0	1.1	1.6
事務	22.9	25.6	27.0	28.1	23.5	22.9
営業・販売	16.6	16.5	13.6	13.6	13.2	13.5
技能工・生産工程	10.8	10.6	8.7	7.4	6.5	8.5
運輸・通信	2.9	1.3	2.6	3.2	2.1	0.7
保安	0.0	0.0	0.0	0.2	0.4	0.7
農林漁業	0.2	0.4	0.3	1.2	0.4	1.3
サービス	25.8	24.4	22.8	26.6	27.9	28.3
その他(建設、労務など)	1.2	1.7	4.3	1.5	4.0	2.9

ふたり親世帯(母親回答)

	2011	2012	2014	2016	2018	2022
専門・技術	26.3	24.2	23.3	25.5	23.4	28.2
管理	0.4	0.4	1.3	0.7	1.1	1.0
事務	24.1	26.2	29.4	24.9	28.1	25.9
営業・販売	14.6	15.6	12.7	15.4	14.5	11.9
技能工・生産工程	9.0	9.0	8.2	6.7	6.0	6.9
運輸・通信	2.8	2.3	0.4	2.2	0.7	0.6
保安	0.1	0.0	0.1	0.2	0.1	0.2
農林漁業	1.9	1.1	0.8	1.0	0.9	1.3
サービス	19.5	20.1	19.1	22.1	21.5	22.2
その他(建設、労務など)	1.3	1.2	4.7	1.3	3.7	1.7

図表 2-3-7 に職業の結果を示した[4]。分析対象は調査時点で何らかの仕事をしている人（有業者）に限定している。セル内の値は時点ごとの各職業の割合（%）を示している。ハイライトは、時点ごとに割合の高い順に職業を並べて累積割合を計算し、累計 50%となるカテゴリー群を濃い青で示している。濃い青に加えて淡い青のハイライトまで含めると、全体の累計 75%となるカテゴリー群になる。

[4] すべての時点のデータにおいて「その他」の自由記述内容をアフターコーディングしている。

図表 2-3-8　産業：母子世帯

	母子世帯					
	2011	2012	2014	2016	2018	2022
農林漁業	0.3	0.4	0.5	1.2	0.2	1.1
建設業	3.1	3.2	3.4	3.4	3.8	3.0
製造業	14.1	14.3	13.0	12.0	11.9	12.0
電気・ガス・熱供給・水道業	1.4	1.1	1.3	1.7	1.0	0.5
情報通信業	1.5	0.6	2.8	2.2	2.4	2.0
運輸業	3.6	2.1	4.7	3.9	5.0	2.3
卸売・小売業	13.4	12.0	12.7	12.6	9.2	12.2
金融・保険・不動産業	5.1	9.2	5.2	6.1	5.4	4.3
飲食店、宿泊業	8.1	9.9	7.6	8.4	10.2	7.0
医療・福祉	25.4	23.7	26.1	26.4	29.4	29.0
教育、学習支援業	3.6	3.4	4.2	4.0	3.5	5.6
複合サービス業（協同組合、郵便局）	1.4	0.6	1.0	0.7	1.0	1.4
その他サービス業（協同組合、郵便局以外）	15.3	15.1	11.7	13.8	13.0	12.2
公務	2.6	3.6	3.1	3.0	1.4	5.9
その他	1.2	0.8	2.8	0.7	2.8	1.4

世帯間の職業分布に極端な差はない。いずれの時点においても、両世帯で「専門・技術」「事務」「営業・販売」「サービス」を含めると全体の 75%以上を占めており、これらが母親の職業としてはマジョリティになっている。各時点の職業分布の上位 2 位に注目すると、母子世帯では「事務」と「サービス」が、ふたり親世帯では「専門・技術」と「事務」が含まれており、相対的にみれば、母子世帯がややサービス職寄りでふたり親世帯がやや専門職寄りという職業分布の特徴がある。

母子世帯における職業分布の変化に注目すると、「営業・販売」「技能工・生産工程」「運輸・通信」がそれぞれ数ポイント減少し、「サービス」が微増しているものの、それほど大きな差異はない。ふたり親世帯における職業分布についても同様に、「営業・販売」「技能工・生産工程」「運輸・通信」の微減と「サービス」の微増が見られるほか、「専門・技術」の微増も観察される。一般的にポスト工業化は職業分布の専門職化とサービス職化をもたらすが（Esping-Andersen 1999）、母子世帯ではサービス職化の傾向が、ふたり親世帯では専門職化の傾向がそれぞれ相対的に強いということがいえる。このような職業分布の違いは、母子世帯には高卒が多く、ふたり親世帯には大卒が多いという学歴の違いを反映している可能性がある。

図表 2-3-8 に母子世帯における産業の結果、図表 2-3-9 にふたり親世帯における産業の結果をそれぞれ示した。分析対象は調査時点で何らかの仕事をしている人（有業者）に限定してい

図表 2-3-9　産業：ふたり親世帯（母親回答）

	ふたり親世帯(母親回答)					
	2011	2012	2014	2016	2018	2022
農林漁業	2.1	0.9	0.8	0.9	0.7	1.5
建設業	3.4	3.1	4.3	4.2	3.3	2.7
製造業	11.9	13.6	11.7	10.2	8.8	10.9
電気・ガス・熱供給・水道業	1.2	0.5	1.3	1.1	1.6	0.6
情報通信業	1.9	1.7	2.8	2.2	2.3	2.0
運輸業	2.6	2.5	1.3	2.8	2.5	1.8
卸売・小売業	12.7	13.2	14.0	13.0	13.3	12.0
金融・保険・不動産業	5.6	4.9	4.8	4.9	5.4	4.8
飲食店、宿泊業	7.3	8.0	10.0	9.1	8.8	7.4
医療・福祉	22.7	19.9	21.8	24.8	23.4	28.5
教育、学習支援業	7.1	6.0	8.2	7.4	8.7	7.8
複合サービス業（協同組合、郵便局）	1.8	1.4	0.8	1.5	0.6	1.1
その他サービス業（協同組合、郵便局以外）	13.5	15.2	10.8	11.8	13.1	12.0
公務	4.7	7.9	4.8	5.1	6.2	5.3
その他	1.5	1.2	2.7	1.1	1.5	1.5

る。図の形式は上述の職業（図表 2-3-7）と同じである。選択肢のうち「その他サービス業」には、日本標準産業分類で「生活関連サービス業、娯楽業」や「学術研究、専門・技術サービス業」にあたる多様なサービス産業が含まれていることには注意されたい。

まず、母子世帯の結果を確認する（図表 2-3-8）。職業よりもカテゴリーが多い分上位から累計 50%となる産業群は時点によって若干異なっているものの、上位から累計 75%となる部分に関しては、時点間で概ね共通している。「製造業」「卸売業・小売業」「医療・福祉」「その他サービス業」がいずれの時点でも概ね 10%以上かつハイライトされている。このうち「医療・福祉」はいずれの時点でも最も割合が高い。トレンドは読み取りづらいが、「製造業」「その他サービス業」の微減と、「医療・福祉」「公務」の微増が相対的に一貫した傾向として観察されている。

次に、ふたり親世帯の結果を確認する（図表 2-3-9）。全体的にみれば母子世帯と大きく異なっているわけではない。10%以上でハイライトされているカテゴリーが「製造業」「卸売業・小売業」「医療・福祉」「その他サービス業」などで、このうち「医療・福祉」がいずれの時点でも最も割合が高いという点は、母子世帯と同様である。ただし、トレンドとしては「医療・福祉」の増加以外に一貫した傾向はない。母子世帯との違いという点では、「教育、学習支援業」の割合がいずれの時点でも母子世帯より数ポイント高いという特徴がある。

図表 2-3-10　労働時間

母子世帯

	2011	2012	2014	2016	2018	2022
20時間未満	6.6	7.9	9.3	7.0	10.8	8.2
20-24時間	5.0	6.2	5.5	6.5	4.1	5.8
25-29時間	6.6	4.8	7.7	3.7	5.4	4.2
30-34時間	9.0	9.5	9.8	9.0	10.1	9.3
35-39時間	12.9	13.5	12.5	14.3	13.8	17.1
40-44時間	34.0	35.6	30.1	34.8	31.8	33.0
45-49時間	11.6	10.6	10.3	12.9	12.2	11.8
50時間以上	14.5	11.8	14.8	11.8	11.7	10.6

ふたり親世帯(母親回答)

	2011	2012	2014	2016	2018	2022
20時間未満	20.2	19.5	21.3	23.0	24.4	19.9
20-24時間	15.4	13.8	15.5	14.0	15.9	12.8
25-29時間	10.4	10.1	10.0	9.3	9.2	8.2
30-34時間	7.9	10.1	9.6	10.3	9.0	12.0
35-39時間	9.5	10.6	8.4	8.0	8.1	10.0
40-44時間	20.8	17.5	19.9	21.1	21.5	21.1
45-49時間	8.3	8.9	6.6	7.2	6.0	7.9
50時間以上	7.5	9.4	8.7	7.1	6.1	8.1

図表 2-3-10 に労働時間の結果を示した。分析対象は調査時点で何らかの仕事をしている人（有業者）に限定している。図の形式は上述の職業（図表 2-3-7）と同じである。労働時間の分布は世帯ごとに大きく異なっている。ハイライトされている上位累計 75%でみると、母子世帯ではより長時間のカテゴリーが含まれているが、ふたり親世帯では短時間のカテゴリーも含まれている。これには図表 2-3-6 でみたような世帯ごとの雇用形態の違いが影響している。

母子世帯ではいずれの時点においても「40-44 時間」の割合が最も高く 3 割以上である。「35-39 時間」「45-49 時間」「50 時間以上」などの割合もいずれの時点でも 10%以上となっており、母子世帯の母親はフルタイム以上の時間働いているケースが相対的に多い。トレンドもそれほど大きく変化していないが、2011 年から 2022 年にかけて「50 時間以上」で約 4 ポイントの減少、「35-39 時間」で約 5 ポイントの増加が生じており、母子世帯においては長時間労働がやや抑制されつつある。

ふたり親世帯では、すべての時点において「20 時間未満」「20-24 時間」「40-44 時間」の 3 つのカテゴリーが上位累計 50%を占めている。ふたり親世帯では、フルタイムで働いている母親が決して少ないわけではないが、相対的にパートタイム（短時間）で働いている母親がひとり親世帯よりも多い。トレンドとしては「20-24 時間」が約 3 ポイント減少し「30-34 時間」が約 5 ポイント増加していることから、あくまでも 40 時間に満たない範囲ではあるが、ふたり親世帯においては労働時間が増えている。

図表 2-3-11 に母親個人の年収の結果を示した。個人年収は昨年のものについて尋ねているため、「昨年仕事をしており、且つその年収が 0 ではない人」を分析対象としている。ここでの年収は、「税金・社会保険料などを差し引かれる前の残業手当、ボーナス、臨時収入、副業収入を含む総収入」を指している。図中では、年収の分布を箱ひげ図[5]で示すとともに、平均値を三角の点で示している。

極端に個人年収の分布が異なっているわけではないが、中央値によるといずれの時点でも母子世帯のほうがふたり親世帯よりも年収が高い。平均値でみると、2011 年と 2012 年においてはその差は相対的に小さいものの、やはり母子世帯のほうがいずれの時点でもふたり親世帯よりも年収が高い。また、年収の平均値に注目すると、両世帯において 2011 年から 2022 年にかけて増加していることがわかる。さらに、分布の分散情報の一つである四分位範囲（第 3 四分位数から第 1 四分位数の差分）に注目すると、ふたり親世帯内部での年収の分散が大きいことがわかる。

母子世帯においては年収の増加は分布全体で明確に観察されている。2011 年から 2022 年への変化でみると、第 1 四分位数では 100 万円から 150 万円へ、第 2 四分位数では 180 万円から 228 万円へ、第 3 四分位数では 280 万円から 330 万円へと、おおよそ 50 万円年収が増加している。平均値では約 209 万円から約 271 万円と 70 万円近くの年収の増加が生じてい

---

[5] 一般的に箱ひげ図とは、四分位数と最小値・最大値を用いてデータの全体的なばらつきをグラフ化したものである。今回は外れ値の影響をできるだけ抑制するために、最小値・最大値の代わりに 5 パーセンタイル・95 パーセンタイルを用いている。四分位数とは、値の小さい順に各ケースを並べたときに、分布全体を 4 等分する位置のことである。第 1 四分位数は小さいほうから 1/4、第 2 四分位数（中央値）は小さいほうから 2/4、第 3 四分位数は小さいほうから 3/4 の位置を意味する。「箱」として描かれているのは、第 1 四分位数から第 3 四分位数の値に収まる範囲である。つまり、全データのうち半分のケースがこの箱の範囲の値を取るということを意味している。第 3 四分位数から第 1 四分位数の差分が四分位範囲（IQR）と呼ばれる。箱の中の区切り線は、中央値（第 2 四分位数）を示している。箱の両端に描かれている線（ひげ）は、それぞれ、第 1 四分位数から 5 パーセンタイルまで、第 3 四分位数から 95 パーセンタイルまでの範囲を示している。なお箱ひげ図の作成に関しては統計ソフト R を用いている。

図表 2-3-11　個人年収

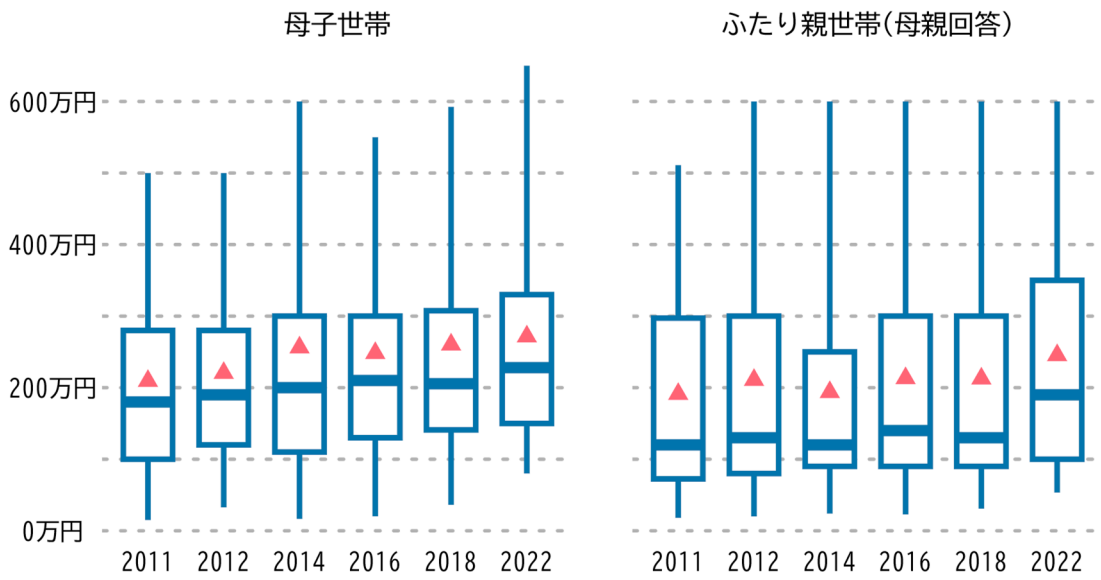

る。四分位範囲はこの 10 年間で 170 万円前後であり、年収の増加が分布の一部のみに生じているということはない。

ふたり親世帯では、分布全体において年収が増加しているという傾向が弱い。2011 年から 2022 年への変化でみると、第 1 四分位数では 73 万円から 100 万円へ、第 2 四分位数では 120 万円から 190 万円へ、第 3 四分位数では 297 万円から 350 万円へと、それぞれで確かに増加しているが、第 2 四分位数以上で特に増加が大きい。しかし、特に第 2 四分位数以上については、この 10 年間で単調に増加したというよりも 2018 年から 2022 年にかけて急激に増加している。平均値も 2011 年から 2022 年にかけては約 50 万円分増加しているが、2011 年から 2018 年にかけてでは約 20 万円分の増加に過ぎない。また、四分位範囲も 2011 年には約 224 万円であったものが 2022 年には 250 万円と拡大しており、分布の上位での年収の増加が、平均値の増加にはつながっているものの、結果的にはふたり親世帯内における個人年収の格差を拡大しているといえる。

単純な記述的な分析において上記のように母子世帯のほうがふたり親世帯よりも個人年収が高いという結果になっているが、当然ここには雇用形態の違いなど様々な要因が隠れている。例えば正社員に限定した場合、時間あたり賃金は母子世帯のほうが低く、母子家庭の学歴が低いことがその要因であると指摘されている（大石　2013）。より厳密な分析としては比較対象を限定する必要があることに注意されたい。

(3)　キャリアの特徴

本節の最後に、「母親の職業生活」のうち「キャリアの特徴」の側面を捉える項目として、第 1 子出産前後の就業状態・職業キャリアを集計する。

なお、この二項目の集計結果には次の留意点がある。いずれの集計結果もこれまで通り世帯ごとに分けて示しているが、特に母子世帯における結果はキャリアの最初の段階から母子世帯であったということを保証しているわけではない。第 2 節でも説明しているように、日本における母子世帯の多くが離婚を理由としており、末子が 3 歳未満で母子世帯になったのは 4 割程度である。つまり、例えば第 1 子を妊娠した段階や出産した直後の段階では、母子世帯の多くはまだふたり親世帯を形成していたと推測される。母子世帯の多くがかつてふたり親世帯であるという文脈において、離婚などのタイミングを考慮せず、世帯ごとの過去の経歴を比較する場合、そこに現れる違いが「ひとり親化」したことと直接的に関連しているとはいえない。むしろ、ここにおける比較で重要であるのは第 2 節で示した学歴の違いが現れているかどうかである。言い換えれば、「母子世帯になる」というライフコースを辿る女性と、「ふたり親世帯を維持する」というライフコースを辿る女性がそれぞれ経験するキャリアの違いを、両者の学歴の違いを鍵に明らかにすることである。また、上述のように本調査においては比較的年齢の高い母親が多く含まれていることを踏まえれば、ここで捉えているライフコースやキャリアは必ずしも最新の若いコーホートのものではないことに注意されたい。

母子世帯における第 1 子出産前後の就業状態の結果を図表 2-3-12 に、ふたり親世帯における結果を図表 2-3-13 に示した。この設問は、第 1 子の出産前後の段階ごとの（過去の）仕事の状況を、「正社員・正規職員」「嘱託・契約・派遣社員」「パート・アルバイト」「自営業・内職」「育児休業中」「無職」「その他」から 1 つ選ぶ形式になっている。このうち、「嘱託・契約・派遣社員」「パート・アルバイト」を合わせて「非正規」に、「自営業・内職」「その他」を合わせて「自営業・内職、その他」にまとめている。第 1 子の出産前後の段階は、「妊娠判明直前」「出産 3 ヶ月前」「出産 3 か月後」「出産 1 年後」「出産 3 年後」となっている。この設問はいわば第 1 子の出産前後における母親の実際の仕事の経歴を尋ねており、図表 2-3-3 及び図表 2-3-4 のライフステージごとの望ましい母親の働き方と比較可能な部分がある。なお、この設問は第 3 回（2014 年）調査から追加されたものであるため、2014 年～2022 年のデータを示している。

まず母子世帯の結果について確認する（図表 2-3-12）。全体の大まかな傾向として、妊娠後から出産 3 ヶ月後にかけて「正規」「非正規」の割合が減少し、「育児休業」「無職」の割合が増加していく。ただし「育児休業」の割合は最大でも出産 3 ヶ月後の約 20%であり、約 60%の人は出産 3 ヶ月後においては「無職」（無業）となっている。出産 3 ヶ月後以降は、出産前と同様に「正規」「非正規」の割合が増加しているが、出産 3 年後の段階では「非正規」の割合が 10 ポイント程度高くなっている。さらに、2014 年から 2022 年にかけての変化としては、特に第 1 子の出産前の段階で「無職」が減少し、「正規」や「非正規」が増加していると

図表 2-3-12　第 1 子の妊娠から出産までの期間別の就業状態：母子世帯

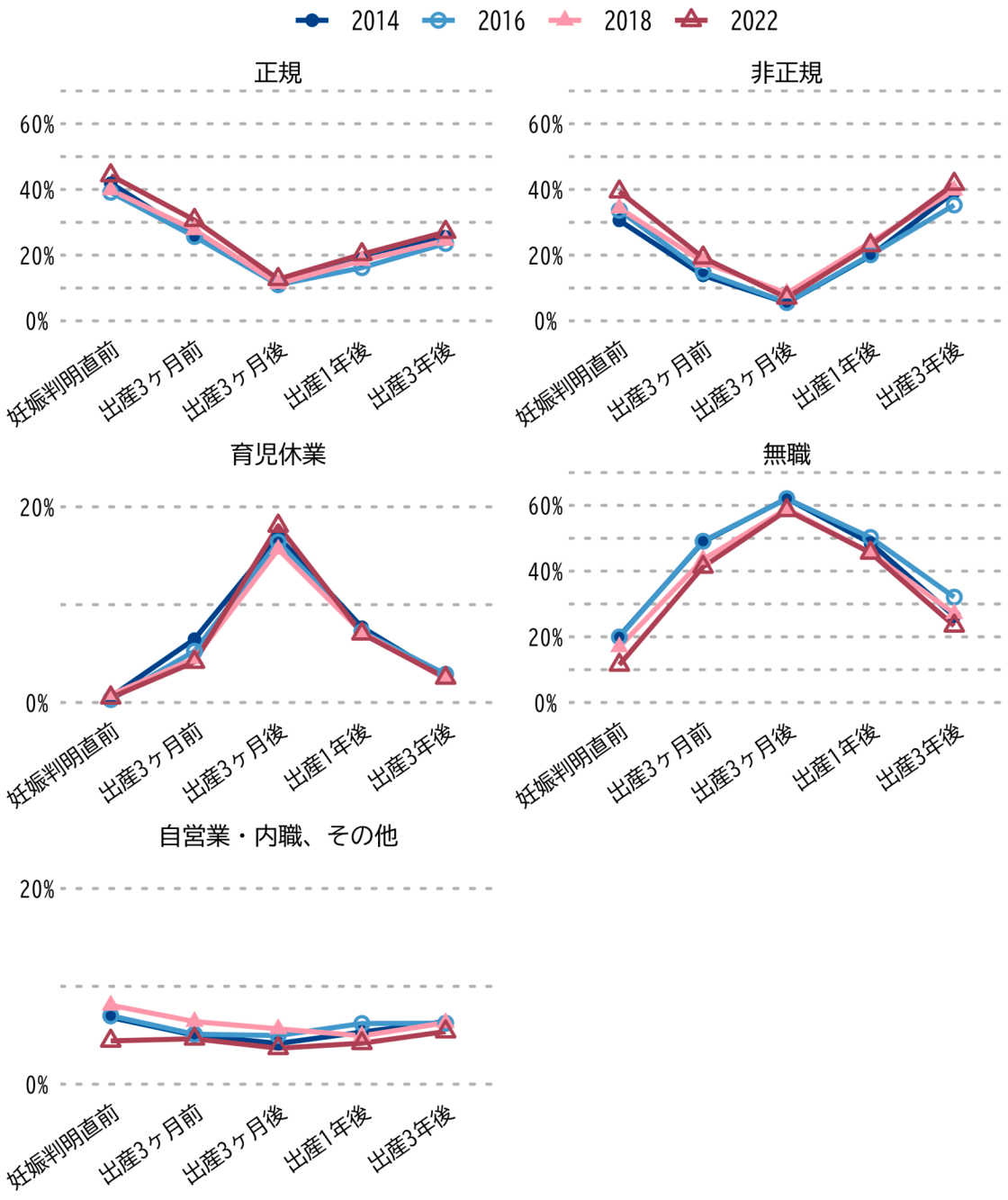

いう傾向がある。

上記と同様の傾向はふたり親世帯においても観察されている（図表 2-3-13）。ただし、2014 年から 2022 年にかけての変化のうち、「無職」の減少については第 1 子の出産後の段階において顕著であり、また第 1 子の出産後の段階においては「非正規」はほとんど増えておらず、むしろ「正規」が増加している。さらに、わずかではあるが、出産 3 ヶ月後の「育児休業」の割合も 2014 年から 2022 年にかけて増加している。

図表 2-3-13　第 1 子の妊娠から出産までの期間別の就業状態：ふたり親世帯（母親回答）

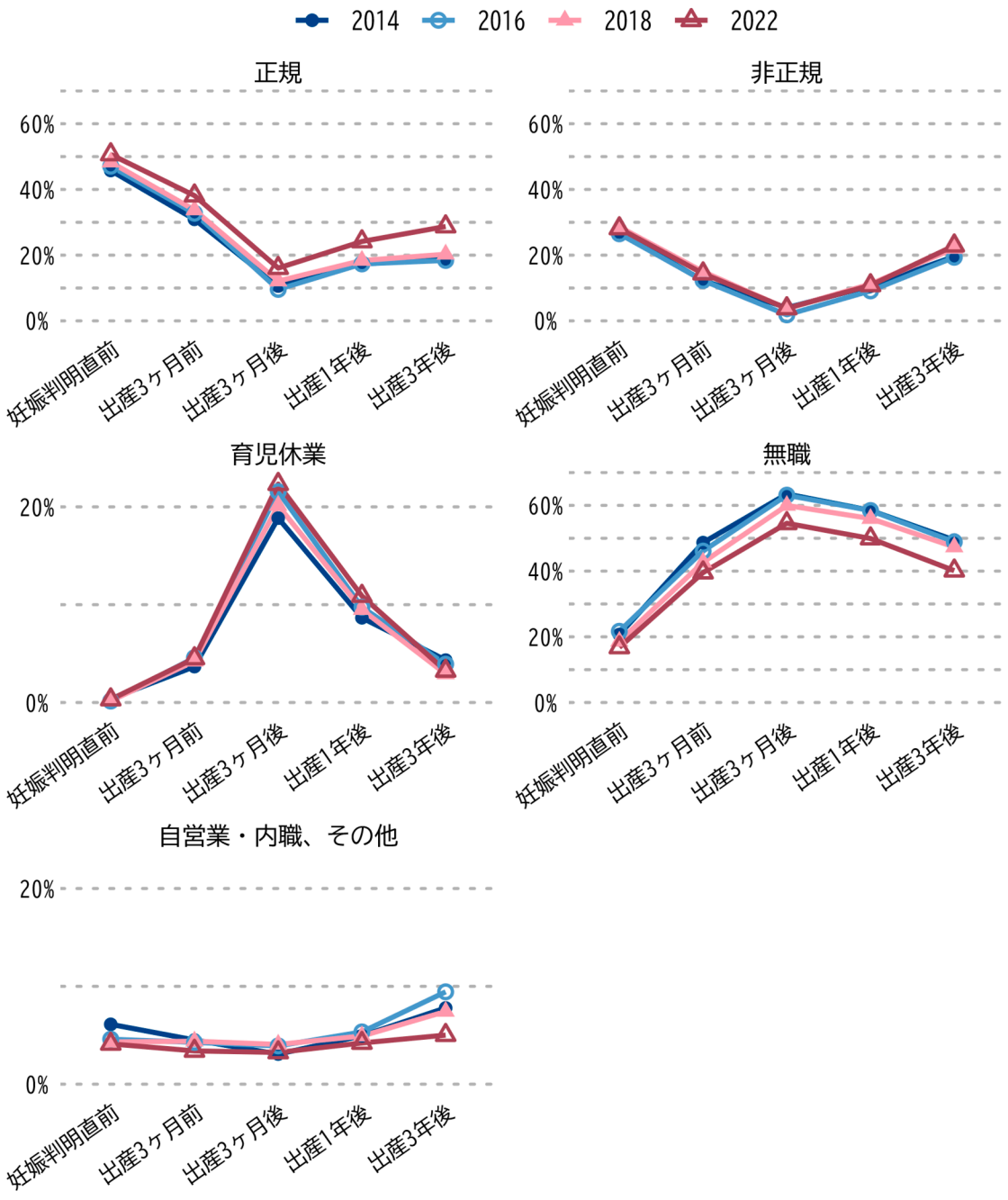

図表 2-3-12 と図表 2-3-13 の結果において重要な世帯間の違いは、ふたり親世帯での妊娠判明直前の「正規」の相対的な高さと、ふたり親世帯での出産後の段階の「正規」の近年の増加である。ここに第 2 節で示した、母子世帯には高卒以下が多く、ふたり親世帯では近年大卒が増加しているという学歴の違いが現れている。例えば、妊娠判明直前の段階ではどちらの世帯も配偶者がおり、家族構成という点では違いがないと思われるが、大卒が相対的に多いふたり親世帯では「正規」というより良い条件の仕事を獲得できているといえる。また、近年ほどふ

図表 2-3-14　職業キャリアの類型

職業キャリア	説明
一社継続型	学校卒業後についた勤務先でずっと働き続けてきた
転職継続型	転職経験はあるが、学校卒業後は働き続けてきた
退職復帰型	出産や育児などで退職したものの、再就職して働き続けている
就業中断型	退職して現在は無職だが、今後働く予定がある
完全退職型	退職しており、今後も働く予定がない
その他	上記以外

図表 2-3-15　職業キャリア

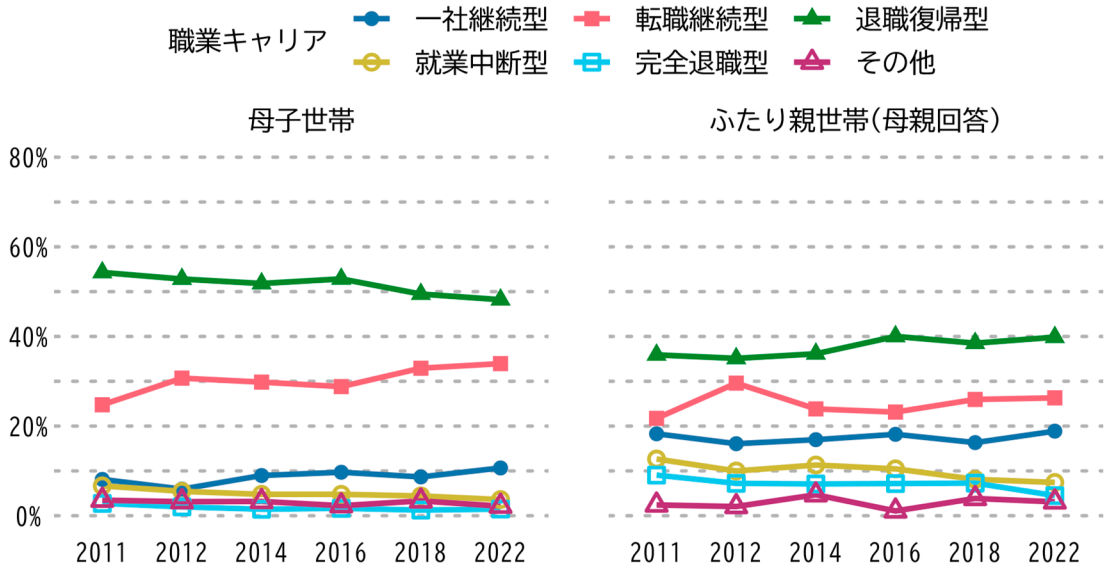

たり親世帯において大卒以上のシェアが大きくなっているが、これによって出産後の段階における「正規」の割合が近年増加していると考えられる。第 2 節で説明したように出産後の 3 年以内に「ひとり親化」する母子世帯も少なくなく、母子世帯では、出産後の段階における「無職」の割合が相対的に小さいものの、高卒以下が多いためより良い条件の仕事の獲得が難しく「非正規」に留まっているケースが多いと考えられる。

最後に職業キャリアについてである。職業キャリアは、図表 2-3-14 に示した類型のうち 1 つを選ぶ形式によって尋ねられている。結果を図表 2-3-15 に示した。

母子世帯では、いずれの時点でも「退職復帰型」が 50%前後でマジョリティを占めている。次に多いのが「転職継続型」で 20%後半から 30%前半を占めている。いずれの時点でもこの 2 つが全体の 8 割近くを占めている。トレンドとしては、この 10 年間で「退職復帰型」が 54.3%から 48.2%へとやや減少し、「転職継続型」が 24.7%から 33.9%へと増加している。こ

の両者の職業キャリの違いは出産・育児期に無業となるかどうかという側面である。その意味においては、母子世帯になるような女性たちは出産・育児期に何らかの形で就業するようになったといえる。なお、「一社継続型」は典型的な日本的雇用慣行における規範的キャリアモデルであるが、母子世帯におけるこのキャリアは 2022 年時点でも 1 割にしか満たない。調査時点で無業である「就業中断型」と「完全退職型」の割合は元々数パーセントであったが、この 10 年間も微減しており、2022 年時点でそれぞれ 5%にも満たない。

ふたり親世帯でも、いずれの時点においても「退職復帰型」が最も多く「転職継続型」がそれに次ぐというパターンは同様である。ただし両者の割合は母子世帯よりもやや低い。また母子世帯における「退職復帰型」は減少トレンドにあったが、ふたり親世帯においてはこの 10 年間で 35.9%から 39.8%へとやや増加している。「転職継続型」も増加しているがその程度は母子世帯よりも小さい。「一社継続型」の割合はこの 10 年間で大きくは変化していないものの、20%弱で相対的には安定している。「就業中断型」と「完全退職型」は 2011 年時点では 10%前後で母子世帯よりもやや高かったが、2022 年にかけて約 5 ポイント減少している。

職業キャリアの世帯間の違いにも学歴の影響が明確に現れている。最も重要なのは「一社継続型」の割合の差異であり、相対的に大卒が多いふたり親世帯では、典型的な日本的雇用慣行における規範的キャリアモデルを歩んでいる女性が相対的に多くなっている。ただし、ふたり親世帯における大卒割合が上昇している一方で、「一社継続型」の職業キャリアが増加しているという傾向は観察できない。

第 4 節　世帯の家計と生活の状況

(1)　家計の状況

本節では、「世帯の家計と生活状況」のうち「家計の状況」の側面を捉える項目として、世帯年収（税込み・手取り）・等価可処分所得・相対的貧困率・貯蓄状況を集計する。

図表 2-4-1 に世帯年収の結果を示した。世帯年収が 0 のケースは集計から除外している。世帯年収（税込み）は「税金・社会保険料などを差し引かれる前の社会保障給付、贈与、財産収入等を含む総収入（除く遺産）」を、世帯年収（手取り）はそこから税金や社会保険料を差し引いた収入を指している。世帯年収（手取り）は第 2 回（2012 年）調査以降の結果を示している。図中では、年収の分布を箱ひげ図[6]で示すとともに、平均値を三角の点で示している。改めて言うまでもないが、配偶者がいない母子世帯のほうが税込み・手取りどちらにおいても世帯年収はふたり親世帯よりも低い。このように母子世帯のほうが世帯年収が低くなることは明確であるので、ここでは主にトレンドに注目する。

この 10 年間で、母子世帯における平均世帯年収は、税込みで 294 万円（2011 年）から 340 万円（2022 年）、手取りで 167 万円（2012 年）から 246 万円（2022 年）へとそれぞれ増加

[6] 箱ひげ図については前注を参照されたい。

図表 2-4-1　世帯年収

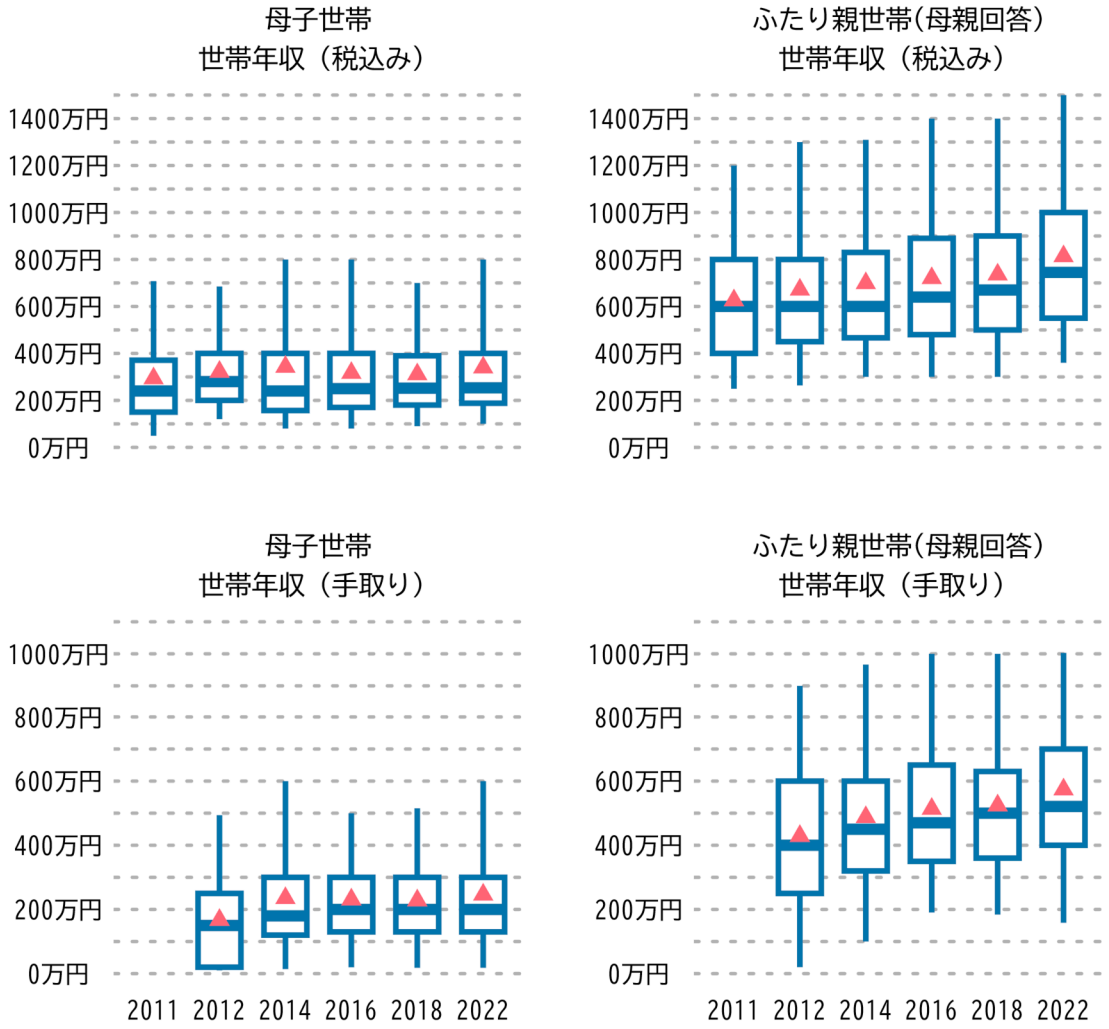

している。ただし、世帯年収の中央値でみると税込みが 240 万円から 253 万円、手取りが 150 万円から 200 万円とやや増加の程度が小さくなる。四分位範囲は、税込み世帯年収で 221 万円（2011 年）から 212 万円（2022 年）へ、手取り世帯年収で 180 万円（2011 年）から 170 万円（2022 年）へとそれぞれ 10 万円程度減少しており、母子世帯内における年収格差はやや減少している。

一方で、この 10 年間で、ふたり親世帯における平均世帯年収は、税込みで約 200 万円（2011 年で 626 万円、2022 年で 814 万円）、手取りで約 150 万円（2012 年で 429 万円、2022 年で 574 万円）増加している。世帯年収の中央値でみると増加分はやや小さくなるが、それでも 100 万円強の増加がみられる。四分位範囲は、税込み世帯年収で 400 万円（2011 年）から 450 万円（2022 年）へ増加している一方で、手取り世帯年収で 350 万円（2011 年）から 300 万円（2022 年）へと減少しており、再分配後ではふたり親世帯における年収格差は縮小傾向にある。

図表 2-4-2　等価可処分所得

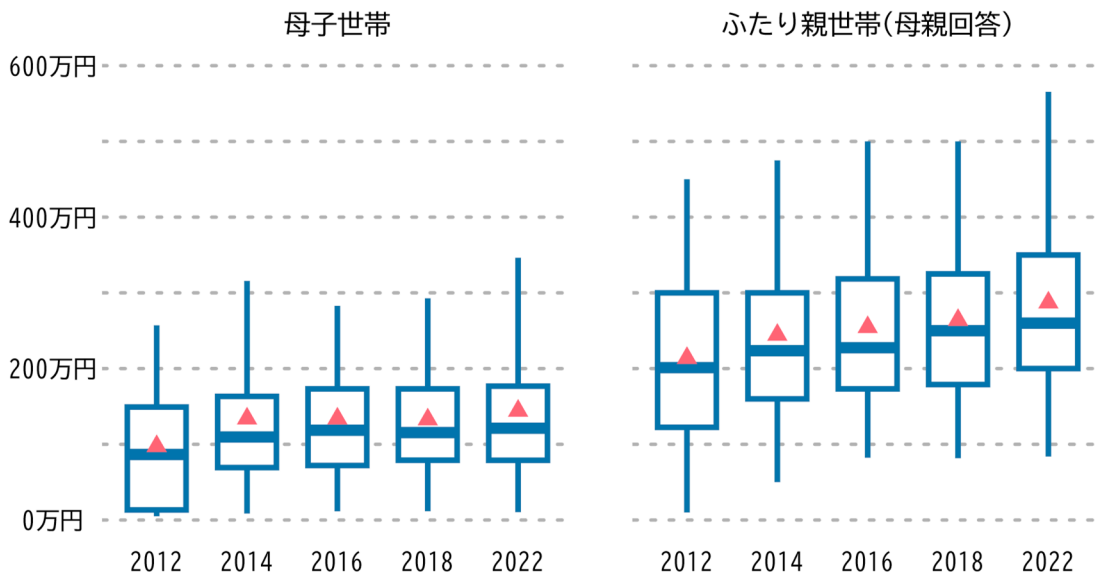

母子世帯における世帯年収の増加分を計算すると、税込みの平均値で約 50 万円、中央値で 10 万円、手取りの平均値で約 80 万円、中央値で約 50 万円となる。これは、前述の図表 2-3-11 でみたように、母子世帯の母親の個人年収が平均値で約 70 万円、中央値で約 50 万円増加しているのと整合的である。しかし、同図表では、ふたり親世帯の母親の年収自体はそれほど極端に増加しているわけではない。すなわち、このふたり親世帯の世帯年収の増加には、配偶者である夫の年収が上昇していることや、低所得層が結婚しにくくなっているため、ふたり親世帯が高所得層に偏っているという背景が考えられる。

図表 2-4-2 に等価可処分所得の結果を示した。家計の状況は子どもや同居者の数などによって異なるため、ここでは手取り世帯年収を家計を同一にする家族の人数の平方根で除した等価可処分所得によって家計の状況を確認する。上述したが、手取りの世帯年収は 2012 年以降で利用可能であるため、2012 年から 2022 年までの結果を示している。

母子世帯における等価可処分所得はこの 10 年間で増加している。平均値でみると 2012 年で約 98 万円であったが、2014 年には 134 万円へと増加し、2022 年にはさらに 144 万円へと増加している。中央値でみると、2012 年から 2022 年にかけて約 40 万円増加している。四分位範囲は、2012 年から 2014 年にかけて大きく減少するというイレギュラーな傾向があるが、2014 年以降は 100 万円程度で安定している。

ふたり親世帯における等価可処分所得は、母子世帯以上に増加している。この 10 年間で、平均値でみると約 70 万円、中央値でみると約 60 万円増加している。イレギュラーな特徴がある 2012 年を除いて四分位範囲の変化を確認すると、2014 年から 2022 年にかけては 140～150 万円で大きく変わっていない。

図表 2-4-3　貧困線の基準

子育て世帯調査の時点	2011年	2012年	2014年	2016年	2018年	2022年
参照する国民生活基礎調査の時点	2012年	2012年	2015年	2015年	2018年	2021年
貧困線	122万円	122万円	122万円	122万円	124万円	127万円

注：厚生労働省『国民生活基礎調査』

図表 2-4-4　相対的貧困率

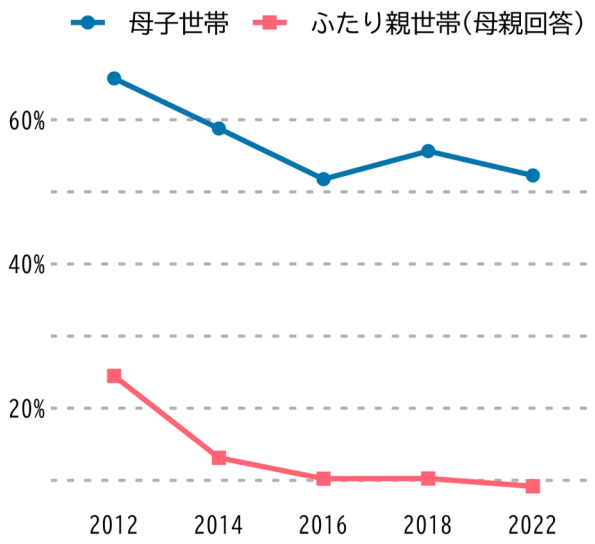

また、世帯間の等価可処分所得の格差はこの 10 年間でやや拡大している。母子世帯とふたり親世帯における差異は 2012 年では約 120 万円であったが、2022 年には約 140 万円へとやや大きくなっている。

次に上記の等価可処分所得をもとに算出した相対的貧困率[7]を確認する。基準となる貧困線については、図表 2-4-3 に示した時点の国民生活基礎調査で用いられているものを使用した。図表 2-4-4 に相対的貧困率の結果を示した。

全体的なトレンドとして、両世帯ともに相対的貧困率はこの 10 年間で減少している。母子世帯では、65.7%から 52.2%へと約 13 ポイント減少した。ふたり親世帯では、24.5%から 9%へと約 15 ポイント減少した。しかし、未だ半数以上の母子世帯は相対的貧困に陥っているのに対して、ふたり親世帯については 1 割にも満たず、世帯間の貧困格差の状況が特に改善しているわけではない。

[7] 本書での相対的貧困率は、所得ベースである等価可処分所得の中央値の半分以下（貧困線）に含まれる世帯の割合として算出している。

図表 2-4-5　貯蓄

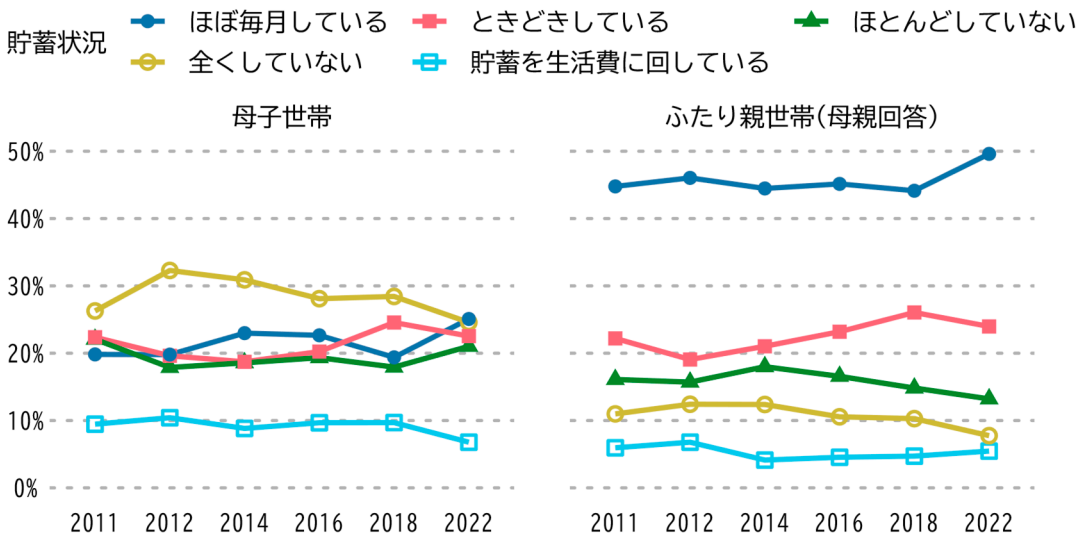

図表 2-4-5 に貯蓄状況の結果を示した。貯蓄状況でみても世帯間の家計状況の格差は大きい。ふたり親世帯においては「ほぼ毎月している」の割合がいずれの時点でも 4 割以上を占めているが、母子世帯においては 3 割にも満たない。「ときどきしている」も含めると、ふたり親世帯では約 7 割近くが貯蓄できている状況だが、母子世帯で貯蓄できているのはそれでも 5 割に満たない。「貯蓄を生活費に回している」の割合も相対的に母子世帯のほうが高く、母子世帯は将来的な家計のバッファーも脆弱である。

母子世帯におけるトレンドはやや読み取りづらいが、貯蓄を行う傾向は強まっている。2012 年から 2022 年にかけて、「全くしていない」は約 8 ポイント減少しており、「ほぼ毎月している」は約 6 ポイント、「ときどきしている」は約 3 ポイント増加している。2018 年から 2022 年にかけて「ほぼ毎月している」が大きく増加しているが、2022 年時点で「ほぼ毎月している」と「全くしていない」はともに 25%程度であり、貯蓄状況は二極化している。

ふたり親世帯においても貯蓄を行う傾向はやや強くなっている。「ほぼ毎月している」と「ときどきしている」を合わせるとこの 10 年間で約 6 ポイント増加している。特に 2018 年から 2022 年にかけては「ほぼ毎月している」の割合が特に大きく増加している。

(2)　生活の状況

次に、「世帯の家計と生活状況」のうち「生活の状況」の側面を捉える項目として、現在の暮らし向き・子どもの「体験」への支出に対する負担・幸福度を集計する。

図表 2-4-6 に現在の暮らし向きの結果を示した。上述の家計の状況を反映して、現在の暮らし向きについても世帯間での差異が大きい。母子世帯では過半数以上が「苦しい」と回答しており、「ゆとりがある」世帯は 1 割に満たない。母子世帯と比べて、ふたり親世帯は相対的にはゆとりのある生活をしているが、現在の暮らし向きが「苦しい」割合は 4 割前後と極端に小

図表 2-4-6　現在の暮らし向き

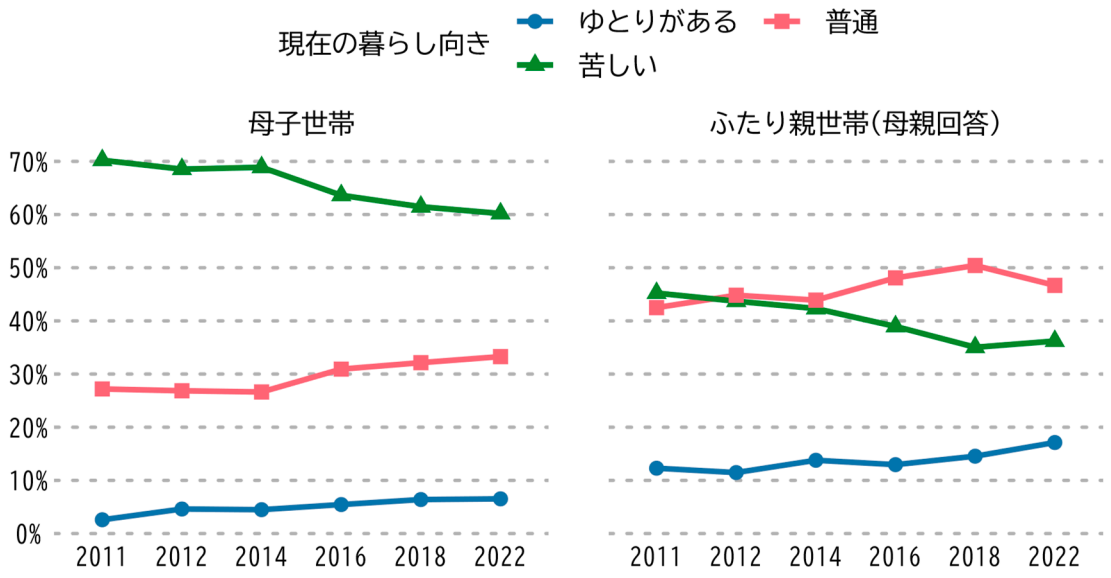

さいわけではない。

トレンドとしては、どちらの世帯も暮らし向きは徐々に良くなっている。この 10 年間で母子世帯では「苦しい」の割合が 70.2%から 60.2%へと減少し、「普通」が約 6 ポイント、「ゆとりがある」が約 4 ポイントそれぞれ増加している。ふたり親世帯においては、「苦しい」の割合は 45.2%から 36.2%へと減少し、「普通」が約 4 ポイント、「ゆとりがある」が約 5 ポイントそれぞれ増加している。

近年子どもの「体験格差」に関心が集まっている。広義の「体験」とは、「学校以外の時間（放課後）に行う、スポーツ・運動や文化芸術活動、自然体験、社会体験、文化的体験など」とされている（チャンス・フォー・チルドレン 2023）。教育経済学においては、こうした「体験」が子どもの認知・非認知能力と関連していることが示されており、教育格差の一つの側面として体験格差が注目されている（中室牧子 2022）。ここでは、子どもの習い事（水泳・ピアノ等）・子どもの学習塾（月謝 2～3 万円程度）・年に 1 回程度の家族旅行（国内）に関する支出を負担できる程度を集計している。元々の選択肢は「余裕で負担できる」「おおむね負担できる」「負担するのは厳しい」「負担できない」となっているが、最初の 2 つをまとめて「負担できる」としている。

図表 2-4-7 に子どもの「体験」への支出に対する負担の結果を示した。いずれの「体験」についても母子世帯では相対的に「負担できる」の割合がふたり親世帯よりも相対的に小さい。上述の世帯年収、等価可処分所得、相対的貧困率、現在の暮らし向き、いずれとも整合的で、母子世帯では子どもの体験を負担する余裕があまりないといえる。

図表 2-4-7　子どもの「体験」への支出に対する負担

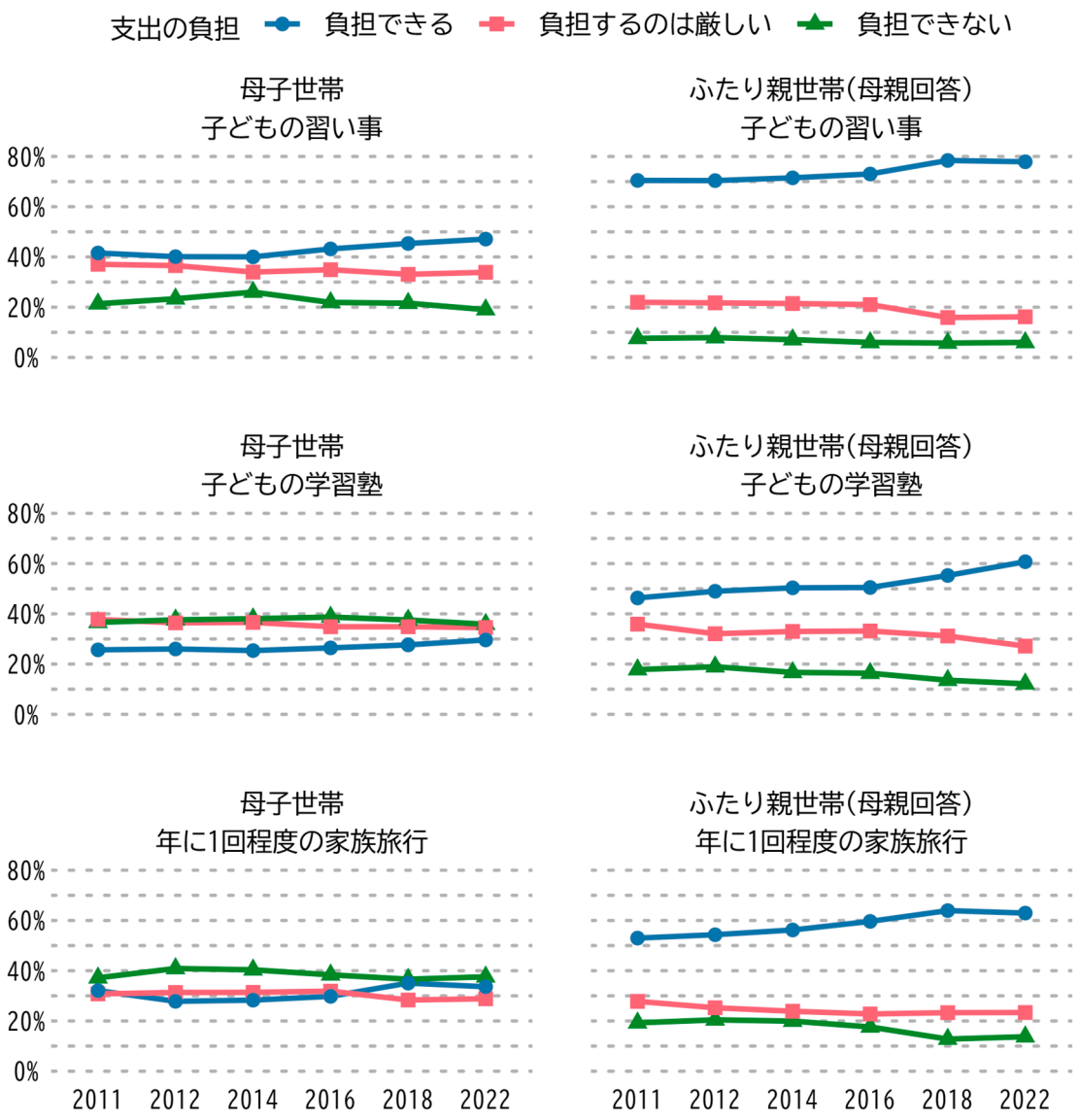

子どもの習い事の「負担できる」は、母子世帯で 41.6%（2011 年）から 47.1%（2022 年）へと増加し、ふたり親世帯で 70.5%から 77.9%へと増加している。両世帯で「負担できる」は増加しているが、両者の差異はいずれの時点でも 30 ポイント程度となっている。

子どもの学習塾の「負担できる」は、母子世帯で 25.7%（2011 年）から 29.6%（2022 年）へとやや増加し、ふたり親世帯で 46.3%から 60.7%へと大きく増加している。その結果、世帯間の差異は約 21 ポイント（2011 年）から約 31 ポイント（2022 年）へと拡大している。

年に 1 回程度の家族旅行の「負担できる」は、母子世帯で 32.1%（2011 年）から 33.6%（2022 年）へとほとんど変化がないが、ふたり親世帯で 53%から 62.9%へと増加している。子どもの学習塾と同様に、世帯間の差異は約 11 ポイント（2011 年）から約 29 ポイント（2022 年）へと拡大している。

図表 2-4-8　幸福度

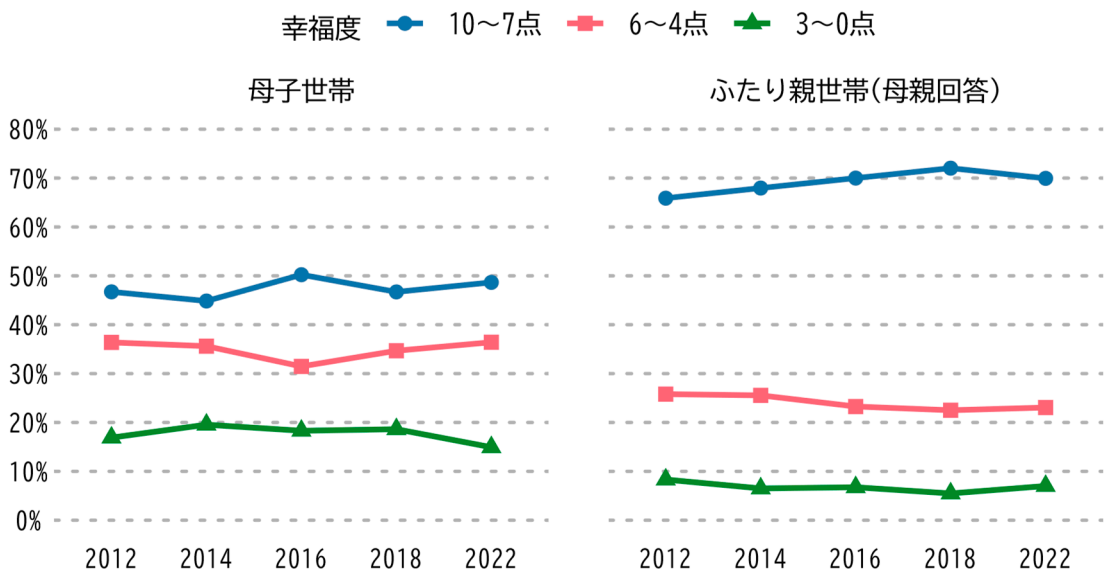

最後に、図表 2-4-8 に幸福度の結果を示した。幸福度は直近 1 年間の幸せの程度を 0「とても不幸」～10「とても合わせ」で回答してもらう形式になっている。ここでは、「10～7 点」の高得点グループ、「6～4 点」の中得点グループ、「3～0 点」の低得点グループにわけて集計している。

母子世帯における高得点グループは 50%弱であるのに対して、ふたり親世帯では 70%弱である。低得点グループについても、母子世帯では 20%弱だが、ふたり親世帯では 10%に満たない。このように母子世帯における幸福度は相対的に低くなっている。

この 10 年でみると、どちらの世帯においても幸福度の変化はそれほど大きくはないが、ふたり親世帯においては 2011 年から 2022 年にかけて約 7 ポイント高得点グループが増加している。母子世帯においては 2018 年から 2022 年にかけて低得点グループがやや減少し、高得点・中得点グループがそれぞれ微増している。

第 5 節　母子世帯に対する政策的支援のニーズ

(1)　政策的支援の利用実態

本節では「母子世帯に対する政策的支援のニーズ」を明らかにするために、政策的支援の利用実態を集計する。この設問では「育児休業制度」「子の看護休暇制度」（第 2 回調査以降）「短時間勤務制度」（第 2 回調査以降）「学童保育」「マザーズハローワーク」「自立支援教育訓練給付金事業」「高等職業訓練促進給付金事業」の利用実態について尋ねている。ただし時点によって回答選択肢が異なっている。第 1 回（2011 年）調査と第 2 回（2012 年）調査では「利用している（いた）」「今後利用したい」「利用するつもりはない」「制度を知らない」であったが、第 3 回（2014 年）調査以降は「今利用している」「過去に利用したことがある」「利用経験は

図表 2-5-1　育児休業制度

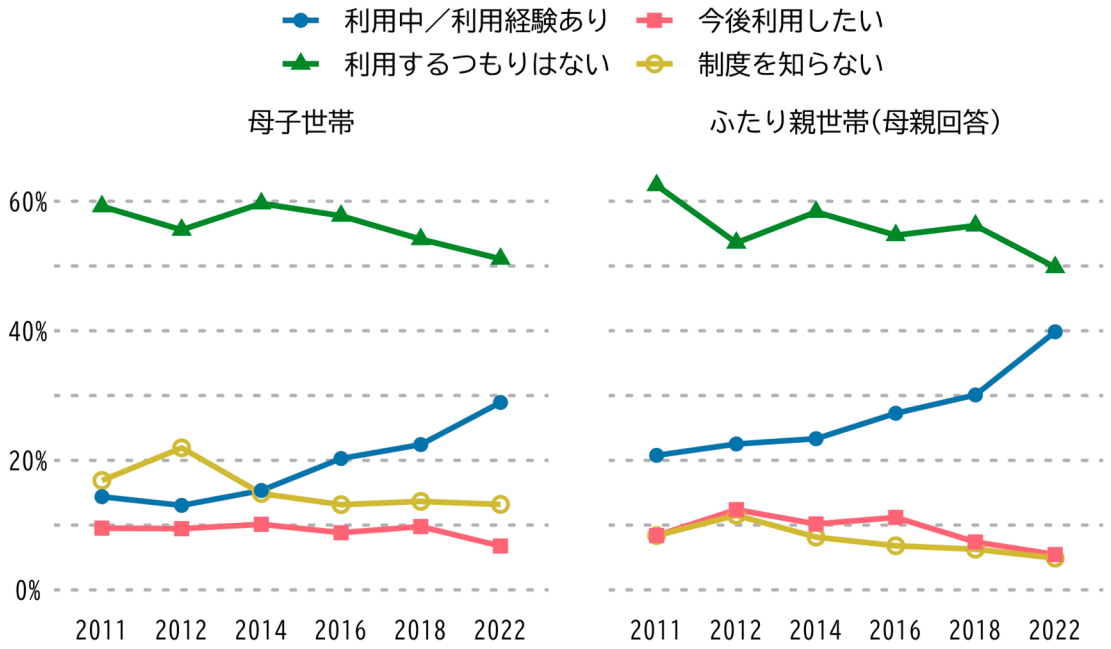

ないが、今後利用したい」「利用経験はなく、今後も利用するつもりはない」「制度を知らない」となっている。前者と後者におけるワーディングは完全に一致していないが、ここでは「利用している（いた）」「今利用している」「過去に利用したことがある」をあわせて「利用中／利用経験あり」とした。

図表 2-5-1 に育児休業制度の結果を示した。両世帯において「利用中／利用経験あり」の割合は増加しており、他の調査でも指摘されているように母親の育児休業制度の利用は近年高まっていることがわかる。世帯間の違いとしては、ふたり親世帯のほうが「利用中／利用経験あり」の割合が相対的に高く、母子世帯のほうが育児休業制度を利用せずに子育てを行ってきた母親の割合が比較的高い。

母子世帯においては、この 10 年間で育児休業制度の「利用中／利用経験あり」の割合が 14.4%から 28.9%へと約 14 ポイント上昇している。「利用するつもりはない」の割合は 59.2%から 51.1%へ、「制度を知らない」の割合は 16.9%から 13.2%へと減少している。

ふたり親世帯においても同様の傾向がみられる。この 10 年間で「利用中／利用経験あり」の割合は 20.8%から 39.8%へと約 19 ポイント上昇し、「利用するつもりはない」の割合は 62.5%から 49.8%へと約 12 ポイント減少している。「今後利用したい」「制度を知らない」の割合もそれぞれ数ポイント減少している。

なお、両世帯において 2022 年時点でも「利用するつもりはない」が過半数以上存在しているが、これは育児休業制度を利用せずに子育てを行ってきて現在ポスト子育て期に差し掛かっているケースも集計に含まれているためである。各時点で 3 歳以下の子どもを育てている

図表 2-5-2　子の看護休暇制度

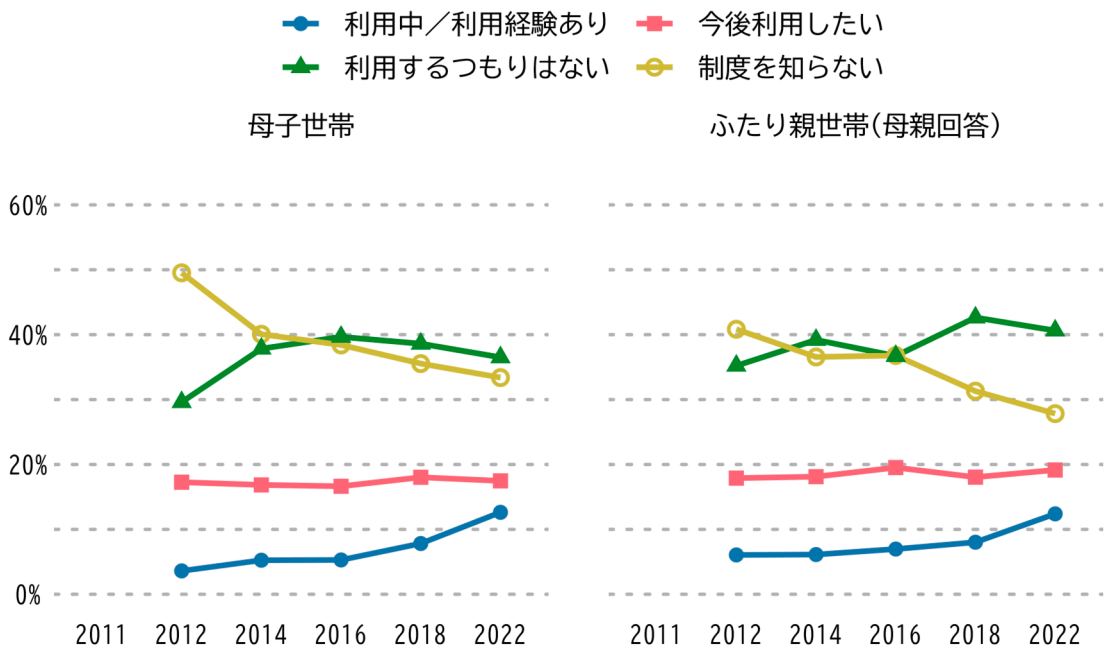

世帯などに限定すれば、「利用するつもりはない」の割合は相対的に小さくなるはずである。

図表 2-5-2 に子の看護休暇制度の結果を示した。両世帯における差異はそれほど大きくない。全体的に育児休業制度よりも「利用中／利用経験あり」の割合が低い。また「制度を知らない」の割合が高くなっているが、トレンドとしては減少傾向にある。

母子世帯では、この 10 年間で「利用中／利用経験あり」が 3.6%から 12.6%へと増加し、「制度を知らない」は 49.5%から 33.4%へと減少している。当初 2012 年から 2016 年にかけては「利用するつもりはない」が 29.6%から 39.7%へと増加している一方で、「利用中／利用経験あり」の増加は特に 2016 年以降で大きく、子の看護休暇制度の利用は直近で高くなっている。

ふたり親世帯でも同様に「利用中／利用経験あり」が増加しているものの、その増加分は約 6 ポイントと母子世帯よりも若干小さい。「制度を知らない」は 40.8%から 27.8%へと減少しており、やはり制度の認知度は高まっているものの、「利用するつもりはない」は 35.2%から 40.6%へと増加しており、育児休業制度ほど利用が拡大しているとは言えない。

図表 2-5-3 に短時間勤務制度の結果を示した。子の看護休暇制度と同様に、この 10 年間で制度の認知度が高まるとともに制度利用が拡大しているが、2022 年時点でも「利用中／利用経験あり」は 2 割以下に留まっている。

母子世帯では 2012 年から 2022 年にかけて「利用中／利用経験あり」が 3.4%から 12.0%へと増加し、「制度を知らない」は 47.4%から 28.2%へと大きく減少している。しかし、子の看護休暇制度における結果と同様に、2012 年から 2016 年にかけては「利用するつもりはな

図表 2-5-3　短時間勤務制度

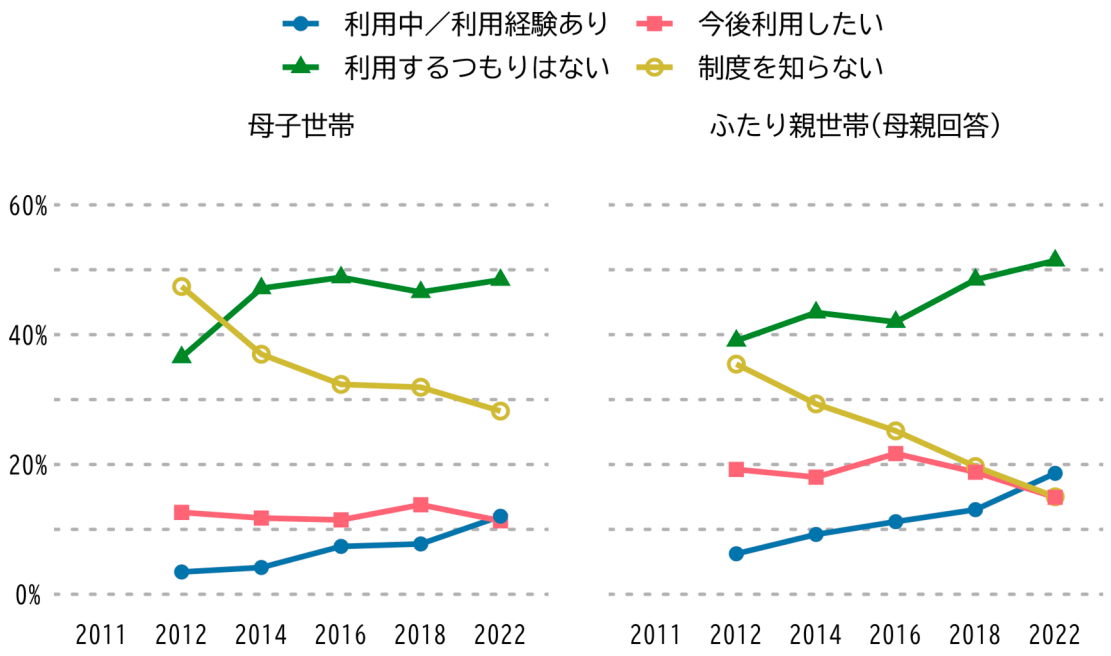

図表 2-5-4　学童保育

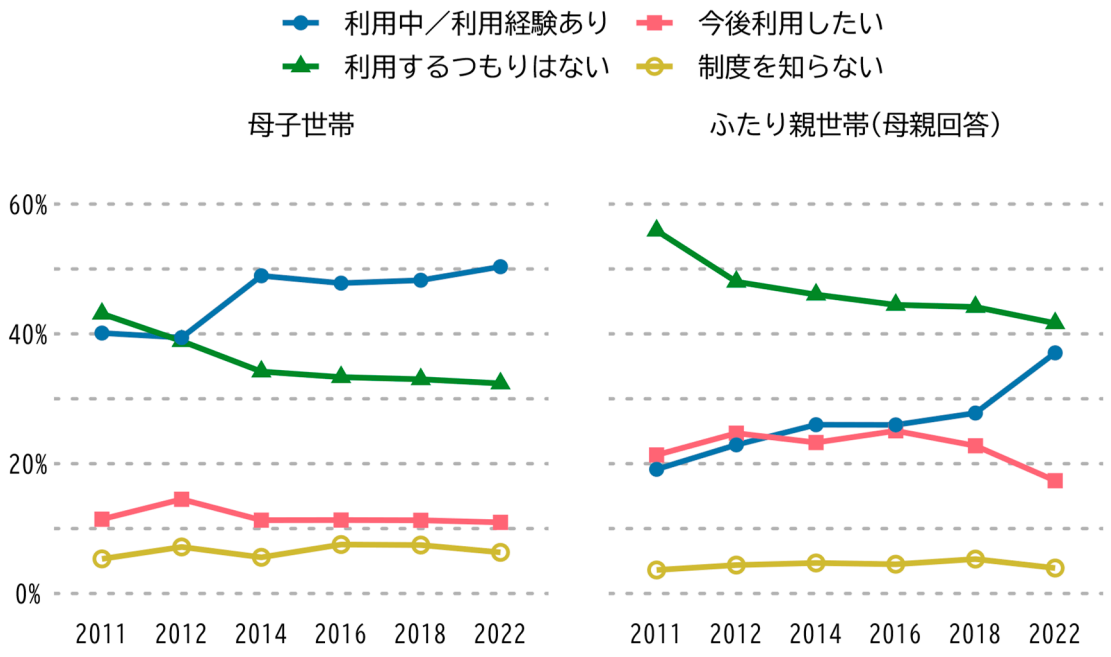

い」の割合が約 12 ポイント増加しており、当初の制度の認知度の増加がすぐに利用拡大に繋がったわけではない。

ふたり親世帯でも 2012 年から 2022 年にかけて「利用中／利用経験あり」が 6.2%から 18.6%へと増加し、「制度を知らない」は 35.5%から 15.0%へと大きく減少している。「利用中／利用経験あり」の増加分は母子世帯よりも大きいが、「利用するつもりはない」はこの 10 年間で約 12 ポイント増加しており、母子世帯同様に、制度の認知度の増加のすべてが利用拡大に繋がっているわけではない。2016 年から 2022 年にかけては「今後利用したい」が約 7 ポイント減少しており、潜在的な利用希望は解消されているといえる。

図表 2-5-4 に学童保育の結果を示した。前述の 3 つの両立支援系制度と比較して学童保育の認知度は特に高く、両世帯においていずれの時点でも 9 割以上の人が制度を認知している。ふたり親世帯ではこの 10 年間で「利用中／利用経験あり」の割合が増加しているためその差異は小さくなりつつあるが、いずれの時点でも母子世帯のほうが「利用中／利用経験あり」の割合が高くなっている。

母子世帯ではこの 10 年間で「利用中／利用経験あり」が 40.1%から 50.3%へと増加しているが、特に 2012 年から 2014 年にかけての増加が大きい。反対に「利用するつもりはない」は 43.1%から 32.4%へと減少しており、制度の利用拡大が進んでいることがわかる。2022 年時点での「利用中／利用経験あり」の割合は、ふたり親世帯よりも約 13 ポイント高い。

ふたり親世帯でもこの 10 年間で「利用中／利用経験あり」が 19.1%から 37.1%へと増加し、「利用するつもりはない」は 55.9%から 41.6%へと減少し、制度の利用拡大が進んでいる。しかし、2022 年時点でもまだ「利用するつもりはない」が「利用中／利用経験あり」を上回っており、制度利用のニーズは母子世帯よりも低いといえる。一方で、2016 年から 2022 年にかけては約 8 ポイント「今後利用したい」が減少しており、潜在的なニーズは解消されている。

図表 2-5-5 にマザーズハローワークの結果を示した。マザーズハローワークとは、キッズコーナーなどを設けるなど子ども連れでも利用しやすい環境を整え、特に仕事と子育ての両立をめざす人を対象に就職支援を行う国の施設である。両世帯において「制度を知らない」の割合が高くなっているが、母子世帯のほうが若干認知度が高く、「利用中／利用経験あり」の割合もやや高くなっている。マザーズハローワークはすべての都道府県に設置されているわけではないため、制度の認知度がそれほど高くないと考えられる。

母子世帯ではこの 10 年間における長期的な変化はそれほど大きくない。「利用中／利用経験あり」は 2011 年から 2014 年にかけて 7.7%から 13.5%へとやや増加しているが、その後の変化はあまり大きくなく 2022 年時点では 11.7%に留まっている。また 2011 年から 2012 年にかけては「今後利用したい」が約 6 ポイント増加し、「利用するつもりはない」が約 6 ポイント減少するなど若干イレギュラーな変化があるが、その後「今後利用したい」は 1 割程度に留まっており、「利用するつもりはない」はむしろ約 8 ポイント増加している。

ふたり親世帯では、この 10 年間で「今後利用したい」が 14.2%から 9%へと減少し、「利用中／利用経験あり」は 2%から 6.1%へと増加しており、利用の拡大がごくわずかに進んでい

図表 2-5-5　マザーズハローワーク

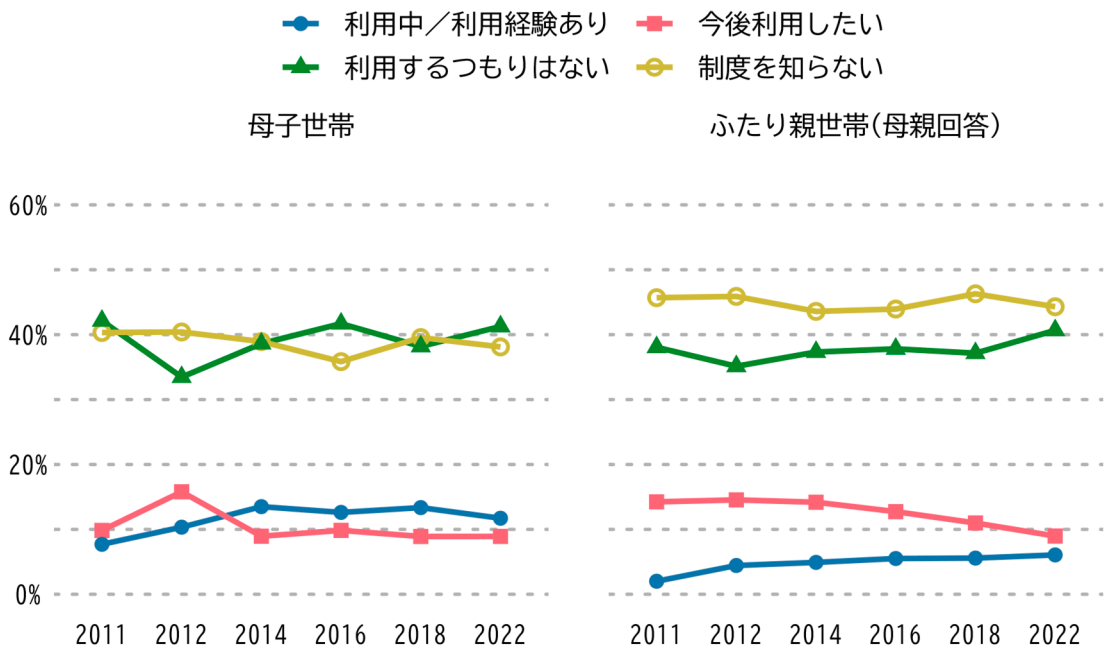

る。しかし、「利用するつもりはない」は 40%前後、「制度を知らない」は 45%前後でほとんど変化しておらず、制度の利用はかなり限定的である。

図表 2-5-6 に自立支援教育訓練給付金事業、図表 2-5-7 に高等職業訓練促進給付金等事業の結果をそれぞれ示した。この 2 つの制度はともにひとり親世帯の経済的自立のための就労支援制度であり、利用実態の分布も類似しているため合わせて結果を確認する。自立支援教育訓練給付金事業（以下、自立支援制度）は、20 歳未満の子どもを養育する母子家庭の母または父子家庭の父を対象に、主体的な能力開発のために受講・修了した講座の費用の一部を支給する制度である。高等職業訓練促進給付金等事業（以下、高等職業訓練制度）は、20 歳未満の子どもを養育する母子家庭の母または父子家庭の父を対象に、看護師や介護福祉士等の資格取得に向けて養成機関で修業する場合に、入学時や修業中の生活の負担軽減として給付金を支給する制度である。また、名称や内容が類似している制度として雇用保険制度の「教育訓練給付金」があり、回答者がこの制度と混同している可能性は完全には排除できない。

どちらの制度もマザーズハローワーク同様に「制度を知らない」の割合が相対的に高く、また当然のことであるが、制度の対象外であるふたり親世帯のほうが母子世帯よりも制度の認知度が低い。それでも、制度の対象となっている母子世帯でさえも 4 割前後の人々は自立支援制度や高等職業訓練制度を認知していない。さらに母子世帯では「利用するつもりはない」も両制度において 4 割前後であり、認知度のみならず利用のニーズも相当程度低い。母子世帯における「利用中／利用経験あり」の割合はどちらの制度も 1 割にも満たず、制度の利用はかなり限定的である。トレンドに関しては、自立支援制度で「今後利用したい」の割合が一部

図表 2-5-6　自立支援教育訓練給付金事業

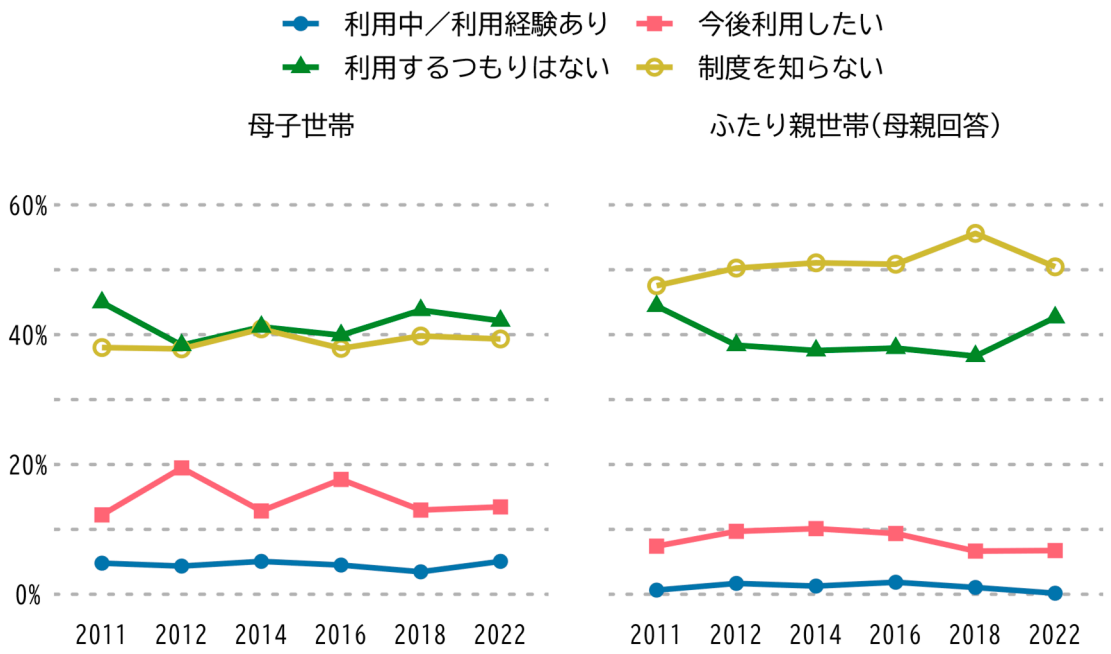

図表 2-5-7　高等職業訓練促進給付金等事業

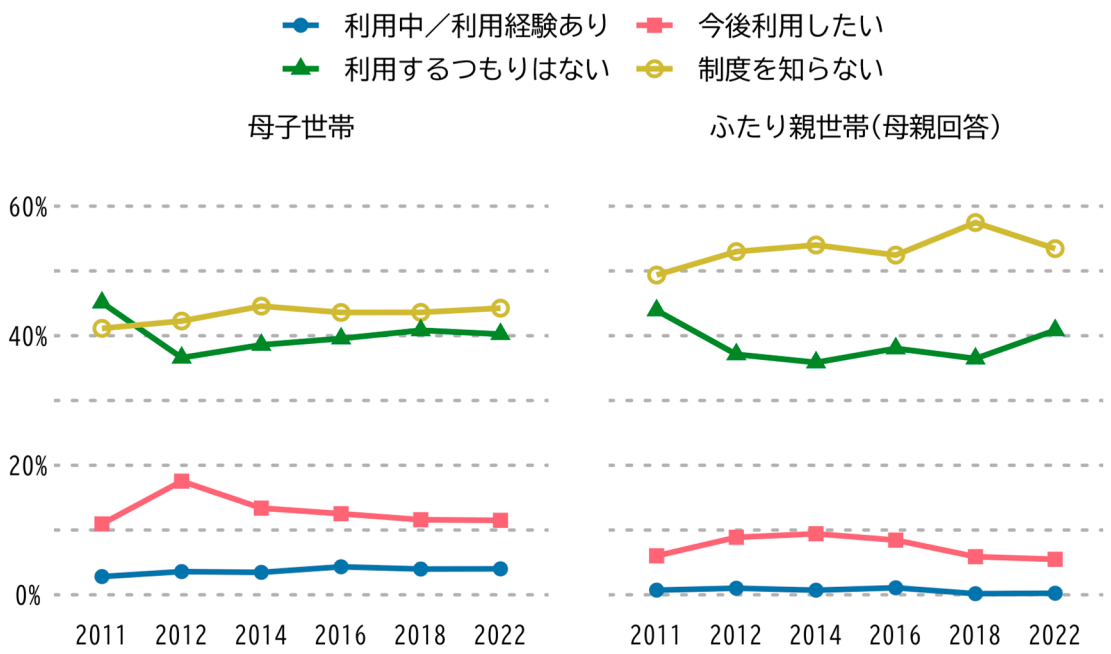

の時点で上下しているが、「利用中／利用経験あり」の増加や「制度を知らない」の減少といった重要な変化が生じているわけではない。

両制度ともに母子世帯を対象としているため、ふたり親世帯における結果は省略するが、「利用中／利用経験あり」の割合は完全に 0 となっているわけではないことに注意されたい。

これは上述のように類似の別の制度と勘違いしているか、かつてひとり親の時期があった再婚世帯の回答が含まれていると考えられる。

⑵　国や自治体に求められている支援

本節では「母子世帯に対する政策的支援のニーズ」を明らかにするために、国や自治体に求められている支援を集計する。この設問は「あなたが育児と就業を行う上で、国や自治体からの支援で拡充すべきだと思うものは何ですか」という問いに対して以下の項目のうち最大 3 つまで選択する形式になっている。選択肢は、「児童手当（・子ども手当）の増額」[8]「年少扶養控除の復活」「乳幼児医療費助成期間の延長」「育児休業の法定期間の延長」「子の看護休暇の法定期間の延長」「保育所サービスの多様化」「保育の質の向上」「保育所の増設・受入児童数の増加」「幼児教育・保育の無償化範囲の拡大」「病時・病後児保育制度の充実」「職業訓練を受ける際の金銭的援助」「物価・景気変動に応じた現金給付の充実」「その他」「わからない」「国・自治体からの支援は十分である」である。このうち、「保育の質の向上」は第 5 回（2018 年）調査から、「幼児教育・保育の無償化範囲の拡大」[9]と「物価・景気変動に応じた現金給付の充実」[10]は第 6 回（2022 年）調査から新たに追加した選択肢である。この質問は第 2 回（2012 年）調査以降で追加されたものであるため、2012～2022 年の結果を確認する[11]。

図表 2-5-8 に国や自治体に求められている支援の全体的な充足感の結果を示した。まず、最初に「よくわからない」「国・自治体からの支援は十分である」の結果を確認し、そもそも国や自治体に対する支援のニーズを明確に感じていない人の割合を確認する。

どちらの世帯においても「国・自治体からの支援は十分である」の割合は約 1%以下であり、「よくわからない」の割合は約 10%以下である。両方の回答を合わせても、現状の公的な施策や政策に満足していると感じているのはたった 1 割弱にしか過ぎない。

---

[8] 第 2 回（2012 年）調査では当時の民主党政権のもとで実施されていた「子ども手当」が選択肢に入っているが、機能的には「児童手当」と同等であると考え、集計においては選択肢をまとめている。

[9] 2017 年の衆議院選挙の頃から議論されていた幼児教育･保育の無償化が 2019 年 10 月から開始された。ただし、3 歳から 5 歳までの子どもについては原則全世帯が無償化の対象となるが、0 歳から 2 歳までの子どもについては住民税非課税世帯のみが対象となることや、利用施設のタイプによっては無償化の上限が設けられているなど、無償化の範囲は限定されていた。こうした背景で、子どもを持つ全ての世帯が無償化の恩恵を受けられるよう、無償化の範囲を限定すべきではないという議論もあったことから、第 6 回調査で新たに該当の選択肢を追加した。

[10] 2018 年ごろから原油価格の高騰による物価高が話題になっており、2019 年 10 月以降は消費税率の引き上げによる家計への影響も懸念されていた。そして、2020 年春以降深刻化したコロナ禍においては、官民の雇用維持努力があったが、半失業状態のような形に陥ってしまった人々も少なくなく、収入の減少による家計への実質的ダメージは大きかった。当時は、特に子育て世帯への影響を念頭において、直接的な現金給付が検討されていたことから、第 6 回調査で新たに該当の選択肢を追加した。

[11] 第 1 回（2011 年）調査では「育児と就業を行う上で国や会社支援で不十分だと思う事」という質問がある。しかし、これは「国や自治体に求められている支援」と、後述の「育児と就業を行う上で会社から支援で不十分だと思うもの」をあわせた選択肢になっており、どちらの質問とも時系列で結合するのは難しいため、集計からは除外している。

図表 2-5-8　国や自治体に求められている支援の全体的な充足感

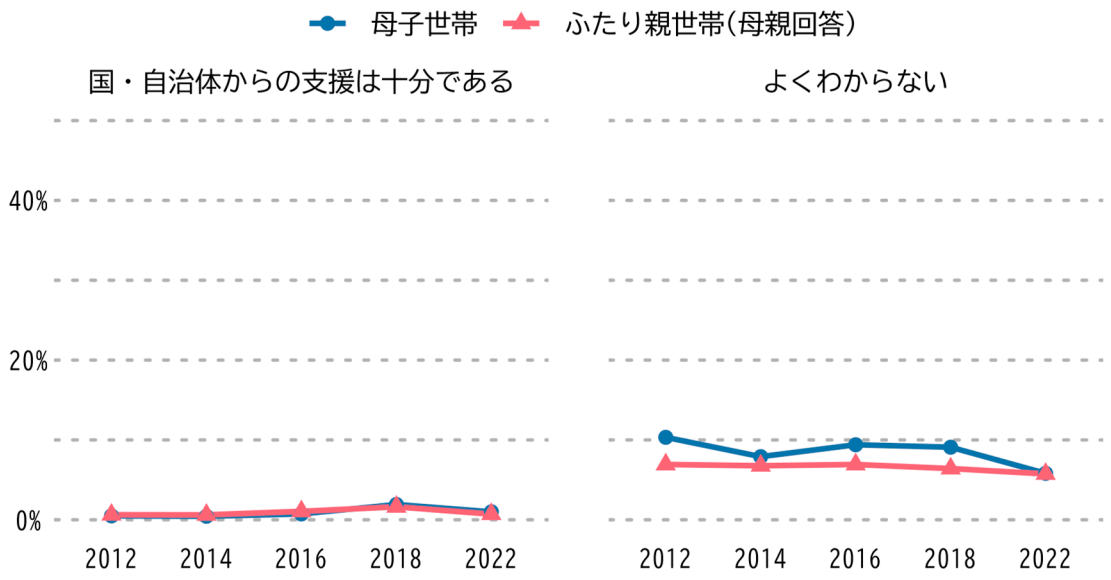

図表 2-5-9 に国や自治体に求められている支援のニーズの結果を示した。次に、第 5 回調査までにある選択肢で求められている公的支援の状況を確認し、その後第 6 回調査のみのデータを用いて求められている公的支援のランキングを確認する。

この 10 年間を通して、母子世帯では 5～6 割、ふたり親世帯では 6～7 割が「児童手当（・子ども手当）の増額」を求めている。「年少扶控除の復活」については 2012 年では両世帯において約 2 割の人が求めていたが、2022 年では 1 割を下回っている。「乳幼児医療費助成期間の延長」は、2012 年から 2022 年にかけて母子世帯では 17.2%から 9.5%へと、ふたり親世帯では 32.1%から 15.4%へと減少している。この 10 年間における「育児休業の法定期間の延長」の割合は、母子世帯では 4～5%の間で、ふたり親世帯では 8～11%の間で推移しており、変化が小さい。同様に「子の看護休暇の法定期間の延長」も、母子世帯では 5～7%の間で、ふたり親世帯では 6～8%の間で推移している。

「保育所サービスの多様化」は、2012 年では母子世帯で 21.1%、ふたり親世帯で 28.2%と支援を求めている割合も決して少ない訳ではなかったが、2016 年から 2022 年にかけてそれぞれ約 11 ポイント減少している。「保育の質の向上」は 2018 年から新たに追加されたが、2022 年でもほとんど変化しておらず、その割合は母子世帯で 1 割強、ふたり親世帯では 3 割弱となっている。次の 3 つの項目はどちらの世帯においてもこの 10 年間で支援を求める割合が減少している。「保育所の増設・受入児童数の増加」は、母子世帯では 17.2%から 5.6%へ、ふたり親世帯では 24.8%から 8.2%へと減少している。同様に「病時・病後児保育制度の充実」では、母子世帯で 21.6%から 13.5%へ、ふたり親世帯で 28.1%から 15.4%へ減少している。

図表 2-5-9　国や自治体に求められている支援のニーズ

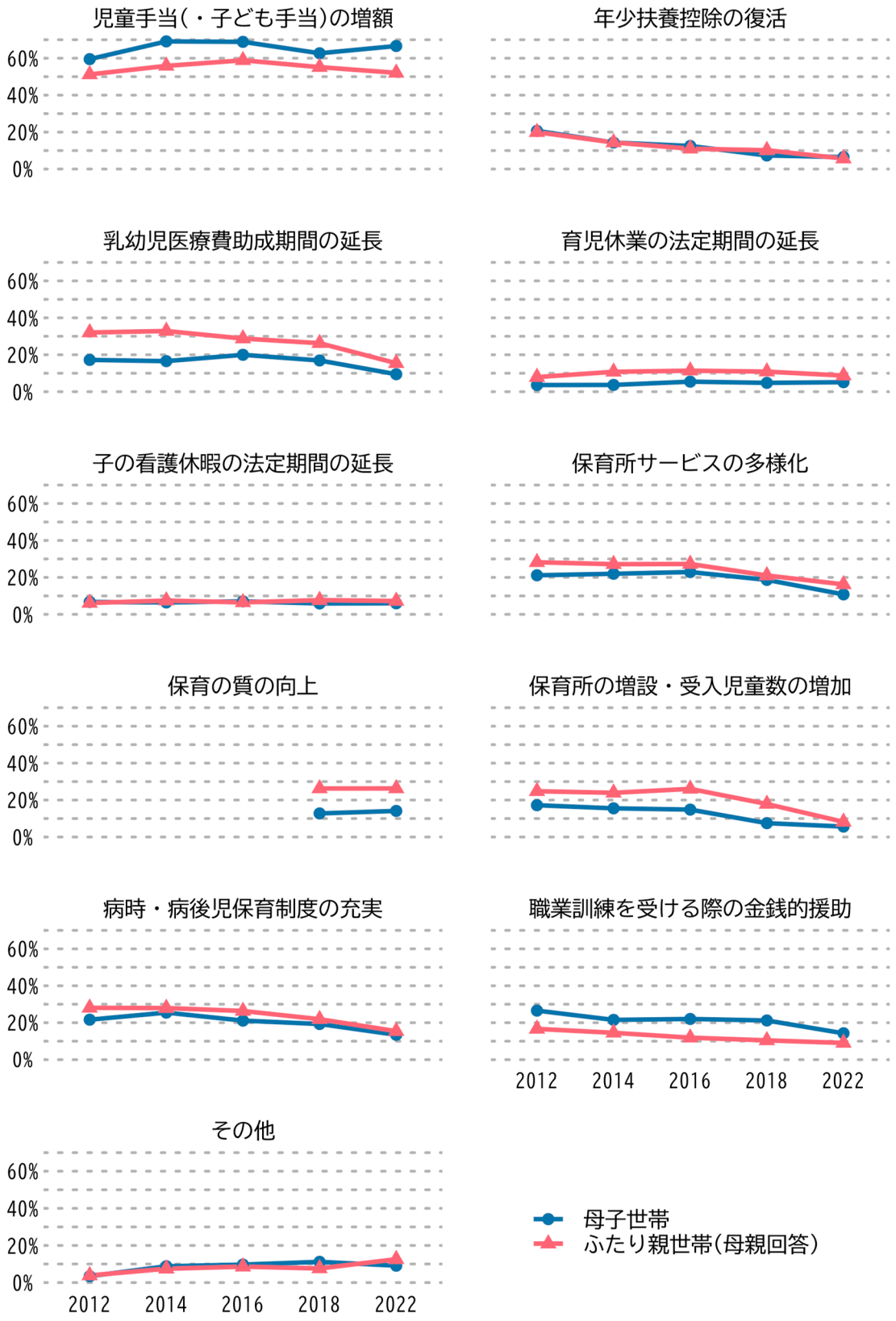

「職業訓練を受ける際の金銭的援助」は、母子世帯で 26.6%から 14.3%へ、ふたり親世帯では 16.7%から 9%へとこの 10 年間で減少している。「その他」は母子世帯で約 6 ポイント、ふたり親世帯で約 9 ポイント増加している。

なお、この設問の項目は乳幼児期から小学校低学年の子どもを対象とする支援策が多く列挙されている。しかしながら、第 2 章第 1 節で示したように、本調査における回答者（母親）や末子の年齢は上昇しており、ポスト育児期にある世帯が本調査に多く含まれるようになっており、このことが上記の乳幼児期から小学校低学年の子どもを対象とする支援策へのニーズの低下や「その他」の回答率の増加につながっている可能性がある。つまり、上記の支援策が対象としているライフステージに直面している世帯のサンプルが相対的に少なくなっていることが、上述のようなトレンドに関連している可能性があり、この場合現在進行形で乳幼児期から小学校低学年の子どもを養育している世帯のニーズを過小に評価してしまうことになる。したがって、こうした支援策のニーズが本当に減少しているのか、またニーズが多様化しているのかについて明らかにするためには、世帯のライフステージごとに分析を行う必要があることに注意されたい。

なお、「乳幼児医療費助成期間の延長」「保育所サービスの多様化」「保育所の増設・受入児童数の増加」「病時・病後児保育制度の充実」など 2016 年以降に比較的大きく減少している項目は、その後の調査で新たに選択肢が追加されたことが影響している可能性もあることに注意されたい。

図表 2-5-10 に第 6 回調査における、国や自治体に求められている支援のランキングの結果を示した。第 6 回調査では「国・自治体からの支援は十分である」「よくわからない」を除くと 15 個の選択肢があるので、その半分となる第 7 位までを表示している。「幼児教育・保育の無償化範囲の拡大」「物価・景気変動に応じた現金給付の充実」は第 6 回調査から追加された選択肢である。

両世帯において、「児童手当（・子ども手当）の増額」を求める割合が最も高く、「物価・景気変動に応じた現金給付の充実」がそれに次いでいる。母子世帯ではこの 2 つの項目はそれぞれ過半数以上の人々に求められているが、ふたり親世帯では前者が約 5 割、後者が約 4 割となっている。また、母子世帯ではこの 2 つの項目と第 3 位以降の項目の割合との差が大きく、特に家計負担を直接的に軽減する給付系の支援のニーズがかなり強いといえる。

両世帯ともに第 3 位から第 7 位には、「保育の質の向上」「保育所サービスの多様化」「病時・病後児保育制度の充実」「乳幼児医療費助成期間の延長」などの子育て支援に関連するものがランクインしている。また、母子世帯では「職業訓練を受ける際の金銭的援助」が第 3 位にランクインしている。第 4 位以下の他の項目と比べて値が大きいというわけでは無いが、少なくとも職業訓練に関連する支援のニーズが上位にランクインしているといえる。それに対して、ふたり親世帯では第 3 位から第 7 位はすべて子育て支援が占めており、母子世帯にない特徴として「幼児教育・保育の無償化範囲の拡大」が第 4 位にランクインしている。これはふ

図表 2-5-10　第 6 回調査における、国や自治体に求められている支援のランキング

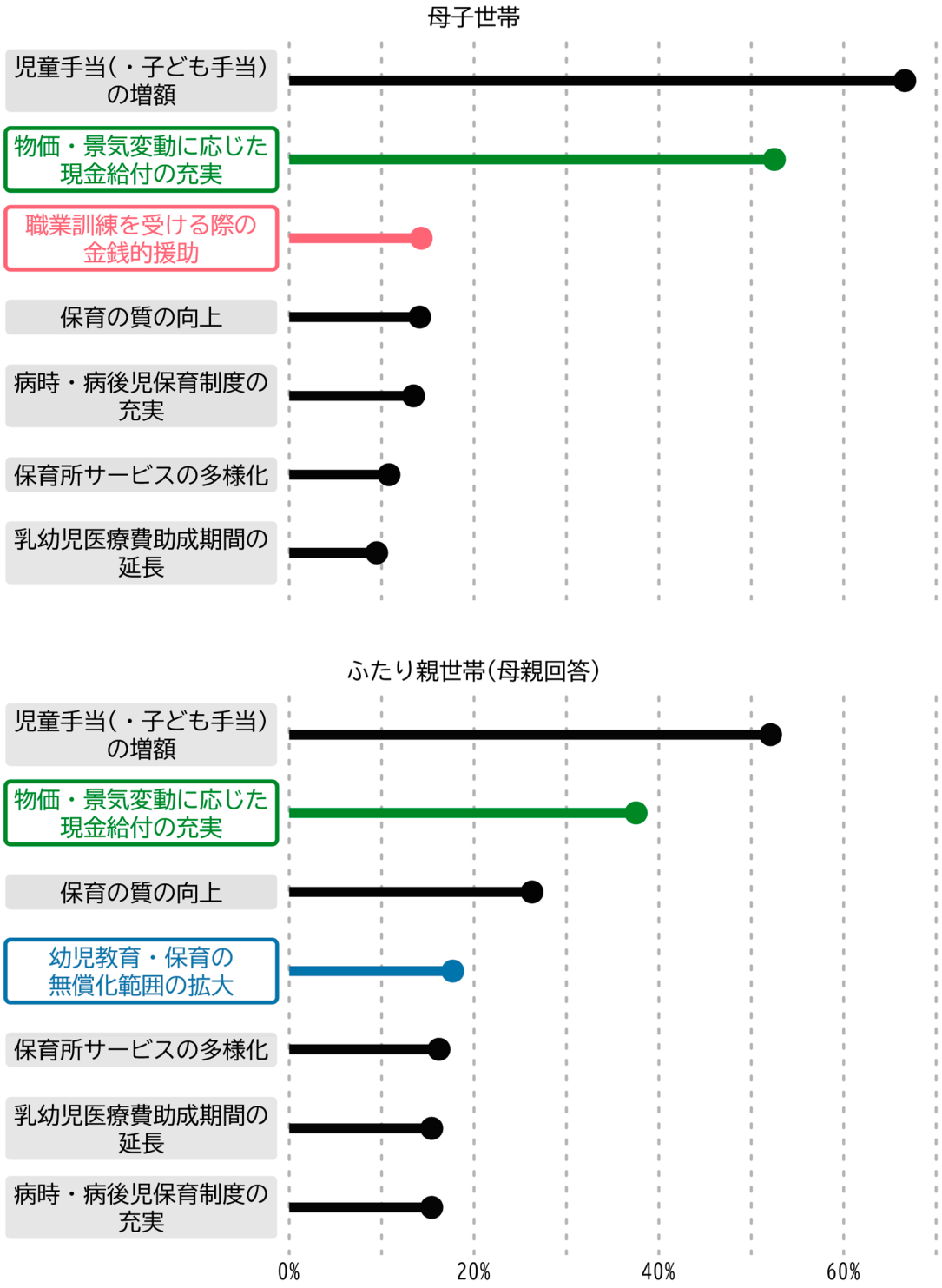

たり親世帯では世帯所得が高いなどの理由から幼児教育・保育の無償化の対象になっていない世帯が多いためであると考えられる。

(3) 会社や職場に求められている支援

本節では「母子世帯に対する政策的支援のニーズ」を明らかにするために、会社や職場に求められている支援を集計する。この設問は「あなたが育児と就業を行う上で、会社からの支援で拡充すべきだと思うものは何ですか」という問いに対して以下の項目のうち最大 3 つまで選択する形式になっている。選択肢は「就業時間の配慮」「保育料・ベビーシッター代の援助」「復職へのサポート」「事業所内の託児施設」「その他の支援」「会社からの支援は十分」となっている。

図表 2-5-11 に会社や職場に求められている支援のランキングを示した。両世帯ともにいずれの時点でも「就業時間の配慮」を求める声が最も多い。ただし、この 10 年間で母子世帯では約 7 ポイント、ふたり親世帯では約 8 ポイント減少しており、就業時間を巡る問題[12]は改善しつつあることがわかる。第 2 位以下の項目については世帯ごとに違いがある。

2012 年時点の母子世帯では「復職へのサポート」が第 2 位、「事業所内の託児施設」が第 3 位、「会社からの支援は十分」が第 4 位、「保育料・ベビーシッター代の援助」が第 5 位、「その他の支援」が第 6 位となっている。その後の 10 年間で「復職へのサポート」の割合は約 9 ポイント減少し、2022 年では第 5 位へランクダウンしている。その代わりに「会社からの支援は十分」の割合が約 8 ポイント増加し、2022 年では第 2 位へランクアップしている。「事業所内の託児施設」は、2014 年で割合が微増し第 2 位へとランクアップしたが、その後は 20%前後であまり変化がなく、第 3 位に留まっている。「その他の支援」はランキングこそ変化はないものの、割合は約 3 ポイント増加しており、求められている支援はここに上げているもの以外に多様化している可能性がある。以上のように、母子世帯ではかつて特に「就業時間の配慮」と「復職へのサポート」を会社や職場に求める人が多かったが、トレンドとしてはこの 10 年間でそうしたニーズが満たされている傾向にあり、会社や職場からの支援に満足している人も多くなっている。

ふたり親世帯でも全体的な傾向として支援のニーズが満たされているという状況が観察される。「会社からの支援は十分」は 2012 年時点では 14.7%で第 5 位だったが、2022 年には 26.3%へと増加し第 2 位へランクアップした。支援のニーズの充足感の高まりに伴って、その他の項目はスライドする形でランクダウンしている。「事業所内の託児施設」はこの 10 年間で第 2 位から第 3 位へランクダウンしており、割合も約 11 ポイント減少している。「復職へのサポート」はこの 10 年間で約 7 ポイント減少し、第 3 位から第 5 位へとランクダウンしている。「保育料・ベビーシッター代の援助」はこの 10 年間で第 4 位と第 5 位を行き来しており、割合も 2 割強から 3 割弱の間で増減を繰り返している。「その他の支援」は約 5 ポイント増加しており、わずかながら求められている支援のニーズが多様化している可能性がある。ふ

[12] ただし、残業の削減をはじめ、短時間勤務制度の導入、その他の労働時間の柔軟化など「就業時間の配慮」の方法は多様であり、この選択肢からは回答者が具体的にどのような就業時間の問題を抱えているかはわからない。この点は本調査の課題の一つである。

図表 2-5-11　会社や職場に求められている支援のランキング

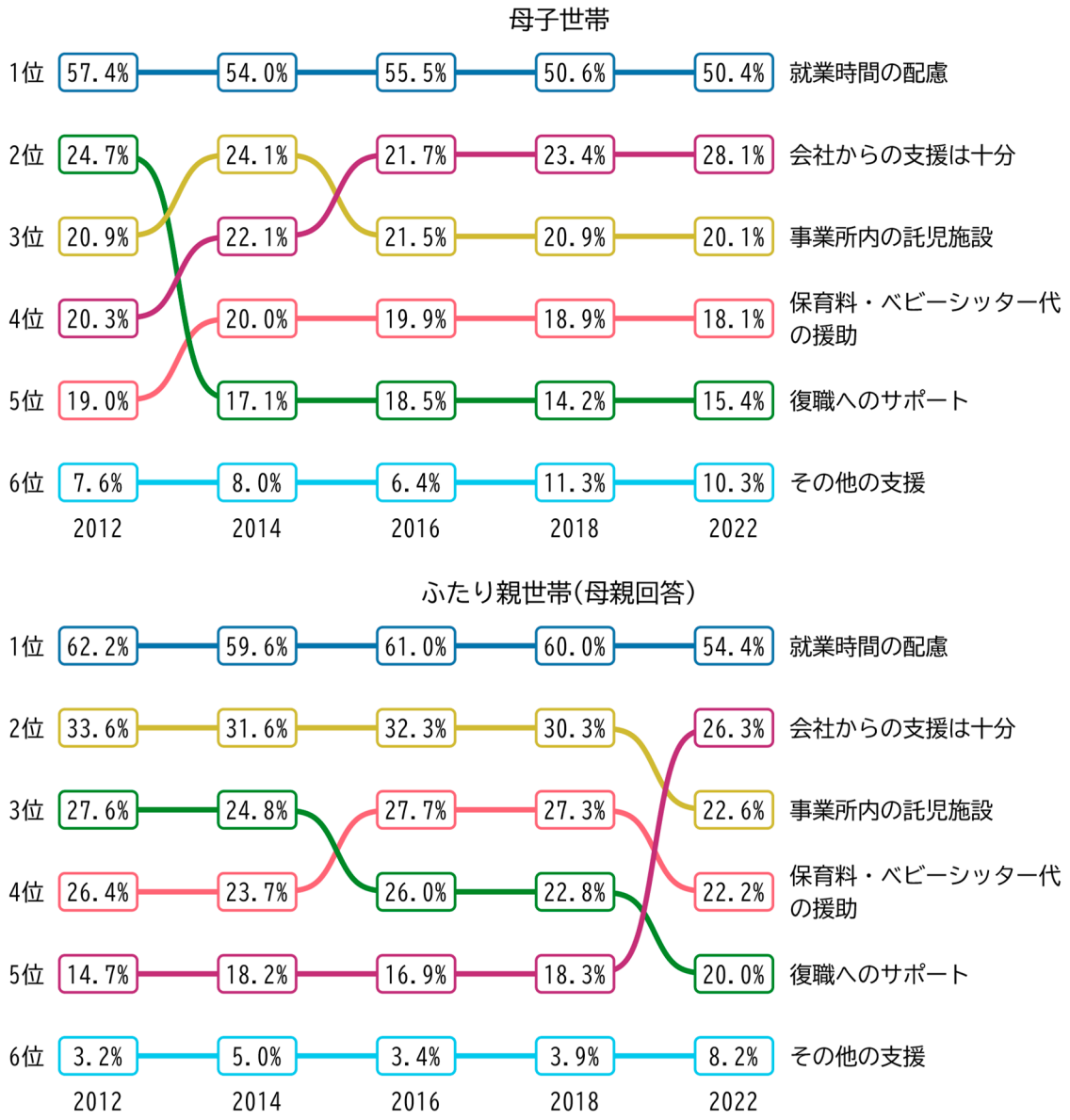

たり親世帯では、「就業時間の配慮」に付け加えて「事業所内の託児施設」「復職へのサポート」「保育料・ベビーシッター代の援助」のニーズが高かったが、特に「事業所内の託児施設」と「復職へのサポート」はこの 10 年間でニーズが満たされている。

参考文献

大石亜希子（2013）「シングルマザーは働いていてもなぜ貧困か」『子育てと仕事の狭間にいる女性たち―JILPT 子育て世帯全国調査 2011 の再分析』労働政策研究報告書，No.159，pp.145-177.

チャンス・フォー・チルドレン（2023）「子どもの『体験格差』実態調査最終報告書―全国の小学生保護者 2,097 人へのアンケート調査」.

中室牧子（2022）「教育格差の処方箋（中）―子供と過ごす時間、質高めよ」日本経済新聞（経済教室），2022 年 8 月 22 日朝刊，p.14.

永瀬圭・太郎丸博（2014）「性役割意識のコーホート分析―若者は保守化しているか？」『ソシオロジ』，58(3)，pp.19-33.

Esping-Andersen, G. (1999). Social Foundations of Postindustrial Economies. Oxford University Press, UK.

第 3 章　まとめ

第 1 節　集計結果の要約

本調査シリーズにおける集計結果からわかる、ふたり親世帯の母親と比較したときのこの 10 年間の「シングルマザーの経済的自立の状況」は以下の通りである。

(1)　世帯の基礎情報

この 10 年間、世帯における子どもの人数に大きな変化はないものの、親との同居率の低下によって全体的に世帯が小規模化している。母子世帯の多くが離婚を理由として「ひとり親化」し、その離婚自体は子どもが小さいときに発生しやすいが、その後の追加出生が生じにくいために従来から比較的一人っ子が多いという特徴がある。こうしたなか、親同居率の減少によって母子世帯はより一層小規模化した。なお、ふたり親世帯においても親との同居率は低下し、世帯人数も減少している。昨今の未婚率の上昇には留意する必要があるが、ふたり親世帯においては、未だ「二人っ子＋夫婦」という近代社会における 4 人家族の典型的な構造は大きくは変化していない。

一方で世帯におけるライフステージにはやや変化が見られた。追加出生の減少・晩産化によって母子世帯とふたり親世帯のどちらにおいても子育て期の世帯が若干減っている。なお、母子世帯においては上述のように追加出生が生じにくいという理由から、クロスセクショナル調査によって母子世帯を捉えようとすると必然的にポスト育児期にある世帯が多くなってしまう。ふたり親世帯は育児期にある世帯も相対的に多いが、特に 2016 年以降は末子年齢が高い世帯が多くなっている。ポスト育児期の世帯が調査対象になっているケースが徐々に増加しているため、両世帯における母親の年齢もこの 10 年間で上昇している。

一般的に現代社会では女性の高学歴化が生じている。ふたり親世帯ではこの 10 年間で高学歴化が顕著に観察されているのに対して、母子世帯ではそうした傾向がほとんど観察されていない。学歴は社会階層を規定する重要な要因の一つである。社会階層的地位が低いほど離婚しやすいことが知られており、母子世帯の多くは最終学歴が高卒以下である。ふたり親世帯の女性のほうが高学歴で、母子世帯の女性のほうが低学歴であるという特徴は従来から観察されていたが、この 10 年間でふたり親世帯における女性の高学歴化が大きく進展したため、世帯間の学歴の格差は顕著に拡大している。

(2)　母親の職業生活

「母親・女性の就労」に関する考えに世帯間の違いはほとんどない。どちらにおいてもこの 10 年間で「母親・女性の就労」には肯定的な意見が増加している。母親の就労が未就学児に良くない影響があるという意見には反対多数、性別役割分業には反対多数、女性の出産後の就業継続には賛成多数で、いずれも近年ほどのその傾向が強まっている。望ましい母親の働き方についても、「育児休業・子育て専念→短時間勤務→フルタイム勤務」というパターン

に極端な変化はないものの、近年ほど子育てに専念するよりも何らかの形で就業を継続することを理想とする傾向のほうがやや強まっている。その一方で、3 歳以降の望ましい働き方に関しては残業ありのフルタイム勤務と、所定労働時間がフルタイムより短い短時間勤務とで二極化の傾向があったり、特に 3 歳～8 歳にかけては在宅勤務の割合も近年微増していたりと、3 歳～12 歳くらいまでの母親の働き方の希望が多様化している可能性がある。

母子世帯の母親の現在の仕事の質はふたり親世帯に比べて決して悪いとはいえない。母子世帯の母親は、有業率が高く、フルタイムの正規雇用としての労働参加が多く、個人年収も極端に低いわけではない。ふたり親世帯の母親においては、有業率が相対的に低く、非正規雇用やパートタイムの割合も高く、個人年収が低いケースも一定数存在している。むしろ、大卒者が多いふたり親世帯の母親において労働参加が十分ではないケースが一定数存在することのほうが問題といえる。より厳密には学歴や雇用形態を揃えたうえで世帯間の比較を行う必要があるものの、これらの点においては、母子世帯の母親のほうが現在の職業生活における質は良いといえるかもしれない。ただし、職域には若干違いが出ており、母子世帯の母親は比較的サービス職寄りで、ふたり親世帯の母親では専門・技術職寄りとなっている。

これまでの職業キャリアにおいては、出産育児を経験して退職しその後再就職する典型的な M 字型カーブが両世帯において観察されている。望ましい働き方としては「子育て専念」が決して少なくないことを上述したが、それと整合的に第 1 子の出産前後における無業率も決して低くない。もちろん、本調査には比較的年齢が高い（古い世代の）母親が多く含まれており、特に直近で子どもを出産したような年齢の若い（新しい世代の）母親のサンプルが少ないという特徴があり、この傾向は必ずしも最新のものではないことに注意する必要がある[21]。

出産後の就業状態に関しては、母子世帯では非正規雇用の割合が高く、近年は特に出産後の非正規雇用の割合が増加している。ふたり親世帯でも出産後の無業率は相対的に高いが、近年は減少傾向にあり、その代わりに出産後の正規雇用の割合が増加している。また、学卒後の長期的な職業キャリアについては、両世帯ともにやはり出産や育児で一度退職してその後再就職したパターンが多いが、母子世帯では近年それが減少し、転職経験はあるものの学卒後は一貫して働き続けてきたパターンが増加している。一方で、日本的雇用慣行が典型的に想定している、学卒後の勤務先で長期的に働き続けるパターンは母子世帯よりもふたり親世帯で多い。

(3) 世帯の家計と生活状況

母子世帯の家計は総じて厳しい状況にある。当然の如く、母子世帯の世帯年収は税込み・手取りどちらもふたり親世帯よりも低い。等価可処分所得によって世帯人数を調整しても、

[21] 出生動向基本調査によると、出産コーホートに着目した場合、より最近で子どもを産んでいる女性においては第 1 子出産時での無業率は低下していることが指摘されている（国立社会保障・人口問題研究所 2023）。

なお母子世帯における生活水準は低い。そして、この等価可処分所得の低さは母子世帯における貧困を反映している。今日も母子世帯の半数は相対的貧困に陥っており、貯蓄を行う余裕もほとんどなく、世帯としての経済的バッファーは脆弱である。ただし、長期的なトレンドとしてみた場合、母子世帯の家計や相対的貧困、貯蓄状況は改善傾向にある。しかしながら、ふたり親世帯においてもこの 10 年間で世帯年収の大きな増加が見られており、世帯間の経済的な格差は縮小するどころかむしろ拡大している。

こうした家計の状況から、母子世帯における生活は苦しいものになっている。上記の家計的な困窮状態は子どもの「体験」の貧困にも繋がっている。母子世帯では子どもの習い事・学習塾や家族旅行への支出も負担することが困難な状況にある。一方で、ふたり親世帯ではこれらの「体験」への支出を負担できる割合が相対的に高く、また近年その傾向も強くなっており、世帯間の子どもの体験格差は拡大している。さらに、母子世帯の母親の主観的幸福度は相対的に低く、厳密な因果関係を想定することは難しいが、家計や生活における困窮がそれと関連している可能性もあるだろう。

(4) 母子世帯に対する政策的支援のニーズ

既存の両立支援系については、どちらの世帯においてもこの 10 年間で認知度が上昇し利用拡大が起こっている。ただし、その中でも子の看護休暇制度や短時間勤務制度については利用拡大という傾向はあるもののその水準は相対的に低く、未だ制度の認知が十分ではない状態である。その一方で、主に母子世帯を対象とする能力開発系の制度については利用は限定的であり、対象となっている母子世帯においてもそもそも制度を知らないという割合が非常に高い。

第 6 回（2022 年）調査において人々が国や自治体に求めている支援を直接的に尋ねた場合、どちらの世帯においても、家計負担を直接的に軽減する給付系の支援がかなり強く求められている。特に母子世帯においては、児童手当の増額を求める人は 6 割以上、現金給付を求める人は 5 割以上いる。ふたり親世帯においても 4 割以上の人が増額と現金給付を求めており、家計の困窮状況にかかわらず、家計負担の直接的軽減は多くの母親が求めているものであることがわかる。その他の支援のニーズの違いに着目すると、母子世帯においては子育て系支援だけではなく職業訓練に対する金銭的援助のニーズが上位にランクインする一方、ふたり親世帯においては子育て系支援のニーズが上位を占めている。

会社や職場に求められている制度についてはこの 10 年間で充足度が特に高まっている。母子世帯においては就業時間への配慮や復職へのサポートが、ふたり親世帯においてはそれらに付け加えて事業所内の託児施設が充足されつつある。その結果、第 6 回調査においてはどちらの世帯においても少なくとも 1/4 の人々が会社からの支援が十分であると認識している。しかし、就業時間への配慮が必要だと感じているのは未だ 5 割以上存在しており、それが残業時間の削減なのか短時間制度の充実なのか、それ以外の労働時間の柔軟化なのかにつ

いては今後新たに調査する必要があるが、総合的な働き方改革的な施策がどちらの世帯においても求められている。

第 2 節　検討すべき政策的議論の方向性

以上を踏まえると、「シングルマザーの経済的自立の状況」に関して検討すべき政策的議論として以下のようなことが考えられる。

まず、母親・女性の職業生活の側面からのシングルマザーの経済的自立についてである。男女雇用機会均等法や育児・介護休業法、女性活躍推進法などの一連の女性労働政策は、ひとり親であるかどうかを問わず、一人の女性が経済的に自立した職業生活を送ることができるよう、職場における男女均等と両立支援を軸に様々な介入を行っている。今日の女性活躍推進の主たるシナリオは、男女均等と両立支援に関する施策によって、かつてライフイベントによって就業中断していた女性を、日本的雇用慣行におけるキャリア形成上最もメリットが享受できる（正社員としての）長期勤続型キャリアに乗せることである。もちろん制度の原理上は、シングルマザーであっても、これらの女性労働政策の恩恵を受けて経済的に自立した職業生活を送ることができるはずである。しかしながら、実際には女性労働政策が想定している「女性労働者像」は、本書で明らかになったシングルマザーの姿とはやや異なっている。

1985 年に制定された男女雇用機会均等法が職業生活における男女の平等（均等）の達成を目標としていることからもわかるように、女性労働政策の主たる理念の一つは男女平等であるが、それだけがその後の女性労働政策の進展を支えていたわけではない（伊岐 2011）。その後の女性労働政策においては徐々に女性の活用・活躍という理念が顕在化してきた。この背景には、1960 年代以降から一貫して女性の高学歴化が進んでいるにも関わらず職業生活における男女の不平等がなお存在しているという状態が、高学歴化によって向上している女性の能力をいたずらに未活用のままにしていることを一段と強調するようになったということがある。経済学的にいえば、女性がライフイベントによって就業を中断したり無業化することは、より長く教育を受けたことによって培われた人的資本を無駄にしていることになり、労働者のみならず企業や経済社会全体にとっても大きな損失になるということである。

従来の女性労働政策が案に想定しているのは高学歴（短大卒・大卒）の女性労働者像であり、そこにおける重要な課題は「高学歴であるにも関わらず未活用・未活躍の女性が存在している」ということである。しかし、第 2 章で示したようにシングルマザーは高学歴化していないため、その多くが今日も低学歴出身（高卒以下）であることを踏まえて、彼女たちの経済的自立のためにいかなる女性労働政策が有効であるのかを議論する必要があるだろう。言い換えれば、男女均等と両立支援を中心とする従来の女性労働政策とは異なる視点が必要かもしれない。

例えば、低学歴であるほど初職で非正規雇用につきやすく（豊永 2018）、一度非正規雇用についてしまうとその後安定的なキャリアを形成することが難しい（石田 2021）。こうした状況においては、低階層出身者が長期勤続型キャリアを獲得するための政策的介入を行うことがシングルマザーの経済的自立に資すると期待できる。また、低階層出身であるシングルマザーが典型的に辿ってしまうような職業キャリアのタイプであっても経済的に自立可能となる状況を整備するという方法も考えられる。仮に初期キャリアが不安定なものであったとしても、その後安定的な職業キャリアを獲得できるようなセカンドチャンス的な施策も重要である。そうしたセカンドチャンス的な施策として、すでにひとり親世帯の父母を対象とする職業能力開発支援制度はいくつか整備されているが、本書で示したようにあまり認知度が高いとは言えなかった。シングルマザーの職業能力開発支援のニーズはふたり親世帯の母親と比べて相対的に高く、この支援を求めている人が実際に利用しその恩恵を受けているのかどうかを分析する必要がある。

さらに、近年では世帯の貧困の改善という側面からみたとき、就労のみによるシングルマザーの経済的自立には限界があるとも指摘されている（周 2021）。前述の職業生活の側面での経済的自立が達成されたとしても、母子世帯における貧困全体は解消されない可能性もある。なぜならば、本書で示したように、この 10 年間でふたり親世帯（の家計）も相対的に豊かになっており、家計に関してはむしろ格差が拡大しているからである。もちろん、この背景には比較的豊かな人々以外が家族形成を行うことが難しくなっているという事情もあると推察される。しかし、上述の女性労働政策を中心とする職業生活の側面における経済的自立の達成は、ひとり親かどうかに関わらず女性全般が恩恵を享受しうるものであり、果たして職業生活に着目した施策のみで格差の拡大を抑制することができるのであろうか。このような視点にたてば、既存の社会保障給付の充実・拡大に付け加えて元配偶者からの養育費の確保などによって、「ひとり親化」してしまうことのリスクを社会的に低減する仕組みが必要といえる（周 2021）。

冒頭でも述べたように本書は調査シリーズであり、ここでの集計は記述的なものにとどまっている。これらの記述的な分析から本格的な政策的議論を行うことは難しいが、少なくとも検討すべき議論の方向性の試案は上述のように示すことができるだろう。2024 年度に刊行予定の報告書ではこれらのテーマに沿って詳細な分析を行う予定であり、上述の試案は近い将来本格的に議論されうる研究課題として位置づけておく。

参考文献

伊岐典子（2011）「女性労働政策の展開」『労働政策レポート』、No.9、 労働政策研究・研修機構.

石田賢示（2021）「初期キャリアの格差は縮小してゆくのか―『間断のある移行』の影響に着目して」渡邊勉・吉川徹・佐藤嘉倫編『少子高齢社会の階層構造 2―人生中期の階層構造』東京大学出版会.

周燕飛（2021）「離別親から養育費を確保するための条件」『仕事と子どもの育成をめぐる格差問題』労働政策研究報告書，No.208，pp.112-123.

国立社会保障・人口問題研究所（2023）『現代日本の結婚と出産―第 16 回出生動向基本調査（独身者調査ならびに夫婦調査）報告書』

豊永耕平（2018）「高学歴化・経済変動と学歴―上層ホワイトカラー入職に対する学歴効果の変容」『教育社会学研究』、第 103 集、pp.47-68.